

東京都主税局委託調査

スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービス
と企業の公的負担のあり方に関する調査
報告書

平成 25 年 2 月 28 日



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.

□ ■ 目次 ■ □

I. 基本的事項	- 1 -
1. スウェーデン単一国家の概要	- 1 -
(1) 国と地方の仕組み（地方自治制度の概要）	- 1 -
(2) 政府間の権限配分（根拠法律、主な所掌事務、権限の優劣、国・地方自治体の関係、政府間財政関係(課税権、徴税権、配分権、税率決定権、独自課税等)）	- 2 -
2. 基本的データ	- 13 -
(1) 概況	- 13 -
(2) 財政規模	- 13 -
(3) 経済指標	- 23 -
(4) 企業の概況	- 23 -
3. 社会保障制度（年金、医療、子育て、介護、福祉等）の概要	- 32 -
(1) 社会保障制度の全体像	- 32 -
(2) 社会保障制度の理念と最近の動向	- 37 -
(3) 社会保険制度	- 39 -
(4) 個別社会保障分野	- 44 -
II. 企業の公的負担	- 68 -
1. 企業課税の概要	- 68 -
(1) 法人税	- 68 -
(2) 固定資産税	- 73 -
(3) 付加価値税	- 74 -
(4) エネルギー関連税	- 75 -
(5) 原子炉の熱出力に対するエネルギー税	- 77 -
(6) 自動車税	- 78 -
(7) 混雑税	- 79 -
(8) 税制優遇措置の評価	- 81 -
2. 租税以外の企業の公的負担（法定拠出）の概要	- 83 -
(1) 社会保障に関わる企業の公的負担（法定拠出）	- 83 -
(2) 社会保障以外の企業の公的負担（法定拠出）	- 84 -
(3) その他、金銭的拠出を伴わないが、企業にとって負担感のある制度等	- 84 -
3. 法定外福利費の概要	- 85 -
(1) 法定外福利費の種類	- 85 -
(2) 法定外福利費の規模と税制上の扱い	- 86 -
(3) 労使の団体協約に基づく法定外福利の決定	- 87 -
(4) 労働コストに占める法定外福利費の大きさ	- 90 -
(5) 法定外福利費の大きさ法定外福利費についての企業の考え方	- 91 -
(6) その他（企業による従業員の能力開発等）	- 91 -

Ⅲ. 企業支援に関する行政サービスとこれらのサービスに対する企業側の評価	- 94 -
1. 企業をサポートする行政施策（歳出面）	- 94 -
(1) 国の役割	- 94 -
(2) 地方の役割	- 99 -
2. 具体的な支援策	- 101 -
(1) 地域開発助成金	- 101 -
(2) より良い規制（Better Regulation）	- 104 -
3. 政府による職業訓練施策	- 108 -
4. その他	- 109 -
(1) 企業が企業負担や企業支援に関する要望を伝えるルート	- 109 -
(2) 企業が立地を決定する要因	- 109 -
(3) 企業課税を巡る特筆すべき事項－タックス・ギャップへの対策－	- 110 -
(4) 企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する考察	- 113 -
参考資料	- 116 -

I. 基本的事項

1. スウェーデン単一国家の概要

(1) 国と地方の仕組み（地方自治制度の概要）¹

①地方自治制度の概要

スウェーデンは、立憲君主制を採用する一院制民主国家である。国の統治に関する統一な憲法典は存在しないが、「統治法典（Instrument of Government）」「王位継承法（The Act of Succession）」「出版の自由に関する法律（The Freedom of the Press Act）」「表現の自由に関する基本法（The Fundamental Law on Freedom of Expression）」の4つが国の基本法とされている。このうち地方自治制度については、統治法典第1章第7節において「スウェーデンには、ランスティング（Landsting＝県、英語表記は County council / region）とコミューン（Kommun＝市町村、英語表記は Municipality）を置く。ランスティングとコミューンの政策決定権は、その議会にある。ランスティングとコミューンは、その責務を果たすために、課税権を有する。」と規定されている。

上記の統治法典の他、スウェーデンにおける地方自治制度の具体的内容が規定されているのは、1862年に制定された地方自治法（Swedish Local Government Act）である。同法において、地方自治体の構成単位としてコミューンとランスティングが規定されており、その役割については、「民主主義と地方自治の検束に基づき、地方自治又は特別法に定める事務を処理するもの」と定義されている。

コミューンは、大よそ我が国の基礎自治体である市町村に該当するもので、スウェーデン全体で290存在している。その業務は教育、福祉を中心とする住民への直接サービスである。一方、ランスティングは、複数のコミューンを含む広域的な自治体で、地理的には我が国制度で言う都道府県に相当し、スウェーデン全体で21存在している²。その主な業務は医療サービスで、事務（歳出）の約9割が保健医療関係である。コミューンとランスティングは、それぞれ所管する地域と人口規模によって事務分担しており、相互に対等な関係の地方自治体であり、制度的にはランスティングはコミューンの上位団体に位置付けられるものではない。この点は我が国の市町村と都道府県との関係と異なる。

なお、コミューンの平均人口は約32,676人（中央値：15,221人）、ランスティングの平均人口は約451,243人（中央値：272,883人）となっているが、その規模にはバラツキが大きい。

¹ 以下は、主に財務省財務総合政策研究所（2006）「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 第12章 スウェーデンにおける国と地方の役割分担」（調査実施は弊社）及び自治体国際化協会（2004）「スウェーデンの地方自治」の記載内容を基に、各事項について情報を更新して作成した。

² コミューンではあるがランスティングの事務も所掌するゴットランドを含め、ランスティングの数を21とする。また、ランスティングのうち、本来は国の業務である地域開発も所掌するゴットランド、ハーランド、スコーネ、ヴェストラ・ヨータランドの4つのランスティングは、特にレギオン（Region）と呼ばれる場合もある。以下、本報告書では4つのレギオンもランスティングに含めることとし、ランスティングの数は21とする。また、コミューンの数は290と数えることとする。

(2) 政府間の権限配分（根拠法律、主な所掌事務、権限の優劣、国・地方自治体の関係、政府間財政関係(課税権、徴税権、配分権、税率決定権、独自課税等)

①国、地方の主な所管業務

地方自治体の事務と権限については、地方自治法第2章において、地方自治体に認められた一般的権限に基づくものと、個別事業について定められた特別法に基づくものが存在すると規定されている。

このうち一般的権限は、その地方自治体の「秩序及び経済に関する公共の必要」に応える一般的権利であり、この一般的権限に基づく事務として具体的には、住宅の供給、道路ネットワークの整備、交通、通信、上下水道、エネルギーの生産と供給、レジャー、文化活動等がある。一方、特別法に基づく事務としては、コミューンについては、学校教育、社会サービス、高齢者ケア、心身障害者ケア、計画と建築、救助サービス、環境保護対策があり、ランスタイピングについては、医療と歯科治療がある。

事務配分の原則としては、国は社会全般の発展と国全体の生活水準の維持に責任を持っており、議会と政府は地方自治体の事業について法的及び財政的な枠組みを設定し、各分野についての目標や指針を指示する。一方、コミューン及びランスタイピングは、それに沿って、上記の一般的権限及び特別法に基づいて、それぞれの事務事業を実施することとなる。下表は国、地方の主な所掌事務である。

図表 スウェーデンにおける国・地方の主な役割分担

国	コミューン	ランスタイピング
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外交 ・ 防衛 ・ 公安・警察 ・ 立法 ・ 司法制度 ・ 経済政策 ・ 高等教育及び研究 ・ 高速道路、長距離交通 ・ 通信 ・ 労働市場、産業政策 ・ 住宅政策 ・ 社会保障、移転給付（年金など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育、成人教育 ・ 児童ケア ・ 障害者支援 ・ 高齢者ケア ・ 地域計画、建築許可 ・ 消防 ・ 救急 ・ 民間防衛 ・ 緊急計画 ・ 環境、保健 ・ 水道、下水道 ・ エネルギー供給 ・ 廃棄物収集、処理 ・ 道路建設維持管理 ・ 公園整備維持管理 ・ 文化、余暇活動支援 ・ 地域経済支援 ・ 地域交通 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般医療 ・ 母子保健 ・ 歯科治療 ・ 精神保健 ・ 医療専門職教育 ・ 農林業教育 ・ 成人教育 ・ 文化、余暇活動支援 ・ 地域交通

資料) 自治体国際化協会 (2004) 「スウェーデンの地方自治」

なお、コミューンとランスタイピングは共同で、当該地域の公共交通（バス、路面電車、地下鉄等）の業務を行うこともある。この場合、公共交通企業を直接保有（経営）する場合もあれば、委託契約により実施する場合もある。

②レーン府（国の地方行政機関）

スウェーデンには、地方自治体のコミューン、ランスタイピングとは別に国の事務を地方レベルで遂行する国の出先機関として、レーン府（Länsstyrelse）が存在する。このレーンは地理的にはランスタイピングにほぼ一致し、全国で計 21 存在する³。

レーン府はその区域内において国の事務を行うとともに、レーン内における国、コミューン及びランスタイピングの活動が地域における政策目的に従って実施されているかを調整するという責務を負っている。このレーン府は、6 年の任期で内閣により任命される議長であるレーン府長官（landshövding）とランスタイピングにより 3 年の任期で選出される 14 名の委員によって構成されている委員会組織であり、それらが運営母体となっている。レーン府長官には、大臣等の高名な政治家、高級官僚などが任命される。レーン府は以下の業務について、域内の地方自治体及び民間会社などに対する監督の責任を負っている。

図表 レーン府の主な所管業務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 国の地方支部局としての事務（行政的許認可、警察・公安、労働市場、産業政策等）・ 交通安全（タクシー、バス、貨物輸送など）・ 農業及び牧畜業、食品衛生に関する法規・ 動物保護・ 自然環境の保護・ 住宅政策・ 狩猟及び漁労・ 遺跡の保全・ 各種のケアサービス・ トナカイ飼育及びハイランド地域の管理（特定地域のみ） |
|--|

資料）財務省財務総合政策研究所（2006）「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 第 12 章 スウェーデンにおける国と地方の役割分担」に加筆して作成

③レギオン実験

スウェーデンでは、1997 年以降、地方分権化を進める上で、国の地方出先機関であるレーン府の機能の一部をランスタイピングに移譲して、ランスタイピングから「レギオン（region）」への移行を試験的に進めている（レギオン実験）。ランスタイピングの境界同士に位置するコミューン間で、ランスタイピングの垣根を超えて地域間での連携を促進し、産業振興、高齢者介護の分野での統合により、地域を活性化すること等が目指されている。

³ 20 のランスタイピングと、ランスタイピングの機能も兼ねるコミューン（ゴットランド）を加え、21 となる。

る。

現在 21 あるランスティングを合併によって広域化し、将来的には 10 程度のレギオンに集約していく予定となっている⁴。ただし、1999 年に旧来のランスティング同士が合併して誕生したヴェストラ・イェータランドとスコーネの 2 つのレギオン以降、ランスティング同士の合併はなく、従来のランスティングがレギオン化したのみであり、レギオンの数は 2012 年末現在でも 4 つ（ゴットランド、ハーランド、スコーネ、ヴェストラ・ヨーランド）に留まっている⁵。

④政府間財政関係（課税権、徴税権、配分権、税率決定権、独自課税等）

地方自治体の課税権は憲法に相当する統治法典第 1 章第 7 条で保障されており、「地方自治体は、自らの事務遂行のために税を課することができる」と規定されており、また、第 8 章 5 条にて、「（国が）地方税制を変更する場合は、法により規定する必要がある」と定めている。これにより、地方自治体は、個別法で制定された、いくつかの制限を除けば、独自に税目を創設することが可能となっている。こうした憲法上の規定により、かつては、自治体ごとに多種・多様な税が設定され、例えば犬税などの税目が存在していたが、徴税コストがかかるなどの理由から、各地方議会において順次に廃止され、現在では、地方所得税が唯一の地方税目となっている。地方所得税は、国の法律で規定された税目であるが、税率の設定については、法律上、税率の上限規定が設けられておらず、地方自治体は、自由に税率を設定することができるようになっており、結果、自治体によって税率が異なる状況となっている。

なお、所得の把握及び徴税については、国の機関である地域税務局（skattemyndigheter）が行っており、税務局は、全国で 10 ヶ所存在する。

⑤財政調整制度

スウェーデンでは、国からの交付金（一般補助金、特定補助金）による調整（垂直的調整制度）に加え、地方自治体間で歳入、歳出の平均を基準に資金を移動し、財政力を調整する制度（水平的調整制度）がある⁶。

スウェーデンにおける財政調整制度は、1966 年に税平衡交付金制度が導入されたことを起源とする。その後、区分の見直しが幾度か行われた後、1986 年に自治体間での財政調整を行なう水平的調整制度が創設された。背景には、増加する歳出と所得税率の引き上げを進めた地方自治体に対して国が税率抑制政策を指示する中、その影響が自治体間で異なるようにすべきである、との要求があり、その調整のための制度として水平的調整

⁴ 2007 年に提出されたレギオン実験に関する責任委員会の最終報告書では、すべてのランスティングは 2014 年までにレギオンに再編されることが提案されている。

⁵ 地方自治体連合へのインタビューでは、「レギオン化は進んでいない」とのことであった。

⁶ 水平的財政調整制度は、スウェーデンにおける 4 つの基本法のうち、統治法典（Instrument of Government）第 14 章第 5 条を法的根拠としている。

制度が導入された。制度導入後、同制度は国からの特定補助金が一般補助金化されたことに伴い 1993 年に制度は一時廃止されたが、特定補助金削減の影響が大きかった地域や、一般補助金を含む中央政府の補助金総額抑制方針が地方自治体に与える影響が大きかったため、1996 年に甦生している⁷。

図表 スウェーデンにおける財政調整の発展経緯

年	改革内容
1966	全ての地方財政部門に対する税平衡交付金制度導入。「財政力不足に対する交付金」「高税率コミューンに対する交付金」「特別税平衡交付金」の3要素について、最低保障レベルを設定して財政調整。
1974	「高税率コミューンに対する交付金」を廃止。課税力区分をコミューンは6、ランスタピングは5つに区分。
1980	課税区分を12に増加。103-136%までの基礎保障割り当て、年齢構造に基づく基礎保障の修正。人口減少による追加措置導入。
1986	一般税平衡負担金と特別税平衡負担金による平衡交付金制度（水平的調整制度）導入。特別平衡税負担金は課税力が高いコミューンが累進的に負担。
1989	課税力区分を25に増加。100-157までの基礎保障割り当てに変更。
1993	平衡交付金制度の廃止及び国庫平衡交付金制度の導入。後者は「収入の標準化」「構造的差異の標準化」「人口減少の追加措置」の3要素。特定補助を一般財源化。
1996	平衡交付金制度の復活。住民一人当たり定額の包括交付金の導入
2005	歳入平衡化、費用平衡化、構造交付金、過渡的補助金、調整交付金を基本とする平衡化制度の導入

資料) 林健久 (2006) 「水平的財政調整の動揺」『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』東京大学出版会、原出典は伊集守道 (2005) 「スウェーデンにおける政府間財政関係」(日本財政学会第62回大会報告資料)を基に一部加筆修正

以下ではそれぞれの制度の概要について述べる。

1) 国からの交付金（一般補助金、特定補助金）

一般補助金（Block Grants to local government）の目的は、国が定めた政策目的に合致した行政サービスを地方自治体が地域住民に提供できるよう、地方自治体に対して財源保障することである。後述する水平的財政調整システムが存在するにもかかわらず、この一般補助金が国から地方自治体に交付される理由は、地方税収が水平的財政調整システムにより平準化されても、地方自治体の財政需要の総額は地方税収額よりも多額であるので、地方自治体の財政需要を総額として補填する必要があるからである。

この制度創設の背景には、1990年代に政府の地方自治体に対する補助金システム改革が実施されたことにあり、この機会に中央政府の地方自治体に対する数多くの特定目的別補助金が廃止されて、使途の制限が無い現在の一般補助金に移行している。

国が地方自治体の活動の財源を保障するための一般補助金額の水準は、国会で承認される「財政原則（Finansieringsprincipen）」によって決定されている。この原則は、もし政府によって採用された政策が地方自治体のコストを増加させるまたは地方税収を減少させ

⁷ 水平的調整制度の導入背景等については、林健久 (2006) 「水平的財政調整の動揺」『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』東京大学出版会に詳しい。

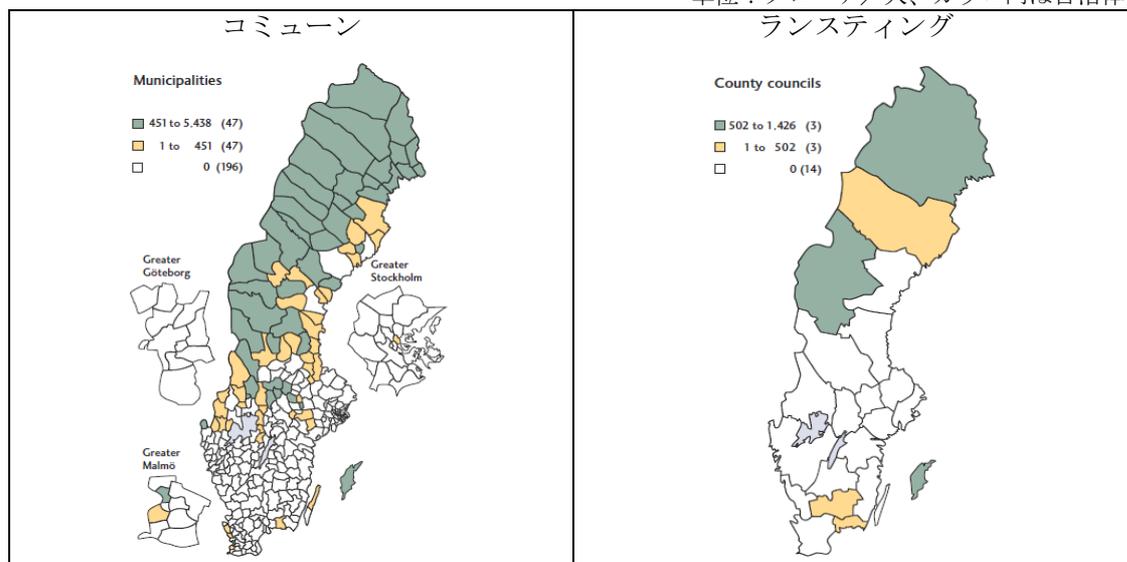
る結果につながったとすると、それに応じて政府の地方自治体へ交付する一般補助金も増加させなければならないこととなっている。

一般補助金は後述する平衡交付金とともに交付されるが、算定は別になっており、具体的な交付基準は各地方自治体に居住する住民数を基に決定される。ただし、年齢構成要素も加味されており、若年者及び高齢者などには加算項目が設定されている。この一般補助金の目的は地方自治体の税源や行政コストの構造上の格差をなるべく小さくするためである。例えば税収が少ない、即ち税源が乏しい地方自治体や、児童や高齢者の人口に占める割合が多い地方自治体は、税源が豊かな地方自治体や、子どもや高齢者の人口に占める割合が少ない地方自治体よりも多くの一般補助金が支出される仕組みになっている。なお、1992年以前の仕組みでは、地方自治体へ交付される政府の一般補助金は政府の地方自治体向けの補助金のうち10%程度を占めるだけであった。

この他、国からの交付金には、特定の問題を抱えた自治体を強化する目的で、「構造的補助金」「過渡的補助金」がある。「構造的補助金」は、2005年の制度改正による交付金収入の減少を補填するもので、2004年以前の制度において、産業振興・雇用促進及び脆弱な人口基盤を基に算定交付されていた歳出平衡交付金が減額することへの補填を目的としている。具体的には、交付金の減少額が、コミューンでは2005年の課税標準の0.56%、ランスタイングは0.28%を基準にして、これを上回る場合に国から交付される。また、「過渡的補助金」は、制度変更によって交付金収入の減少を補填するもので、上記「構造的補助金」では補償されない部分について、2005-2010年の時限的に交付されるものである。交付基準はコミューンでは2005年の課税標準の0.086%、ランスタイングは0.04%を基準に算定される。なお、「構造的補助金」の交付を受ける地方自治体は、下図のとおり、コミューン・ランスタイングとも、過疎地の北部地域が多くなっている。

図表 人口1人あたり構造的補助金交付額（2008年）

単位：クローナ/人、カッコ内は自治体数



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions(2008), “Local Government Financial Equalisation”

一方、特定補助金は学校、児童福祉、高齢者ケアなど特定分野の支出を目的に交付される補助金である。国の各省庁はこのような補助金により地方自治体が特定の事業を運営し、地方自治体において行政サービスの提供が円滑に行われることを促進する目的としてこの特定補助金を交付している。

1980年代の初期には、特定補助金は地方自治体の資源を非効率に使う結果となり、地方自治の決定力を侵害するものだと批判の対象となっていた。スウェーデンにおける地方自治体は、伝統的に民主主義システムの中で中心的役割を果たしてきたが、この特定補助金システムにより地方自治体の自治機能が損なわれていると危惧され始めた。例えば、高齢者ケアの最終的な目標はスウェーデンどこにおいても原則として同じであるが、過疎地と大都市で実施されている政策では、その置かれた環境の相違により、その状況が異なるため、国による画一的な特定補助金による財政調整では地方自治体ごとの実情にうまく対応しきれない。地方自治体が補助金も含めたすべての予算の使い方を独自に決定できれば、各地方自治体の実情に合致したものになるはずであると考えられるようになった。

このような批判に応えるため、1990年代の初めに国会は地方自治体に対する国の補助金システムについて画期的な改革を実施した。原則として国の地方自治体に対する国の補助金に充当される財源は、特別の理由がない限り一般補助金に充当されることとされた。地方自治体が国の委任を受けて事業を実施するために必要な経費を国が支払う場合には、その用途の特定化が継続されるが、その他については国の財源は一般補助金に移行されることとされた。現在では国の地方自治体に対する補助金の大半が一般補助金となっている。

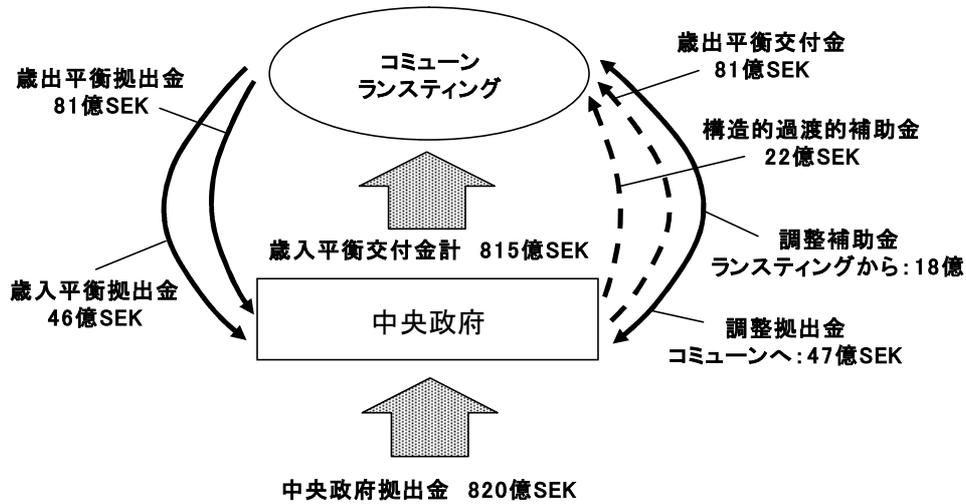
2) 水平的調整制度（平衡交付金制度）

1996年に導入された水平的調整制度（平衡交付金制度）の背景にある基本的な考え方は、課税標準や住民の年齢構成、地理的条件等の相違にかかわらず、すべての地方自治体が、住民に対して、同じ料金で同水準のサービスを提供することを可能にすることである。この仕組みは、ランススティング、コミューンの双方のレベルで実施される。

2004年までの制度では、住民一人当たりの課税所得額が全国平均値を超過している地方自治体からの拠出金を原資にして、住民一人当たりの課税所得額が全国平均値を下回る地方自治体に対して、水平的に財政調整が行われていた。また、歳出についても同様に、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を下回る地方自治体からの拠出金を原資にして、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を超過する地方自治体に対して水平的に財政調整が行われていた。

2005年における改正では、本制度の下で恒常的に負担側に回り続けていストックホルム市等からの批判を受ける形で、国の財源保障役割が大きな制度に変更されたが、引き続き、地方自治体間の歳入面での財政調整と歳出面での財政調整の両面が考慮された制度となっている。

図表 スウェーデンにおける財政調整の仕組み



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) ,“Local Government Financial Equalisation”
及びStatistiska centralbyrån (2012) ,“Årsbok för Sveriges kommuner”

図表 地方財政調整の内容 (2012年) 単位: 億クローナ

区分	コミュニティ	ランスタイピング	計
歳入平衡交付金	563	252	815
歳入平衡化拠出金	-42	-4	-46
歳出平衡化交付金	65	16	81
歳出平衡化拠出金	-65	-16	-81
構造補助金	15	7	22
過渡的補助金	-	-	0
小計	536	255	791
調整補助金/拠出金	47	-18	29
計	583	237	820

資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) ,“Local Government Financial Equalisation”
及びStatistiska centralbyrån (2012) ,“Årsbok för Sveriges kommuner”

a 歳入平衡交付金

2005年以降の制度では、住民一人当たりの課税所得額が、「全国平均値×115%（ランスタイピングでは110%）」を超過しているコミュニティから拠出された「歳入平衡拠出金（Income Equalisation Charge）」は、国税から拠出される前述の一般補助金の原資とともに一体化され、まとめて「歳入平衡交付金（Income Equalisation Grant）」として基準未満の地方自治体に交付されている。

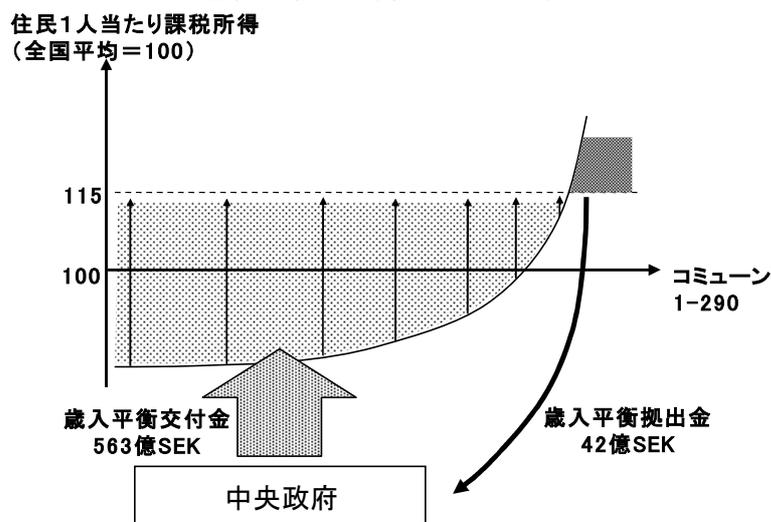
現行の「平衡交付金」の算定は、ランスタイピング、コミュニティ、それぞれの基準に基づき、別々に算定されている点は、従前と変わり無い。この「平衡交付金」の算定は大別すると、①税収が多い地方自治体の基準超過分を算定するプロセス、②これらの地方自治体からの拠出額、及び国税から拠出される一般補助金を合算した「歳入平衡交付金」の総額をもとに、各地方自治体への配分額を決定するプロセス、に整理できる。

①については、地方自治体の一人当たり課税所得額基準としてコミュニティでは全国平均の115%（ランスタイピングでは110%）が設定され、これを超過する地方自治体から拠出

金が拠出される仕組みになっている。かつては拠出基準が全国平均値の 100%の基準であったが、2005 年の改正において 115%に改正され、現在では、全国平均値を大幅に超過している裕福な地方自治体のみから拠出を求める、という仕組みに変更されている。

②についても、原則、全国平均値×115%との差額分が交付される。この新しい算定方法は、財務省の他、地方自治体も参加して作成されたもので、政府、地方自治体の双方が合意しているものである。算定式は、財務省が所掌し、実際の算定は財務省傘下の中央統計局が実施している。

図表 歳入平衡交付金の仕組み⁸



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) ,“Local Government Financial Equalisation” 及びStatistiska centralbyrån (2012) ,“Årsbok för Sveriges kommuner”

本制度では、算定式上総額では、地方自治体の拠出額<交付金額となり、その差額を国からの歳入平衡交付金で埋めることになる。

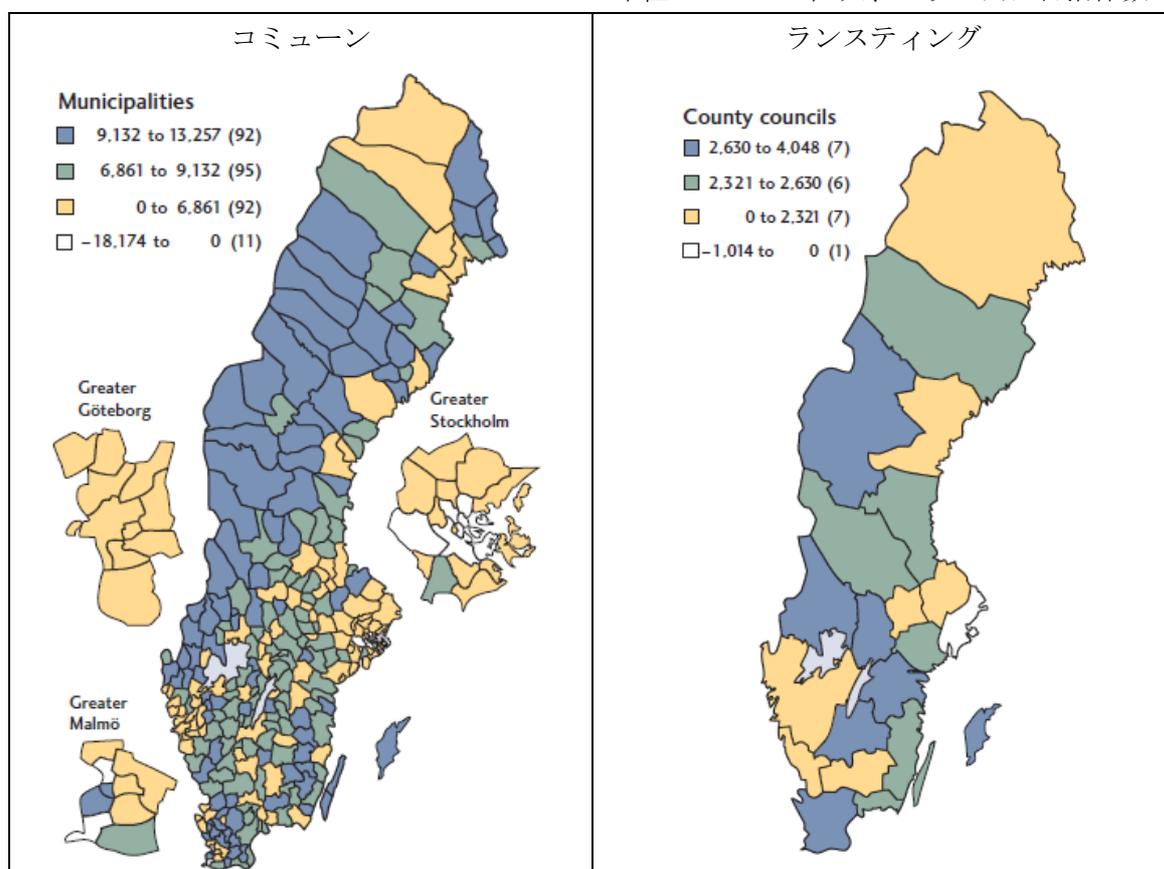
なお、算定した額がそのまま地方自治体に交付されるのではなく、時々々の経済条件に基づき、交付額の決定は議会が行っている。議会は増額、減額のどちらも判断するが、確固たる根拠により増減を決定している訳ではなく、増減はあくまでも政治的に決定されているのが現実である。

2008 年の場合、下図にみるとおり、歳入平衡交付金を拠出する地方自治体は、コミューンではストックホルムやマルメ周辺の 11 コミューンに留まり、残りの 279 のコミューンは、歳入平衡交付金の交付を受けている。同様に、ランスティングで拠出側に回っているのはストックホルムのみであり、残りの 20 のランスティングは交付を受ける側である。

⁸ 一人当たり課税所得が全国平均比115%（110%）未満の団体⇒全国平均比95%（90%）の税率により、全国平均比115%（110%）の一人当たり課税所得に対して課税した場合の税収と同水準の歳入となるよう、国が交付金を交付。一人当たり課税所得が平均比115%（110%）超の団体⇒実際の一人当たり課税所得のうち、全国平均比115%（110%）を上回る部分に対して全国平均比85%の税率を適用した場合に得られる税収相当額を、拠出金として国に納付。なお、かつこ内はランスティングの場合の値である。

図表 人口1人あたり歳入平衡交付金交付・拠出額

単位：クローナ／人、カッコ内は自治体数



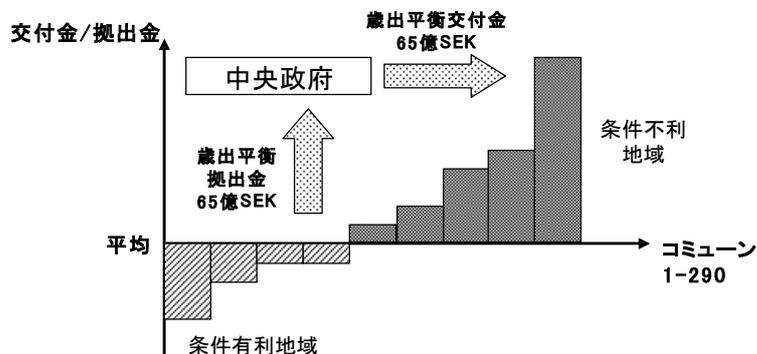
資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions(2008), “Local Government Financial Equalisation”

b 歳出平衡交付金

一方、歳出面での財政調整は、従来の考え方がほぼ踏襲されている。住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を下回る地方自治体から拠出された「歳出平衡拠出金 (Cost Equalisation Charge)」を原資にして、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を超過する地方自治体に対して、国を経由して「歳出平衡交付金 (Cost Equalisation Grant)」が交付される。なお、算定においては、コミューンにおいては、保育サービス、義務教育、高齢者福祉といった9分野について、ランスタイピングにおいては、医療サービス等の3分野について、それぞれ分野ごとに年齢構成、民族、地理的条件などを考慮して計算することで算定される。

歳入平衡交付金の場合と異なり、歳出平衡交付金は、原理上、拠出金額と交付金は等しくなる。

図表 歳出平衡交付金の仕組み⁹

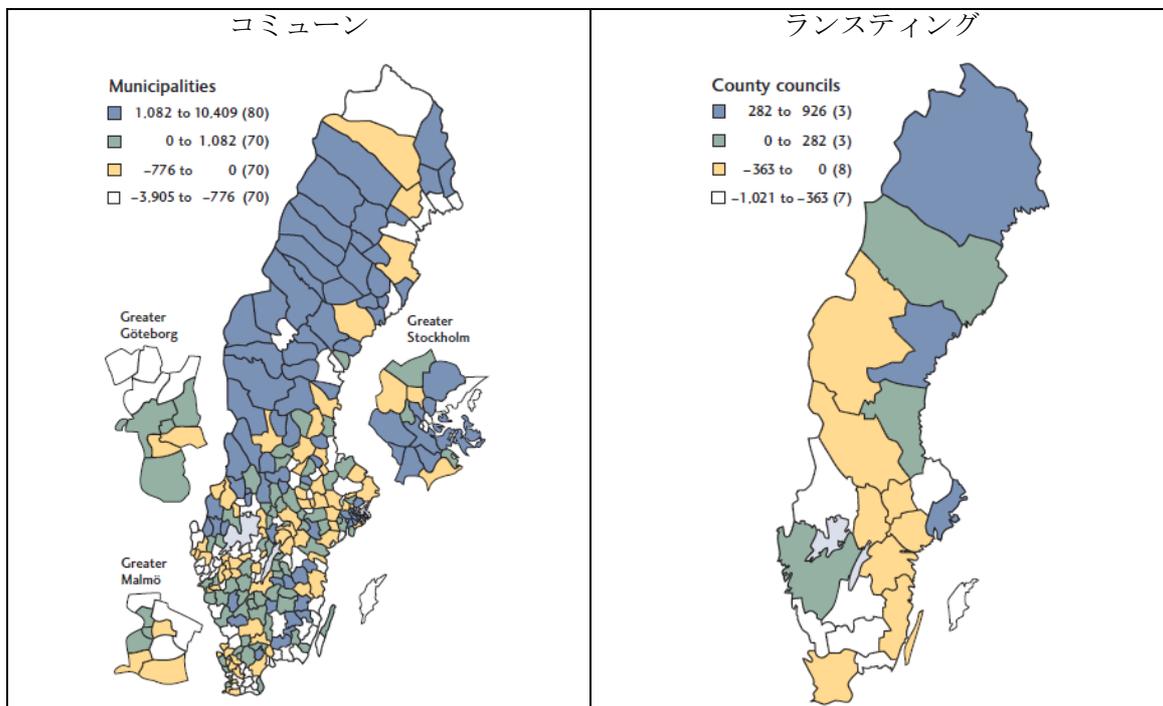


資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) ,“Local Government Financial Equalisation” 及びStatistiska centralbyrån (2012) ,“Årsbok för Sveriges kommuner”

歳出平衡交付金については、歳入平衡交付金とは異なり、北部の過疎地域だけでなく、大都市特有の行政コスト高を反映し、ストックホルムおよびその郊外のコミューンも交付を受ける側となっている。一方、南部の都市は拠出側に回っている場合が多い。

図表 人口1人あたり歳出平衡交付金交付・拠出額

単位：クローナ/人、カッコ内は自治体数



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions(2008), “Local Government Financial Equalisation”

⁹ コミューンについては幼児保育、高校、高齢者介護など9分野、ランスティングについては医療等の3分野について、それぞれの分野毎に、年齢構造、地理的条件などにより生ずるサービス提供費用の平均値からの差を測定。平均的コストを上回る自治体は交付金を受領。平均的コストを下回る自治体は、負担金を納付。交付金総額と負担金総額は一致するよう決定（国の負担はない）。

図表 歳出平衡交付金の算定項目

調整サービス項目	算定に当たり考慮される項目
コミュニティ	
就学前保育、学童サービス	年齢構成、両親の就業率、課税力、人口密度
義務教育、就学前教育	年齢構成、外国籍の子ども
後期中等教育	年齢構成、プログラムの選択状況、施設の構造
高齢者ケア	年齢構成、男女比、職業上の地位、婚姻状況、北欧籍以外の者、過疎地
個人・家族のケア	海外で出生した難民とその近親、その他北欧・EU 以外の国で出生したその他の者、給付のない失業者、シングルマザー、低所得者の比率、居住地密度、一人親の子ども、起訴された若者、外国籍の子ども、コミュニティ人口
外国に背景を持つ子ども	0-19 歳の外国籍の子ども
人口変動	過去 10 年で 2%を超える人口減少、児童数の増減、人口が増加してから収入が増加するまでのタイムラグに対する補償
施設の構造	暖房、街路、建設費、過疎地域に特有な行政・移動・救急サービスに対する追加費用
賃金構造	近隣のコミュニティの平均賃金、一戸建て住宅平均価格、就業率
ランスティング	
保健・医療	ケアを必要としている集団、性別、年齢、婚姻状況、雇用状況、住居の種類、賃金構造、過疎地域に対する追加給付
人口変動	人口が増加してから収入が増加するまでのタイムラグに対する補償
賃金構造	当該ランスティングにおける民間部門賃金、医師の実質給与
共同サービス	
公共交通	過疎の状況、通勤の状況、都市構造

Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) “Local government financial equalisation”

3) 調整補助金・拠出金

「調整補助金・拠出金」は、各自治体の課税所得の規模によって総額が決定される歳入平衡交付金の総額を国がコントロールするために設定された調整項目である。国から地方に給付される交付金の総額と地方から国に支払われる納付金との差額、すなわち国が負担する額が、国の予算において議決された金額を超過している場合、超過分が全ての自治体から拠出金の形で支出される。この逆の場合、すなわち国の予算が上回っている場合には、調整補助金の形で各自治体に拠出される。

2012 年における調整補助金・拠出金の総額は、コミュニティが 46 億 6,200 万クローナ（住民一人当たり 492 クローナ）の補助金を受け取り、ランスティングは 18 億 4,300 万クローナ（住民一人当たり 194 クローナ）の拠出を行っており、差し引きで 28 億 1,900 万クローナの補助金が国から地方に支出されている。

2. 基本的データ

(1) 概況

スウェーデンの人口及び面積、主要産業は以下の通りである。人口は、2011年時点で約945万人であり、一貫して増加傾向にある。また面積は、約45万k㎡であり、日本の1.2倍程度の規模である。

主要産業としては、外務省（各国・地域情勢）によれば、自動車を含む機械工業、化学工業、林業、ITがあげられる。

図表 スウェーデンの概況

人口	945万人（2011年）
面積	45万k㎡
主要産業	機械工業（自動車を含む）、化学工業、林業、IT

資料）IMF, World Economic Database, 外務省ウェブページ「各国・地域情勢」

(2) 財政規模

① 国税・地方税

国税としては、法人税、付加価値税、特別消費税、所得税（一定以上の所得の層のみに課せられる）、資産税が課せられている。一方で地方税としては、所得税、資産使用料（property charge）が課せられている。

所得税は、国税と地方税の両方あるが、その関係は下図のようになっている。まず勤労所得については、国税と地方税が課せられている。

地方税は、収入額によらず全ての所得者に対して、地域ごとに一定の税率が課せられている（おおよそ、29～35%）。また地方所得税について、ランスティング及びコミューンのそれぞれの税率の中央値は、2012年時点において、ランスティングが11.07%、コミューンが20.59%で、合計31.60%となっている。

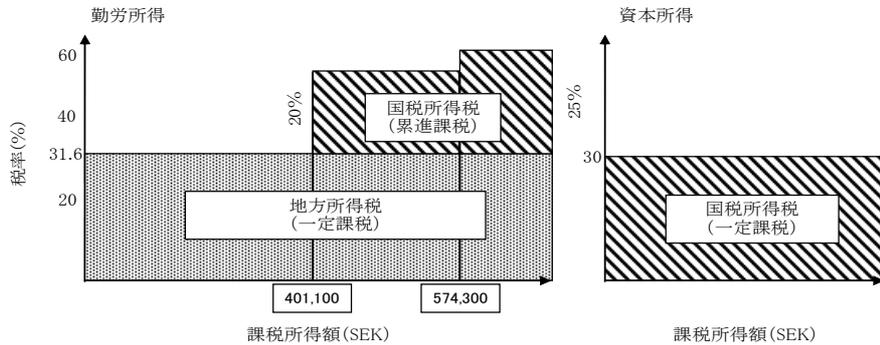
国税は、一定額以上の所得者に対してのみ課せられており、税率は収入額に応じて変動する。2012年の所得については、401,100 クローナ¹⁰以上の者に課されることになっており、税率は574,300 クローナ未満であれば20%、574,300 クローナ以上であれば25%となっている。

次に、資本所得については、国税のみが課せられており、その税率は所得等によらず一定（30%）である。

なお、スウェーデンでは、財政年度は1月～12月であり、暦年と一致している。

¹⁰ 1 クローナ=11.83 円（2012年9月25日時点）

図表 国と地方の所得税制 (2012年)



資料) 財務省財務総合研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(2006)を加筆修正

資産に関する税については、地方に徴収される資産使用料 (property charge) と国に徴収される資産税 (property tax) がある。資産使用料は、小規模の住宅に課されており、その額は指標に応じて毎年決定される。2012年においては、最高で6,825 クローナである。ただし、資産使用料は税評価額の 0.75%を超えないことと定められている。資産税は、住宅以外の資産に課されており、税率は税評価額の 1%である。

付加価値税については、ほとんどの商品やサービスに課されており、税率は 25%、12%、6%の 3 種類がある。付加価値税が課されないのは、医療 (歯科を含む)、社会サービス、特定タイプの教育、銀行・金融サービス、保険サービス等である。また、燃料、エネルギー、アルコール、たばこ等に課せられる物品税等がある。

法人税については、2008年までは税率は課税所得の 28%であったが、2009年1月から 26.3%、2013年1月からは 22.0%となった。

以上を大まかに分類すると、地方税はほぼ個人所得税であり、国税は付加価値税を中心に、物品税、法人所得税がこれに続く構成となっている。わが国と異なり、資産税は国税であり、その割合は小さい。なお、2010年の場合、全税収のうち、国の税収は 58%、コムーネ・ランスタイプを合わせた地方の税収は 42%となっている。

図表 年別、国税・地方税別税収額の推移¹¹⁾

		単位: 百万クローナ										
税目	区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
個人所得税	国税	74,310	53,836	37,414	41,253	45,453	60,703	78,902	57,306	29,220	7,439	9,172
	地方税	336,315	359,398	378,500	403,082	419,838	435,577	454,117	479,069	503,421	500,403	508,614
法人所得税	国税	85,087	61,430	49,889	55,755	77,338	99,347	106,805	119,101	93,982	92,211	113,303
付加価値税	国税	187,034	197,299	210,508	219,714	230,546	245,089	259,395	281,162	296,074	298,093	321,246
関税(除付加価値税)	国税	11	7	5	12	2	2	1	1	-1	-	-
物品税	国税	82,222	85,953	90,479	93,575	95,155	98,168	99,795	103,737	105,608	108,063	111,613
その他生産関連税	国税・地方税	91,079	90,976	97,187	103,719	105,904	108,756	125,841	132,113	173,161	173,938	162,164
うち一般賃金税	国税	60,550	63,072	67,341	73,371	75,026	76,483	91,922	97,323	139,745	139,087	124,446
うち固定資産税	国税	23,264	21,196	23,522	23,964	24,343	25,108	24,948	25,935	11,503	11,252	11,812
うち資産使用料	地方税	-	-	-	-	-	-	-	-	12,060	13,680	14,080
うち環境税	国税	116	119	109	109	108	-	291	209	418	477	479
税収合計	国税	535,767	503,878	497,788	526,994	568,113	625,493	684,771	700,993	694,371	674,792	712,298
	地方税	336,315	359,398	378,500	403,082	419,838	435,577	454,117	479,069	515,481	514,083	522,694

資料) Eurostat, "Main national accounts tax aggregates"より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

¹¹⁾ 本図表では、社会保険料の一部を構成する「一般賃金税」が「その他の生産関連税」の中に含まれていることに注意が必要である。

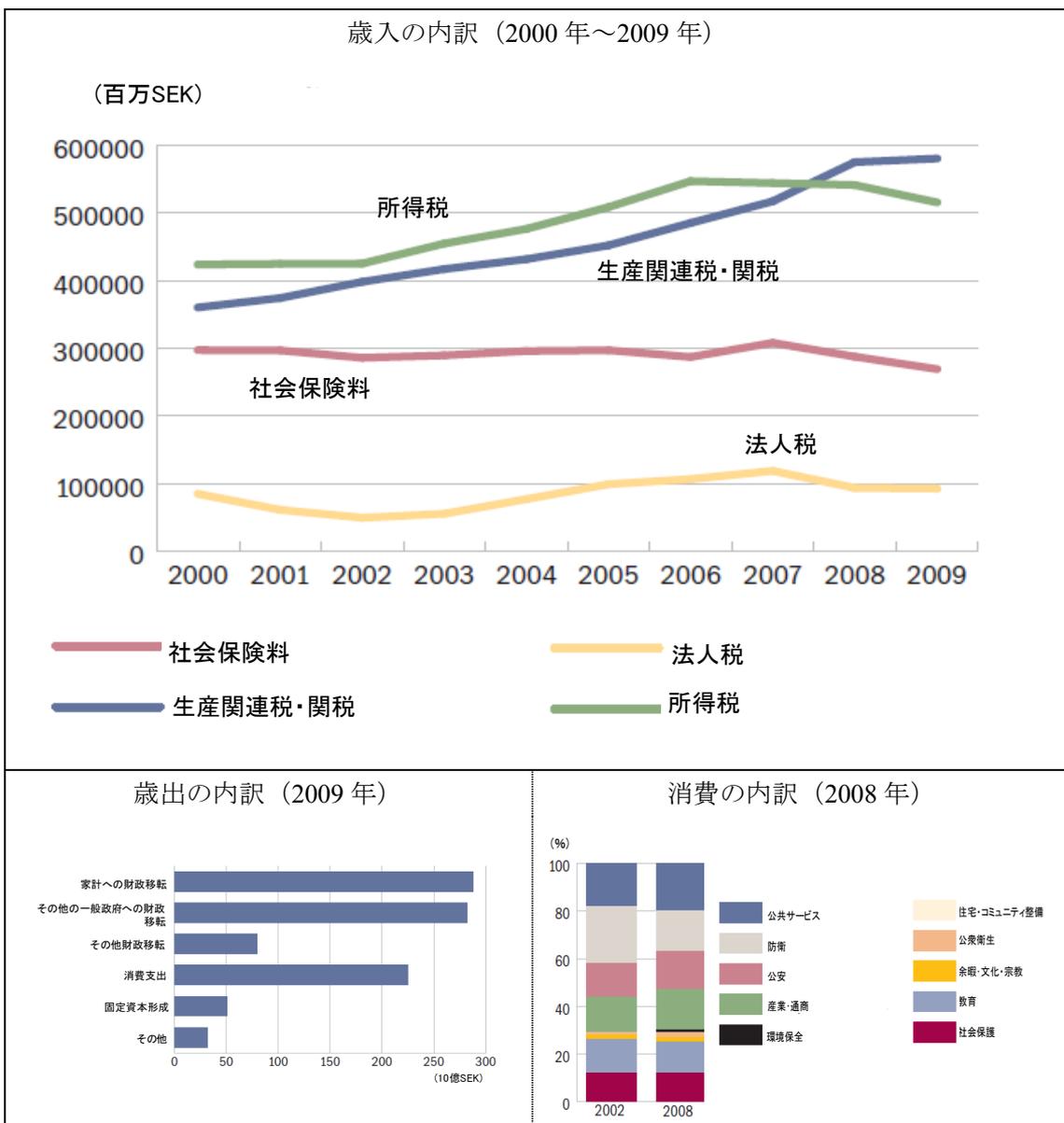
②歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳

1) 一般政府の歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳

一般政府の歳入・歳出構造は以下の通りである。歳入については、生産及び輸入に対する税、社会負担が多くを占めている。これらに次いで世帯に対する所得税が多くなっている。一方で、企業に対する所得税の割合はそれほど高くない。

歳出については、財政移転が多くを占めている。消費部分について、その内訳をみると、パブリックサービス、防衛、治安・公安、産業・貿易・サービス、教育、社会保護が多く、これらの割合はほぼ同じである。

図表 一般政府の歳入及び歳出構造



資料) STATKONTORET”Trends of General Government in Sweden An overview 2011”

http://www.statkontoret.se/upload/Publikationer/2011/Offentliga-sektorns-utveckling-2011_engelsk.pdf

次に、中央政府の歳入・歳出構造を見ると、歳入面では9割以上を税収が占めている。また、歳出面では、社会保障関係、家族支援関係、教育関連、労働市場関連の歳出費が目立つ。

全体として、財政均衡が保たれていることが特徴と言える。

図表 中央政府の歳入・歳出構造（2012年）

単位:10億SEK		単位:10億SEK	
歳入	予算額	歳出	予算額
1. 中央政府税収	813.3	1. 統治関連	11.8
2. 中央政府活動による歳入	49.2	2. 経済財政運営	13.4
3. 資産売却収入	15.0	3. 税務	10.2
4. 債務返済	1.4	4. 司法	37.9
5. 収入	11.3	5. 国際協力	2.0
6. EU補助金	13.0	6. 国防及び災害対策	45.6
7. 税システムに関する還付	-70.0	7. 国際開発協力	30.3
歳入計	833.1	8. 移民	9.1
		9. 健康医療・社会サービス	60.1
		10. 疾病者・身障者生活保障	93.4
		11. 高齢者生活保障	41.1
		12. 家族・児童生活保障	76.7
		13. 統合・男女平等	8.4
		14. 労働市場・勤労生活	70.5
		15. 学生に対する財政支援	22.2
		16. 教育・研究	54.5
		17. 文化・放送・宗教・余暇	12.3
		18. 都市計画・住宅供給・建設・消費者行政	1.2
		19. 地域成長	3.4
		20. 環境保護・自然保全	5.0
		21. エネルギー	2.9
		22. 交通・通信	43.1
		23. 農林水産関連産業	17.7
		24. 産業・貿易	6.0
		25. 地方政府補助金	85.0
		26. 国債金利負担等	21.9
		27. EUへの拠出金	31.3
		調整経費	-2.8
		歳出分野合計	813.8

資料) Government Office of Sweden, “Central government budget revenue and expenditure 2012”

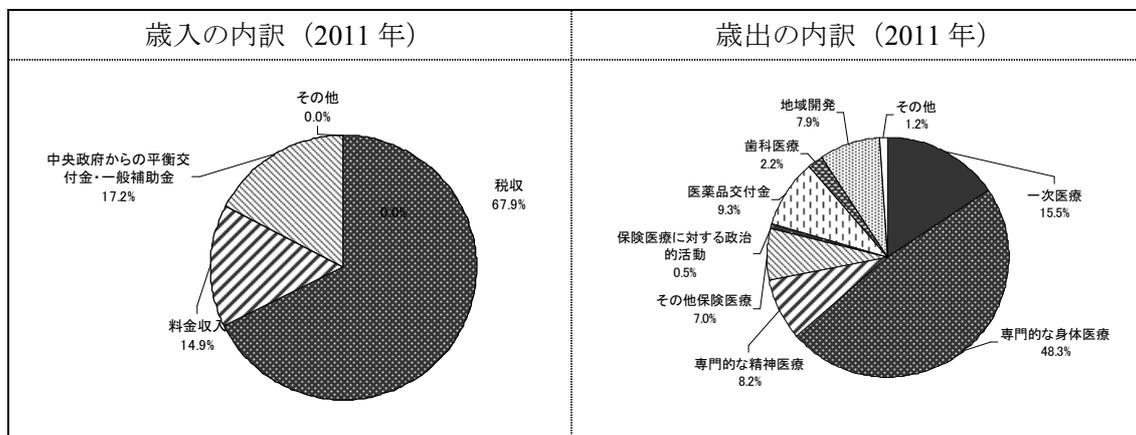
2) ランスティングの歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳

ランスティングの歳入・歳出構造は以下の通りである。歳入については、税収が約67.9%を占めている。中央政府からの補助金は、平衡交付金・一般補助金を合わせて17%程度である。

歳出については、専門的な身体医療（48.3%）と一次医療（15.5%）とが大半を占めて

おり、これら2つを合わせると63.8%程度となる。

図表 ランスティングの歳入及び歳出構造



資料) SCB, Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”
http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf
 Swedish Association of Local Authorities and Regions”Level of local democracy in Sweden”
 SCB, Statistics Sweden (http://www.scb.se/Pages/PressRelease_337334.aspx.)

図表 ランスティングの歳入額の推移

	2008	2009	2010	2011
料金収入	33,559	36,449	37,988	40,623
税金	171,418	175,714	178,778	185,482
中央政府からの平衡交付金・一般補助金	38,738	40,990	46,627	47,132
その他	1,984	3,381	1,869	2,056

注) 百万クローナ

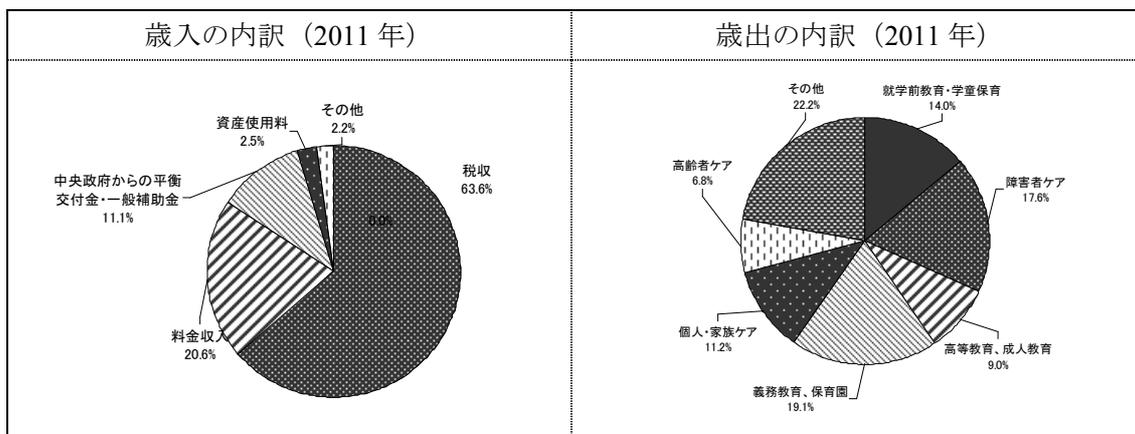
資料) SCB, Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”
http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf

3) コミュニンの歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳及び自主財源比率

コミュニティの歳入・歳出構造は以下の通りである。歳入については、税金が約63.6%を占める。中央政府からの補助金は、平衡交付金・一般補助金を合わせて11%程度である。

歳出については、義務教育、保育園クラス、その他特別な教育(19.1%)、障害者支援(17.6%)、保育園、就学児童向けケア(14.0%)が多い。

図表 コミュニンの歳入及び歳出構造



資料) SCB,Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”
http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf
 Swedish Association of Local Authorities and Regions”Level of local democracy in Sweden”
 SCB,Statistics Sweden (http://www.scb.se/Pages/PressRelease___337334.aspx,
<http://www.ssd.scb.se/databaser/makro/SaveShow.asp>)

図表 コミュニンの歳入額の推移

	2008	2009	2010	2011
料金収入	107,350	110,154	114,122	114,914
税金	330,645	336,314	342,513	354,864
中央政府からの平衡交付金・一般補助金	46,200	47,783	62,459	61,676
資産使用料	12,060	13,703	13,703	14,167
その他	14,806	13,280	11,287	12,187

注) 百万クローナ

資料) SCB,Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”
http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf

③ 税金に占める企業課税の割合

次頁の表に示すとおり、OECD の”Revenue Statistics 1965-2010”によれば、税金全体に占める企業 (Corporation) の所得課税の割合は、約 6.5%である。また、日本における税金全体に占める企業所得課税の割合は約 9.6%となっている。

ただし、この割合には留意が必要である。現状では、企業の税負担として、所得に課せられる税のみを計上しているため、社会保険料や消費税等を含めれば、企業の負担はさらに大きくなる。しかしながら、これらについての企業の負担割合のみを推計した資料は公表されていない状況にある。

図表 スウェーデンにおける税収の内訳（2009年）

税の種類		税額	割合
税収合計		1,446,178	100.0%
1000 収入、利益、キャピタルゲインに対する税		510,522	35.4%
1100	個人に対するもの	417,487	29.0%
1200	企業に対するもの	93,035	6.5%
1210	利益に対するもの	93,935	6.5%
1220	キャピタルゲインに対するもの	0	0.0%
1300	1100 と 1200 との間で分類できないもの	0	0.0%
2000 社会保険料		353,605	24.5%
3000 給与税		122,591	8.5%
4000 資産税		34,288	2.4%
5000 消費税		418,419	29.0%
6000 その他の税		1,990	0.1%

注) 税額の単位は、百万クローナ

資料) OECD"Revenue Statistics 1965-2010"

図表 日本における税収の内訳（2009年）

税の種類		税額	割合
税収合計		127,633	100.0%
1000 収入、利益、キャピタルゲインに対する税		37,739	29.6%
1100	個人に対するもの	25,518	20.0%
1200	企業に対するもの	12,221	9.6%
1210	利益に対するもの	12,221	9.6%
1220	キャピタルゲインに対するもの	0	0.0%
1300	1100 と 1200 との間で分類できないもの	0	0.0%
2000 社会保険料		52,207	40.9%
3000 給与税		12,949	10.1%
4000 資産税		10,128	7.9%
5000 消費税		24,367	19.1%

注) 税額の単位は、10 億円

資料) OECD"Revenue Statistics 1965-2010"

上記図表の網掛け部分は、企業の所得に課せられた税額のみを示している¹²。

そこで、本調査では、日本とスウェーデンの両国を対象に、「企業が負担する税」の捉え方について、幾つかの前提条件を置いた上で、「税収に占める企業課税の割合」を算出した。（算出方法の詳細については、本報告書末の「参考資料」を参照。）

¹² 参照した OECD"Revenue Statistics 1965-2010"の Interpretative Guide には Corporation の定義は記載されていない。そこで、OECD 本部の Statistics Unit に問い合わせたところ、企業の範囲については、IMF の "Government Finance Statistics Manual" に準拠している、との回答であった。同マニュアルによれば、企業 (Corporation) とは、市場での生産者であり、市場に対して経済的に大きな価値の商品やサービスを提供していることとなっている。必ずしも、法人格を有しているものだけが対象となるというわけではない。

1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

法人税や所得税等の直接税では、納税義務者と租税負担者が一致している（所得税における企業による源泉徴収分を除く）。

これに対して、消費税（付加価値税）や物品税等の間接税については、納税義務者と租税負担者が一致していない。また、直接税であっても、自動車税等については企業も家計も負担していると考えられるが、それぞれの税収額のうち何割が企業納税額であり、何割が家計納税額であるかを統計から把握することは不可能である。この場合、以下の2通りの捉え方を行う。

- ①明確に個人（家計）が納税している税を除き、すべて企業負担と捉える。この場合、被雇用者の個人所得税のうち源泉徴収分は、企業負担と考えることになる¹³。
- ②これらの間接税や、政府・企業・家計の納税額を明確に区分できない直接税については、政府・企業・家計の経済活動の大きさに応じて、税収額の大きさを按分することにより、各部門の租税負担額とする。

2) 個人事業主が納める所得税の扱い

個人事業主や個人企業が納める個人所得税については、以下の2通りの捉え方を行う。

- ①企業負担として捉える
- ②企業負担とはみなさず、個人（家計）負担として捉える

3) 社会保険料事業主負担分の扱い

企業の公的負担を狭義に捉えるか広義に捉えるかにより、社会保険料事業主負担分¹⁴については、以下の2通りの捉え方を行う。

- ①企業の公的負担を広義に捉え、企業負担には社会保険料の事業主負担分を含む。
- ②企業の公的負担を狭義に捉え、企業負担には社会保険料の事業主負担分を含まない。

なお、上記2) ②の捉え方をする場合、整合性をとるために3) では、個人事業主が納める社会保険料は、企業が納める社会保険料事業主負担分には含めず、個人（家計）が納める社会保険料である、と捉えることにする。

以上を整理すると、企業が負担する税の範囲の捉え方については、以下の8ケースが考えられる。

¹³ なお、スウェーデンでの現地調査では、源泉徴収は企業の「負担と言うよりも、企業活動の前提条件として受け止めている」（スウェーデン企業連盟）との発言があった。

¹⁴ 社会保険料の事業主負担分については、負担の最終的な帰着は、事業主負担分の保険料の原資を稼いでいる従業員（家計＝個人）であるという議論も存在するが、ここでは、事業主負担分＝企業負担分であると捉える。

	1) 間接税や負担者が不明確な直接税の扱い	個人所得税の源泉徴収の扱い	2) 個人事業主の所得税の扱い	3) 社会保険料事業主負担分の扱い
ケース 1	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	①企業負担とみなす	①企業負担に含む (個人事業主負担分も含む)
ケース 2	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	①企業負担とみなす	②企業負担に含まない
ケース 3	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	①企業負担に含む (個人事業主負担分は含まない)
ケース 4	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	②企業負担に含まない
ケース 5	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	①企業負担とみなす	①企業負担に含む (個人事業主負担分も含む)
ケース 6	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	①企業負担とみなす	②企業負担に含まない
ケース 7	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	①企業負担に含む (個人事業主負担分は含まない)
ケース 8	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	②企業負担に含まない

<各ケースにおける企業負担額・企業負担率の推計結果>

単位 日本：億円、スウェーデン：百万クローナ

		1) 企業負担の間接税・直接税 a	個人所得税の源泉徴収 b	2) 個人事業主の所得税 c	3) 社会保険料事業主負担分 d	企業負担額計 e=a+b+c+d	税収額計 f	企業負担率 g=e/f	備考
ケース 1	日本	424,746	213,643	4,873	309,815	953,077	1,371,024	69.5%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	569,800	512,608	26,242	388,600	1,497,250	1,582,666	94.6%	
ケース 2	日本	424,746	213,643	4,873	0	643,262	792,556	81.2%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	569,800	512,608	26,242	0	1,108,650	1,101,666	100.6%	
ケース 3	日本	424,746	213,643	0	275,360	913,749	1,371,024	66.6%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	569,800	512,608	0	375,000	1,457,408	1,582,666	92.1%	
ケース 4	日本	424,746	213,643	0	0	638,389	792,556	80.5%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	569,800	512,608	0	0	1,082,408	1,101,666	98.3%	
ケース 5	日本	351,694	0	4,873	309,815	666,382	1,371,024	48.6%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	336,043	0	26,242	388,600	750,885	1,582,666	47.4%	
ケース 6	日本	351,694	0	4,873	0	356,567	792,556	45.0%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	336,043	0	26,242	0	362,285	1,101,666	32.9%	
ケース 7	日本	351,694	0	0	275,360	627,054	1,371,024	45.7%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	336,043	0	0	375,000	711,043	1,582,666	44.9%	
ケース 8	日本	351,694	0	0	0	351,694	792,556	44.4%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	336,043	0	0	0	336,043	1,101,666	30.5%	

注) ケース 2 でスウェーデンの企業負担率が 100%を超えているのは、「個人所得税の源泉徴収」「個人事業主所得税」に用いている値が、徴収済み額ではなく徴収決定額に拠っているためであると考えられる。

各ケースでの企業負担額・負担率についての推計結果の概要は、以下のとおり。

現地インタビュー調査に基づけば、企業は源泉徴収業務を企業負担とは考えていないことや、給与所得比例の社会保険料を“Payroll Tax”と呼び、税と一体的に捉えていること等から、ケース 5 またはケース 7 (企業負担率 44.9%~47.4%程度) が、スウェーデン企業の企業課税負担の実感に近いと考えられる。

1) 企業負担に個人所得税の源泉徴収分を含めるかどうかによる相違

○個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含めると、スウェーデンでは個人所得税額が大きく、かつ源泉徴収率がほぼ 100%であるため、税収額計に占める企業負担率は 90%を超

える水準となる。これに対して、日本の源泉徴収比率は 81.3% (2010 年) であるため、
税収額計に占める企業負担率は 66.6%~81.2%に留まる¹⁵。(ケース 1~ケース 4)

- 個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含めないケース 5~ケース 8 の場合、社会保険料
事業主負担分を含めて企業の公的負担を算出すると、日本もスウェーデンも企業負担率
は、ほぼ同率の 45%前後である(ケース 5、ケース 7)。これに対して、社会保険料事
業主負担分を除いて企業の公的負担を算出すると、スウェーデンでは 30%強程度で留ま
るのに対して、日本は 45%程度となる(ケース 6、ケース 8)。この理由は、スウェー
デンでは、社会保険料に占める事業主負担割合が日本に比べてかなり高いためである。

2) 企業負担に個人事業主の納付する所得税を含めるかどうかによる相違

- 個人事業主の納める所得税を企業負担に含めても、スウェーデン・日本とも個人事業主
による所得税納付額は大きくないので、企業負担率は 1~3%程度上昇するのみである。
(ケース 3 とケース 1 の比較、ケース 4 とケース 2 の比較、ケース 7 とケース 5 の比
較、ケース 8 とケース 6 の比較)

3) 企業負担に社会保険料事業主負担分を含めるかどうかによる相違

①個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含める場合

個人所得税の源泉徴収分を含め、税収の大半が企業負担となっている設定なので、社会
保険料事業主負担額を分子に加えても、被雇用者拠出分がある社会保険料総額が分母に
加わるため、企業負担率はスウェーデンでは 6%程度、日本では 12~14%程度低下す
る。日本では事業主負担割合が小さい分、低下幅は大きい。(ケース 2 とケース 1 の比
較、ケース 4 とケース 3 の比較)

②個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含めない場合

このケースでは、個人所得税の源泉徴収分は企業負担となっておらず、分母が上記①の
場合に比べて小さくなっている状態に、大きな社会保険料が加わることになる。
スウェーデンでは社会保険料事業主負担分(分子)が大きいため、これを企業の公的負
担に含める場合は、含めない場合に比べ企業負担率は 15%弱上昇する。これに対して、
日本では事業主負担割合はスウェーデンに比べて小さいため、企業負担率は 1~3%程度
上昇するに過ぎない。(ケース 6 とケース 5 の比較、ケース 8 とケース 7 の比較)

¹⁵ 先述のとおり、スウェーデンでの現地調査では、源泉徴収は企業の「負担と言うよりも、企業活動の
前提条件として受け止めている」(スウェーデン企業連盟)との発言があった。

(3) 経済指標

スウェーデンにおける主な経済指標の現状は以下の通りである。国内総生産については、2011年では、実質 GDP が 3,457 十億クローナである。2009年に一時減少に転じたが、翌年から回復し増加傾向にある。2011年の成長率は、3.99%である。なお国内総生産の世界ランキングは、名目・ドル換算で21位である。

失業率については、2011年では、約7.5%となっている。2009年に増加し、2010年にも増加傾向が続いたが、2011年には減少に転じている。

図表 経済指標

国内総生産	実質 3,457 十億 SEK (実質,2011) 名目 3,495 十億 SEK (名目,2011) 名目 538 十億ドル (名目,2011)
国内総生産成長率	3.99% (2011)
一人当たり国内総生産	366 千 SEK (2011) 60 千ドル (2011)
一人当たり国民所得	257.8 千 SEK (2010) 33,685 ドル (2010)
消費者物価指数	112.308
失業率	7.467%

注) percent of total labor force

資料) IMF, World Economic Database、OECD Database

(4) 企業の概況

①法人制度の概要

スウェーデンにおける企業の形態としては、個人事業主、合名会社、合資会社、有限責任会社がある。それぞれの形態の特徴は以下のとおりである。

	個人事業主	合名会社	合資会社	有限責任会社
形態	法人組織ではない	法人組織	法人組織	法人組織
事業責務に対する所有者の責任範囲	所有者個人の無限責任	所有者の共同及び個人の無限責任	無限責任社員は共同および個人の無限責任。有限責任社員は出資金額の範囲内。	個人責任は負わない。投資した資本の範囲内。
登録	スウェーデン国税庁に登録。スウェーデン企業登録局に登録する場合もある。	スウェーデン企業登録局とスウェーデン国税庁に登録	スウェーデン企業登録局とスウェーデン国税庁に登録	スウェーデン企業登録局とスウェーデン国税庁に登録
課税	所有者が剰余金に対して課税される。	各所有者が剰余金の出資比率分に応じて課税される。	各所有者が剰余金の出資比率分に応じて課税される。	会社はその収益に対して課税される。所有者は受け取った給与及び配当金に対して課税される。
法人税	課税対象外	課税対象外	課税対象外	課税対象
所有者の数	必ず実在する1人の個人	少なくとも2人。実在する個人か法人組織のいずれか。	少なくとも2人。実在する個人か法人組織のいずれか。	1人以上の個人または法人組織のいずれか。

監査役	通常は不要1)	通常は不要1)	通常は不要1)	少なくとも1人の公認会計士が必要。
損益の分配	通常は所有者に対してのみ。例外は夫、妻、同姓しているパートナー（2人間に子どもがいること）。	取り決めがあれば、それに拠る。ない場合は均等に分配。	取り決めがあれば、それに拠る。ない場合は均等に分配。	利益は配当金の形で所有者に分配できる。
必要資本	なし	なし	無限責任社員はなし。有限責任社員は少なくとも0.50SEK。	非公開有限責任会社は100,000SEK。公開有限責任会社は500,000SEK。
事業の代表者	事業主（所有者）	パートナー（個別にまたは共同で）	無限責任社員	取締役会、代表取締役
人員の雇用	可	可	可	可

注1) 法人組織が所有する大企業、一定の合名会社、合資会社には例外がある。この例外は、特殊な事業運営を行なっている企業にも適用される場合がある。

注2) 国税庁の資料「Taxes in Sweden 2011」でのPrivate Firms（個人企業）は、本表では、法人形態をとっている場合には「有限責任会社」、法人形態をとっていない場合には「個人事業主」に分類されると考えられる。

出典) スウェーデン投資庁「スウェーデンにおける個人事業の設立と登録」

<http://www.investsweden.se/Global/Japan/Images/PDF/Factsheets/Setting-up-and-registering-a-self-employed.pdf>

スウェーデンの法人の特徴として、単独オーナーの有限責任会社（100%子会社）の設立が法律上認められており、大企業だけでなく規模が非常に小さい企業も有限責任会社を設立していることがあげられる。オーナーが外国人である企業がスウェーデンに進出する場合においても、有限責任会社を設立するケースが多く見られる。

②企業数、雇用者数

産業別に企業数¹⁶、雇用者数、売上高及び付加価値は、下記の図表のとおりである。企業数に着目すると、企業数では個人企業が多いと考えられる農林水産業や専門・科学技術業、卸売・小売業で多くなっている。雇用者数では製造業や卸売・小売業、建設業の順であり、売上高では卸売・小売業、製造業、建設業が多い。一方、付加価値では、製造業や卸売・小売業、建設業に次いで情報・コミュニケーション業が上位に来るなど、IT先進国らしい構成となっている。

図表 産業別の企業数、雇用者数、売上高及び付加価値（2010年）

産業区分	企業数	雇用者数	売上高	付加価値
A.農林水産業	238,959	39,396	167,724	48,615

¹⁶ ここでの企業数については、スウェーデン統計局の「The Business Register」に登録されているものをベースとしている。European Business Register (<http://www.ebr.org/section/57/index.html>) によれば、スウェーデン統計局の「The Business Register」Register には、個人事業主（Sole traders）、合名会社（Trading partnerships）、合資会社（Limited partnerships）、有限責任会社（株式会社）（Limited liability companies）が含まれている。

B. 鉱業・採石業	748	8,249	46,419	26,099
C. 製造業	54,425	544,904	1,619,707	482,952
D. 電気・ガス・蒸気・温水施設	1,825	26,470	270,879	82,868
E. 水道業	1225	14058	40739	12252
F. 建設業	87,119	250,833	470,927	157,256
G. 卸売業・小売業(自動車・自動二輪車)	127,167	458,581	2,164,535	322,677
H. 輸送業・倉庫業	29,398	203,848	409,993	121,138
I. 宿泊業・飲食業	28,548	100,919	102,579	40,059
J. 情報・通信業	51,359	153,408	357,558	150,661
L. 不動産業	48,979	52,053	265,189	126,055
M. 専門・科学・技術業	155,694	204,997	349,902	153,169
N. 管理・支援サービス業	31,876	180,352	204,033	89,890
P. 教育業	19,864	53,578	44,185	25,513
Q. 健康・社会福祉業	29,539	136,732	104,618	72,303
R. 芸術・娯楽業	45,865	25,533	67,961	19,293
S. その他サービス業	48,330	26,156	36,468	15,201
合計	1,000,920	2,480,067	6,723,416	1,946,001

注) 金額の単位は、百万クローナである。

資料) SCB, Statistics Sweden

http://www.scb.se/Pages/SSD/SSD_SelectVariables.aspx?id=340507&rxid=9d8136ee-1f66-49b7-86e0-feed394143e&px_tableid=ssd_extern%3aBasfaktaFEngs07

<参考>

より詳細な産業分類でみると、石油・化学工業、電気・ガス業、卸・小売業、不動産業の付加価値額が比較的に高いことも分かる。

図表 産業別の企業数、雇用者数、売上高及び付加価値（2010年）

産業区分	企業数	雇用者数	売上	付加価値
01 農業、関連業	109,748	22,717	83,512	27,493
02 林業、関連業	127,337	16,076	82,137	20,142
03 漁業、養殖業	1,874	603	2,075	980
05 石炭、鉱業
06 石油・天然ガスの採掘
07-09 金属鉱石、その他の鉱業・採石業、関連業	748	8,249	46,419	26,099
10 食品	3,319	46,088	140,927	29,897
11-12 飲料、たばこ	164	5,655	23,468	8,085
13 繊維業	2,338	5,318	7,663	2,965
14 衣服業	1,960	1,003	2,167	646
15 革製品業	430	835	1,369	322
16 木材業、木・コルク等製品業（家具を除く）	5,949	30,020	85,652	19,199
17 紙業、紙製品業	474	30,144	126,376	35,360
18 印刷業、その他の記録媒体業	3,312	15,145	25,818	8,909
19-21 石油精製、化学工業、製薬工業	994	32,394	162,318	75,671
22 ゴム・プラスチック製品業	1,597	20,468	45,032	13,448
23 非金属鉱物製品業	2,120	16,260	40,749	11,821
24 基金属業	491	33,527	138,475	27,136

25 金属製品業（機械・設備を除く）	11,219	61,448	105,240	38,202
26 コンピュータ、電気、光学製品業	1,733	34,909	132,809	45,204
27 電気設備業	991	24,088	62,429	18,055
28 機械・設備業	3,192	69,375	187,144	58,118
29 自動車、トレーラー業	1,067	58,282	209,320	47,134
30 他の輸送設備業	921	17,724	38,447	14,181
31 家具製品業	2,289	13,800	26,018	7,897
32 他の製造業	4,421	11,683	26,544	9,573
33 機械・設備の修理店・取付業者	5,444	16,738	31,742	11,129
35 電気、ガス、蒸気、温水施設	1,825	26,470	270,879	82,868
36 水道業	195	878	3,335	1,275
37 下水処理場	176	1,583	3,504	1,398
38 産業廃棄物処分場	748	11,396	33,636	9,485
39 復旧活動、他の廃棄物管理のための施設	106	201	264	94
41 建設業者	18,990	70,958	188,611	47,713
42 土木業者	1,582	17,330	39,870	12,222
43 特殊建設業者	66,547	162,545	242,446	97,321
45 自動車の販売・修理業	20,260	60,224	309,573	40,067
46 卸売業（自動車を除く）	47,077	191,618	1,259,674	176,712
47 小売業（自動車を除く）	59,830	206,739	595,288	105,898
49 陸運、パイプライン輸送業	23,944	112,206	171,033	63,147
50 海運業	1,248	13,104	37,717	7,118
51 航空業	256	6,056	25,902	5,352
52+53 倉庫、運輸支援業（郵送、宅配業）	3,950	72,482	175,341	45,521
55 宿泊業	5,176	27,921	33,266	13,350
56 飲食業	23,372	72,998	69,313	26,709
58 出版業	6,287	28,216	59,522	22,523
59 動画・テレビ番組制作業、スタジオ・音楽出版業	9,368	7,541	26,509	7,144
60 放送業	131	5,344	11,339	4,403
61 通信業	842	23,554	105,591	44,443
62 コンピュータプログラミング、コンサルティング業	32,471	82,399	144,031	67,549
63 情報サービス業	2,260	6,354	10,566	4,599
68 不動産業	48,979	52,053	265,189	126,055
69 法律・会計事務所	23,855	36,715	48,138	30,856
70 経営コンサルティング業	49,314	40,254	67,524	30,720
71 設計事務所、技術コンサルティング業者、技術検査分析業者	34,171	72,473	111,905	52,914
72 科学研究開発機関	3,330	13,988	35,345	9,138
73 広告・マーケティング調査業	14,703	24,327	52,006	16,575
74 その他の専門、科学、技術業	29,136	14,271	31,796	11,250
75 獣医業	1,185	2,969	3,188	1,716
77 貸出業	5,777	10,580	35,467	16,045
78 職業紹介、人材派遣業	3,257	48,373	30,360	21,867
79 旅行業	3,333	9,296	55,524	5,954
80 警備、探偵業	831	18,971	15,896	10,462
81 施設管理業	14,001	57,256	42,880	24,620
82 オフィス管理・サポート、他のビジネスサポート業	4,677	35,876	23,906	10,942
85 教育業	19,864	53,578	44,185	25,513
86 ヘルスケア	24,894	56,618	64,020	39,468
87 擁護施設	1,254	34,903	22,030	16,722
88 社会福祉業（宿泊設備を伴わない）	3,391	45,211	18,568	16,113
90 クリエイティブ、芸術、エンターテインメント業	32,560	6,513	12,138	5,273
91 図書館、アーカイブ、博物館業	398	1,649	1,432	495
92 賭博業	546	3,293	36,200	6,854
93 スポーツ、娯楽業	12,361	14,078	18,191	6,671
94 会員制団体、宗教団体	1,605	4,087	8,650	1,801
95 コンピュータ、個人・家庭用品の修理店	4,609	3,977	5,596	2,217
96 他の個人向けサービス	42,116	18,092	22,222	11,183
total	1,000,920	2,480,067	6,723,416	1,946,001

注) 金額の単位は、百万クローナである。

資料) SCB, Statistics Sweden

(<http://www.ssd.scb.se/databaser/makro/DataSort.asp?Matrix=Nv0109E2&timeid=201291212271071&lang=2&n>)

oofvar=3&numberstub=1&NoOfValues=8

③赤字・黒字企業の割合

スウェーデン国税庁の資料”Tax in Sweden 2011”に拠れば、2010年においてはスウェーデンでは、有限責任会社（株式会社）が法人税の72%を納税し、これに銀行や保険会社を合わせると89%に達する。有限責任会社のうち、49%（181,101社）が計約4,466億クロナの利益を申告し、38%（141,389社）が6,650億クロナの損失を申告している。また、12%は申告すべき活動実績がない。

図表 有限責任会社（株式会社）における利益・損失申告企業数と利益・損失額
(金額単位：10億クロナ)

Table 28
Assessed profits and losses for limited companies, 2010 tax assessment [7.7]

Profit or loss	Profits		Losses	
	Number of companies	Assessed income, SEK billion	Number of companies	Assessed loss, SEK billion
0-1 million	156 868	31.4	119 448	21.3
1-100 million	23 932	114.0	21 309	156.8
More than 100 million	301	301.2	632	486.9
Total	181 101	446.6	141 389	665.0

資料) Swedish Tax Agency, ‘Taxes in Sweden 2011’

同様に、個人企業（private firms）では、353,620社の企業が386億クロナの利益を申告し、288,111社の企業が341億クロナの損失を申告している¹⁷。

図表 個人企業における利益・損失申告企業数と利益・損失額
(金額単位：100万クロナ)

Table 30
Assessed income for private firms, 2010 tax assessment [7.13]

Profit or loss (SEK)	Profits		Losses	
	Number of taxpayers	Assessed profits, SEK	Number of taxpayers	Assessed losses, SEK
0 - 100,000	221 018	6 390	209 297	5 777
100,000 - 300,000	100 375	18 134	53 021	9 186
300,000 -	32 227	14 040	25 793	19 117
Total	353 620	38 563	288 111	34 081

資料) Swedish Tax Agency, ‘Taxes in Sweden 2011’

合名会社（unlimited partnership）では、64,322社の企業が69億クロナの利益を申告し、44,112社の企業が42億クロナの損失を申告している。

¹⁷ 本報告書 P29 に記す「個人企業」の広義の定義（約72万社）に従えば、黒字企業の割合は49.3%、赤字企業の割合は40.1%となる。なお、申告すべき活動実績の無い個人企業も存在するので、合計値は100%にはならない。

図表 合名会社における利益・損失申告企業数と利益・損失額

(金額単位：100 万クローナ)

Table 31
Assessed income for partners in unlimited partnerships, 2010 tax assessment [7.14]

Profit or loss (SEK)	Profits		Losses	
	Number of taxpayers	Assessed profits, SEK	Number of taxpayers	Assessed losses, SEK
0 - 100,000	40 955	1 107	34 600	808
100,000 - 300,000	17 855	3 207	6 336	1 091
300,000 -	5 512	2 539	3 176	2 279
Total	64 322	6 853	44 112	4 177

資料) Swedish Tax Agency, 'Taxes in Sweden 2011'

④外資企業の割合

スウェーデンにおける産業別の外資企業の割合は、以下の通りである。「鉱業・採掘業」、「電気・ガス・蒸気・空調供給」において、外資企業の割合が高くなっている。

なお、外資企業の定義については、議決権の半数以上が外国人によって保有されていることを主な原則としている。また、当該企業が外資企業に属している親会社のグループに属している場合には、グループ全体を外資企業としている。階層構造になっている場合、最上位の企業が、その関係会社の国籍を決定する。

図表 外資企業の割合

産業区分	外資企業数	全企業数	外資企業の割合
農林水産業	64	239,271	0%
鉱業・採掘業	51	737	7%
製造業	1,469	53,521	3%
電気、ガス、蒸気、空調供給	112	1,989	6%
上水道、下水道	35	1,285	3%
建設	386	91,710	0%

資料) SCB, Statistics Sweden (<http://www.ssd.scb.se/databaser/makro/SaveShow.asp>)

⑤中小企業の占める割合

スウェーデンにおける中小企業の定義は、EU における中小企業の定義と同じで、従業員数、および売上高または総資産額の基準は以下の図表のとおりである。

また、スウェーデン経済全体に占める割合は、企業数では 99.9% を占めるものの、従業員数、売上高、付加価値額では 20~25% 程度を占めるに過ぎない。

なお、近年のスウェーデンの新規雇用の約 5 分の 4 は、中小企業で生み出されており、政府の産業政策の方針も、従来の大企業中心から中小企業（企業家）育成、イノベーション促進に転じている。

図表 中小企業の定義・経済全体に占める割合

<定義>

区分	従業員数	売上高 (左) or 総資産額 (右)	
極小企業	0- 9 人	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下
小企業	10- 49 人	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下
中企業	50-250 人	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下

<従業員規模別企業の経済に占める割合：% (2010 年) >

従業員規模	0-9 人	10-49 人	50-249 人	250 人以上
企業数	96.6	2.8	0.5	0.1
従業員数	23.5	22.2	18.2	36.2
売上高	23.7	17.7	16.6	42.0
付加価値額	21.3	18.6	19.4	40.7

資料) スウェーデン統計局

特に個人事業主（個人企業）に着目すると、国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれば、最も広義の定義に従うと、事業所得または VAT 納付を申告した全企業数（約 98 万社）のうち、従業員数がゼロの企業（多くは個人事業主または個人企業。ただし、その企業の所有者が他の企業で雇用されている場合もある）は、約 72 万社である（下記の左表）。

雇用主または VAT 支払企業として登録されている個人または個人企業でカウントすると、55 万者となる（下記の右表）。

Table 25 Number of business enterprises 2009-2010 [7.1]				Table 26 Number of enterprises and employees in 2009* [7.2, 7.20]		
Number of employees	2009	2010	%(2010)		Number of enterprises	Number of employees
0	720 733	717 697	73.1 %	Individuals, private firms	552 504	59 564
1-4	176 288	183 420	18.7 %	Unlimited partnerships	67 078	46 708
5-49	72 616	73 208	7.5 %	Limited companies	289 385	2 518 726
50-499	6 272	6 147	0.6 %	Economic associations	22 437	47 616
500-	881	877	0.1 %	Clubs, societies and other unincorporated associations	28 600	97 836
Total	976 790	981 349	100.0 %	Foundations	4 238	23 871
				Other	11 793	28 818
				Total	976 035	2 823 139

* All individuals and legal entities (except public bodies) registered for VAT or as employers
Source: SCB, Statistics Sweden

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”

個人事業主（entrepreneur）の納税額については、国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれ

ば、2010 年は 260 億クローナとなっている（暫定納付分。これに確定申告分が加わるが、確定申告分は納税者全体でも 5 億クローナに過ぎない）。

Table 9
Collection of individual income taxes etc in the assessment year 2010² [4.8]

	SEK billion	% of debited tax
Total tax debited on basis of assessment (final tax bill)	543	100%
of which paid by		
-employers, banks etc. by withholding	512	94%
-preliminary tax paid by entrepreneurs	26	5%
Remaining amount to be settled	5	1%
of which		
- tax payers' own additional payments	50	9%
- excess tax refunded to tax payers	-45	-8%

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”

3. 社会保障制度（年金、医療、子育て、介護、福祉等）の概要

(1) 社会保障制度の全体像

① 社会保障制度の概要

スウェーデンの社会保障制度は、①社会保険（所得再分配機能を持つ所得保障制度）、②医療・保健サービス、③福祉サービス（高齢者ケア（福祉）サービス、障害者福祉サービス）、④失業保険・労働市場政策の大きく4つの部門に分かれている。なお、①～③は中央政府下の社会省(Socialdepartementet : Ministry of Health and Social Affairs) が所管する社会保障制であるが、社会省は法律・政策案の準備、国の予算作成を行うが、細則の制定や実際の行政事務は、社会保険庁（Försäkringskassan : Swedish Social Insurance Agency）、年金庁（pensionsmyndigheten : Swedish Pensions Agency）、保健福祉庁（Socialstyrelsen : National Board of Health and Welfare）が行っている。一方で、④は雇用省（Arbetsmarknadsdepartementet : Ministry of Employment）が管轄している。

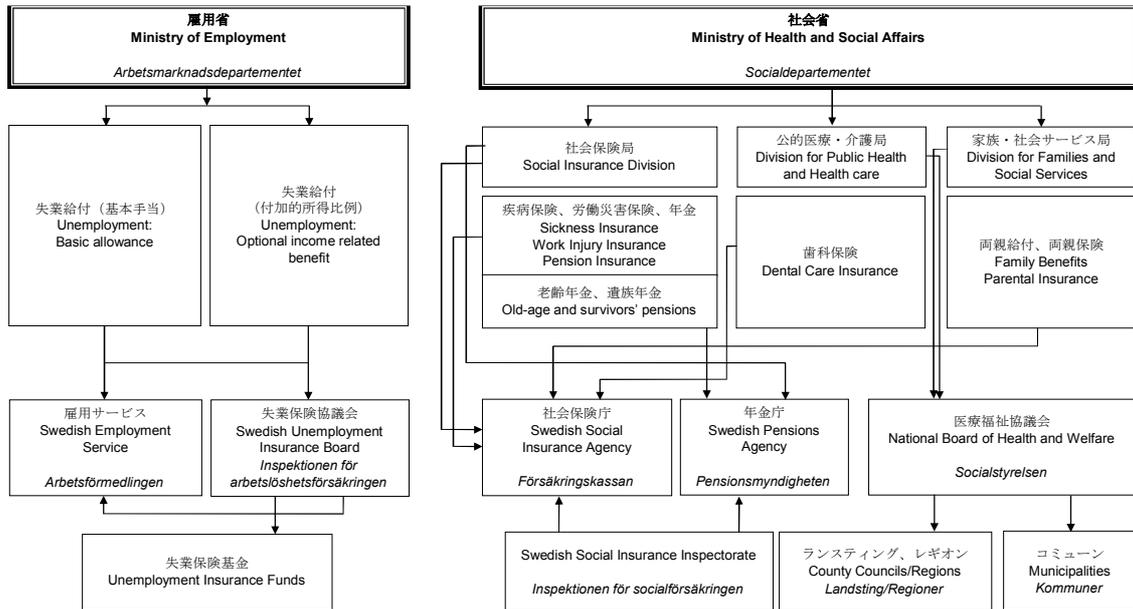
このうち、①の社会保険制度については、中央政府での社会省及びその傘下にある社会保険庁、年金庁が、地方レベルでの出先機関である地域社会保険事務所とともに制度運営を行っているが、機関は垂直的に一貫性を持った組織構造を持っており、社会保険制度が取り扱う範囲は、そのほとんどが所得保障制度である。

一方で、②、③については現物給付サービスであるが、このうち②医療・保健サービスは、21 のランスタイピング（ランスタイピングの機能を果たすコミュニティであるゴットランドを含む）の自治体が担当している。なお、ランスタイピングが提供する医療サービスについては、税方式による現物給付であり、日本に見られるような社会保険方式によるほる現物支給の医療保険は原則として存在しない。

③福祉サービスには、高齢者在宅介護サービス、障害者サービス、社会扶助（生活保護）等が含まれ、具体的なサービス提供量やその方法、内容については290のコミュニティの裁量によっており、地域間の格差があるとされる。なお、歯科医療については、社会保険型の医療保険を活用した現物給付を行っている。

④失業保険、労働市場政策については、（通常、欧米先進諸国では社会保険制度と呼ぶ場合、失業保険制度を含めて議論するが、）スウェーデンでは社会保険とは別の制度と整理している。なお、失業保険については、20歳以上の者に一律的に支給される基礎手当と、任意参加の所得比例給付の2つの部分から構成されている。いずれも、主に雇い主の保険料負担によって賄われている。

図表 スウェーデンの社会保障制度の組織体制



資料) European Commission(2012)“MISSOC (Multiple Information System on Social Protection)

②法的根拠

スウェーデンでは、これまでドイツやフランスのように社会保障に関する総合的な法典が存在しなかったが、2011年1月社会保障法典（Socialforskringsbalk）が施行され、31の社会保障関係の法律が一つに統合された。これは、概念・用語の整理、制度の透明・わかりやすさの向上を目的として、各制度の支給内容等を変更するものではない。

上記①社会保険については、給付種別によって根拠となる法律が異なるが、年金保険及び医療保険（現金給付）については、1962年の国民保険法に基づいており、その後1998年施行の新年金法がこれを改定している。

次に、②医療・保健サービス提供については、1983年の保健医療サービス法がこれを規定している。

次に、③福祉サービスについては、社会サービス法が包括的に規定している。なお、社会保険料全般については、社会保障拠出金法および社会保障拠出金配分法がその運用方法等について規定している。

③社会保障支出の構造

スウェーデンの社会保障支出を分野別に見たものが下表である。これを見ると、2009年のスウェーデンの社会保障支出は総額で9,936億クローナであり、これは、名目GDPの約32.2%に相当する。

分野別には高齢者に対する支出が39.5%と最も多いが、これは特に現金給付（老齢年金）が中心となっていることが窺われる。次いで多いのが、保健医療に対する支出の24.9%である。この大部分が現金以外の給付であることから、医療サービスであることが分かる。その他、家族・児童に係る支出が全体の10.0%と大きくなっている。

図表 スウェーデンの分野別社会保障支出の推移（ESSPROS 基準）

（百万クローナ）

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	構成比
保健医療	219,079	219,453	229,378	234,694	241,856	247,843	24.9
うち現金給付	54,621	49,099	48,765	44,448	40,666	36,865	3.7
うち現金給付以外	164,458	170,354	180,613	190,246	201,190	210,978	21.2
障害者	120,602	126,743	133,481	138,177	137,778	140,730	14.2
うち現金給付	72,577	75,665	75,929	76,100	74,774	73,084	7.4
うち現金給付以外	48,025	51,078	57,552	62,077	63,004	67,646	6.8
高齢者	306,942	319,558	328,084	345,643	370,423	392,512	39.5
うち現金給付	238,976	250,979	258,723	273,318	290,922	314,036	31.6
うち現金給付以外	67,966	68,579	69,361	72,325	79,501	78,476	7.9
遺族	18,007	17,941	18,072	17,971	17,968	18,077	1.8
うち現金給付	18,007	17,941	18,072	17,971	17,968	18,077	1.8
うち現金給付以外	—	—	—	—	—	—	—
家庭・児童	76,943	79,653	87,781	91,448	96,836	99,586	10.0
うち現金給付	40,581	41,569	45,233	46,708	47,850	48,950	4.9
うち現金給付以外	36,362	38,084	42,548	44,740	48,986	50,636	5.1
失業	50,962	51,161	47,861	33,905	27,932	40,322	4.1
うち現金給付	44,412	44,641	40,370	27,428	21,771	33,748	3.4
うち現金給付以外	6,550	6,520	7,491	6,477	6,161	6,574	0.7
住宅	14,561	14,775	15,008	14,736	14,695	14,746	1.5
うち現金給付	—	—	—	—	—	—	—
うち現金給付以外	14,561	14,775	15,008	14,736	14,695	14,746	1.5
社会的排除	16,959	16,624	17,444	18,354	19,815	21,954	2.2
うち現金給付	9,536	9,274	9,389	9,589	10,245	11,799	1.2
うち現金給付以外	7,423	7,350	8,055	8,765	9,570	10,155	1.0
合計	839,997	862,288	894,124	913,189	945,820	993,641	100.0
(対GDP比)	31.6	31.1	30.4	29.2	29.5	32.2	
うち現金給付	478,710	489,168	496,481	495,562	504,196	536,559	54.0
うち現金給付以外	345,345	356,740	380,628	399,366	423,107	439,211	44.2
(参考)名目GDP	2,660,957	2,769,375	2,944,480	3,126,018	3,204,320	3,089,181	

原資料) スウェーデン中央統計局 (BCS) ” Utgifter för det sociala skyddet i Sverige och Europa samt utgifternas finansiering 2004-2009”

資料) 厚生労働省 「2010～2011 海外情勢報告」

次に、スウェーデンの分野別社会保障支出の状況を日本と比較してみる。比較可能な最新時点は2007年である。まず、2007年の社会保障支出の対GDP比率をみると、日本が18.3%、スウェーデンが27.3%となっており、スウェーデンの方が8.6ポイント高い。これを、現金給付と現物給付（上記では、現金給付以外の給付）で分けてみると、現金給付

(日本：10.4%、スウェーデン：12.7%)、現物給付(日本：8.1%、スウェーデン：14.5%)といずれもスウェーデンの方が高いが、特に現物給付での差が大きい。

日本とスウェーデンの差が大きい分野を見ていくと、まず、「障害者関連」(日本：0.8%、スウェーデン：5.0%)が挙げられる。この分野においては、現金給付、現物給付とも日本とスウェーデンの差は顕著である。次に、差がみられるのが「家族」(日本：0.8%、スウェーデン：3.4%)である。この分野においても現金給付、現物給付ともスウェーデンの方が顕著に高い。その他には、「積極的労働市場政策」について、スウェーデンの方が顕著に高くなっているが、「老齢」、「医療」については、スウェーデンの方が高いものの差は大きくない。また、「遺族」については、逆に日本の方が高くなっている。

図表 日本とスウェーデンの分野別社会保障支出の対名目GDP比率（2007年）

		日本				スウェーデン				日本-スウェーデン	
		1980	1990	2000	2007	1980	1990	2000	2007	2007	
老齢	総額	3.024	4.088	6.931	8.787	7.713	8.552	9.084	8.983	0.196	
	現金給付	総額	2.921	3.96	6.225	7.535	6.5	7.046	6.616	6.637	-0.898
		年金	2.92	3.96	6.217	7.494	6.156	6.907	6.607	6.454	
		早期退職給付					0.222	0.114	0.009	0.171	
		その他	0.001	0	0.008	0.041	0.121	0.025	0	0.013	
	現物給付	総額	0.104	0.128	0.706	1.253	1.214	1.506	2.468	2.346	1.093
居宅介護、居住支援サービス		0.104	0.128	0.706	1.249	1.214	1.506	2.319	2.252		
その他の現物給付		..	0	0	0.004	0.148	0.094		
遺族	総額	1.028	0.942	1.192	1.298	0.601	0.654	0.619	0.54	-0.758	
	現金給付	総額	1.007	0.923	1.171	1.281	0.601	0.654	0.619	0.54	-0.741
		年金	0.987	0.903	1.148	1.259	0.601	0.654	0.619	0.511	
		その他の現金給付	0.02	0.02	0.023	0.022	0.029	
	現物給付	総額	0.021	0.019	0.021	0.017					-0.017
		葬祭支出	0.021	0.019	0.021	0.017					
その他の現物給付		0	0	0	0						
障がい関連	総額	0.647	0.583	0.744	0.791	4.809	5.541	5.123	5.023	4.232	
	現金給付	総額	0.534	0.515	0.584	0.593	4.344	5.092	3.59	3.113	2.52
		障害年金	0.218	0.266	0.325	0.351	1.807	1.922	1.847	1.964	
		労働災害年金	0.072	0.082	0.095	0.092	0	0	0.242	0.147	
		労働災害による離職	0.05	0.031	0.026	0.023	0.218	0.702	0.002	0.001	
		傷病手当	0.086	0.055	0.054	0.061	2.264	2.416	1.499	1.001	
		その他の現金給付	0.109	0.08	0.084	0.066	0.054	0.051	0	0	
	現物給付	総額	0.113	0.068	0.161	0.198	0.466	0.449	1.533	1.909	1.711
		施設、在宅介護	0.001	0	0.032	0.157	0	0	1.063	1.444	
		リハビリテーション	0	0	0	0	0.466	0.434	0.176	0.147	
		その他の現物給付	0.112	0.068	0.129	0.041	0	0.015	0.293	0.318	
		医療	総額	4.512	4.508	5.933	6.302	8.259	7.408	6.251	6.577
現物給付		総額	4.512	4.508	5.933	6.302	8.259	7.408	6.251	6.577	0.275
家族	総額	0.472	0.364	0.646	0.792	3.902	4.417	2.95	3.354	2.562	
	現金給付	総額	0.227	0.168	0.252	0.431	1.707	2.098	1.491	1.494	1.063
		家族手当	0.145	0.101	0.145	0.3	0.895	0.85	0.836	0.752	
		両親給付(出産育児による離職)	0.08	0.067	0.107	0.131	0.641	1.089	0.538	0.674	
	その他の現金給付	0.001	0	0.001	0	0.17	0.158	0.116	0.068		
	現物給付	総額	0.245	0.196	0.394	0.361	2.195	2.32	1.459	1.86	1.499
デイケア、居宅介護サービス		0.245	0.196	0.298	0.327	1.597	2.022	1.347	1.733		
その他の現物給付		0.097	0.034	0.597	0.298	0.113	0.126		
積極的労働市場政策	総額	..	0.327	0.283	0.163	..	1.636	1.738	1.098	0.935	
	現物給付	総額	..	0.327	0.283	0.163	..	1.636	1.738	1.098	0.935
		公共職業安定機関と事務経費	..	0.272	0.212	0.116	..	0.235	0.241	0.227	
		訓練	..	0.03	0.04	0.033	..	0.528	0.656	0.178	
		異動やワークシェア	0.025	0.021	
		就業促進	..	0.02	0.029	0.011	..	0.384	0.461	0.477	
		就業支援、リハビリ	..	0.002	0.002	0.001	..	0.377	0.24	0.179	
		直接的な雇用創出	..	0.003	0.001	0	..	0.105	0.068	0	
スタートアップ支援		0.001	..	0.008	0.047	0.016		
失業	総額	0.497	0.322	0.611	0.309	0.368	0.863	1.377	0.666	0.357	
	現金給付	総額	0.497	0.322	0.611	0.309	0.368	0.863	1.377	0.666	0.357
		失業給付	0.497	0.322	0.611	0.309	0.368	0.783	1.319	0.666	
労働市場の変化による早期離職						..	0.079	0.058	0		
住居	総額					1.084	0.644	0.618	0.471	0.471	
	現物給付					1.084	0.644	0.618	0.471	0.471	
その他の社会政策分野	総額	0.219	0.146	0.195	0.263	0.427	0.516	0.674	0.592	0.329	
	現金給付	総額	0.217	0.144	0.193	0.259	0.38	0.326	0.438	0.307	0.048
		所得維持	0.194	0.123	0.17	0.239	0.169	0.326	0.42	0.285	
		その他の現金給付	0.023	0.021	0.023	0.019	0.212	0	0.018	0.022	0.003
	現物給付	総額	0.002	0.001	0.002	0.004	0.046	0.19	0.235	0.285	0.281
		社会扶助	0	0	0.001	0.002	0	0	0.183	0.239	
その他の現物給付		0.002	0.001	0.001	0.002	0.046	0.19	0.052	0.046		
総額	総額	10.4	11.28	16.536	18.704	27.163	30.233	28.432	27.304	8.6	
	現金給付	5.403	6.032	9.034	10.408	13.9	16.079	14.131	12.758	2.35	
	現物給付	4.997	4.921	7.218	8.134	13.264	14.153	14.302	14.546	6.412	

資料) OECD.Stat Social Expenditure

④社会保障財源の概要

社会保障制度の財源については、以下のとおりである。

①社会保険制度については、雇い主の保険料負担を中心としながらも、租税収入を原資とした国庫負担による部分も含まれる。また、一部に被保険者の保険料負担もある。

一方で、②医療・保健サービス、③福祉サービスについては、各自治体自身での租税収入によって賄われる。また、④失業保険については、主に雇い主の保険料負担によって賄われている。

その他、スウェーデンの社会扶助（社会保険制度からは除外されている）についても、上記②③と同様に、各自治体の租税収入が財源である。

＜社会保障の現金給付における課税・非課税＞

スウェーデンでは、社会保障給費については就労時の所得に基づく現金給付は課税、居住に基づく現金給付は非課税となっている。社会保険給付（現金給付）では、基本的には所得比例により設計されていることから、現金給付の大半は課税対象となる。

スウェーデンの社会保険法では、給付は居住による給付と就労による給付に分かれ、児童手当などは居住による給付とみなされ非課税となる。疾病手当は就労時の所得に基づくので課税対象となる。

また、両親手当における最低保証給付分は居住による給付とみなされ非課税である一方、おなじ両親手当の中でも所得比例保障分は就労による保障ということから課税対象となる。例えば、老齢年金を例に挙げると、所得比例給付分は92%、最低保証給付分は8%である。この結果、国民全体の96%が課税対象者となっている。

(2) 社会保障制度の理念と最近の動向

ここでは、スウェーデンの社会保障制度の理念について整理する。具体的には、まず、制度設計の背景ともなる福祉国家のモデルについて整理する。その後、最近の大きな制度改革を通じて、どのような方向性を目指しているのかを中心に整理する。

①福祉国家としてのスウェーデンの特徴

福祉国家としてのスウェーデンの特徴として以下の5点が挙げられる。

- 1) 普遍的で包括的な社会保障制度を持つこと
- 2) 完全雇用政策により完全雇用の維持に政府が責任を持つこと
- 3) 自由市場と私企業の産業を基礎としながら、社会保障と雇用の維持、環境保全と公共財の供給などで政府が積極的役割を果たす混合経済システムの社会であること
- 4) 労使がよく組織されており、労使間の問題の解決が労使の民主的交渉によって

自主的民主的に決められることが多いこと

- 5) 民主的で汚職などもまれなクリーンな政治システムをもつこと

こうしたスウェーデンの国家の変遷の中で、福祉政策がどのように推移してきたかをみると、1990年代までは概ね以下のとおりに整理できる。

- 1) 救貧から防貧へ、恩恵から権利へ（1950年代とそれ以前）
- 2) 選別主義から普遍主義へ（1950～1960年代）
- 3) ノーマライゼーションと総合化の時代（1970～1980年代中ごろ）
- 4) 在宅福祉、分権化、自己決定と選択の重視の時代（1980年代後半～1990年代）

②スウェーデンの社会保障制度に係る最近の変化

ここでは、スウェーデンの社会保障制度に関して、1990年代以降の改革等を概観する。まず、1990年代以降の医療・高齢者福祉の改革として、1991年に「選択の自由」を掲げた穏健党を中心とする中道右派政権が成立し、高齢者福祉に関しては以下のエーデル改革が実施されている。

<エーデル改革の概要>

- ・ 高齢者福祉サービスと高齢者医療サービスの総合化、医療から福祉への誘導
- ・ 基礎自治体レベルへの権限と財源の分権化
- ・ 入院、施設介護から在宅介護と看護への誘導
- ・ 医療費＋高齢福祉費の財政的節減

また、医療においても民間部門を含めた「市場」機構の導入が試みられた。しかし、1994年には再び社会民主党政権となり、「市場」機構は後退に傾き、高齢者などのケアとの連携を含めて病床の効率的利用を図る医療改革が積極的に進められ、同時に公共医療サービスにおける優先付けの枠組みが形成された。

その後、2006年に成立したラインフェルトの4党連合中道右派政権は、医療制度への私的供給の導入と競争の促進などによって、医療サービスへのアクセスと効率を向上させようとしている（2010年の総選挙でも存続し、政策を継続）。

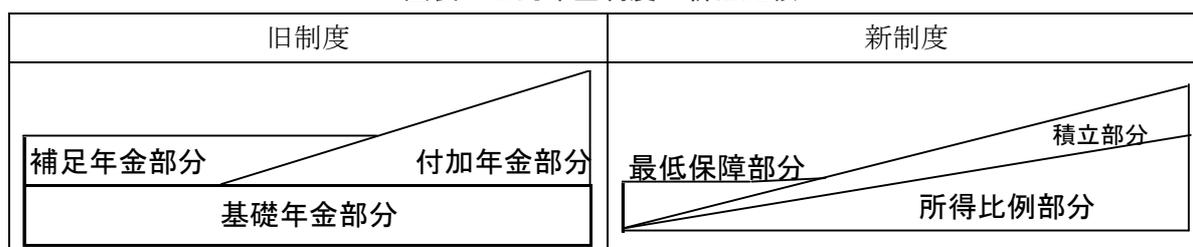
次に大きな改革としては公的年金制度の改革がある。スウェーデンの公的年金制度（老齢年金）は、1998年以前は定額の基礎年金および所得比例の付加年金からなる2階建ての制度体系であったが、①社会経済及び人口の変化に対する柔軟性を強めること、②個人について給付と拠出の関係が強化されたものにする、の二つを目的に年金制度の改革が1998年に行われた。

改革後の老齢年金制度では、所得比例の年金保険（所得比例老齢年金）を中核としており、賦課方式の所得比例年金と積立方式のプレミアム年金の二つの部分から構成される。一方で、低所得または無所得のために所得比例老齢年金を受けられない、またはその額が一定水準を下回る場合に、最低保障年金が存在する。

1998年の改革前と改革後の制度については、いずれも、定額の年金と所得比例の年金から構成されているが、基本的な考え方は大きな転換があったとされる。具体的には、改革前は、全ての者に定額の給付（基礎年金）を行うことが主軸となっていたが、改革後は、所得比例老齢年金を主軸としつつ、これによって最低保障水準を満たすことができない少数者に対して補足的に最低保障年金を給付するとしている。

この流れを、学説では「所得比例保障の原則へのイデオロギーの転換」と評価されており、社会連帯の在り方が変容したこと意味している。なお、こうした転換がなされた背景としては、経済の低成長、失業の増加、国家財政の悪化、移民の増加による居住のみの要件の見直し、があったとされる。

図表 公的年金制度の新旧比較



(3) 社会保険制度

①社会保険制度の範囲と定義

スウェーデンにおける社会保険（Socialförsäkring）の範囲は日本とは異なり、年金等社会保険料で費用を賄う給付だけではなく、児童手当、住宅手当など一般財源で費用が賄われる各種の手当も含んで用いられる（ただし、社会扶助は含まれない。また、労災保険も含むが、社会保険庁が支給事務を行わない失業保険は含まない。）

一方で、給付内容については所得保障を中心とした現金給付が中心であり、日本の医療保険や介護保険のように主としてサービス費用を賄うための制度ではない。

また、社会保険制度は、自営業者を含めて基本的に職域の別なくスウェーデンに居住する全住民に適用される。また、給付水準は所得制限を設けず、従前賃金の一定水準を保障するという形態が多い。

②社会保険制度の支出

スウェーデンの社会保険制度の最近時点の支出額をみると、2009年では、4,810億クローナとなっており、これは、先に見た社会保障制度全体の支出額 9,936億クローナの

48.4%とほぼ半分を占める。また、同年の名目 GDP である 3 兆 892 億クローナの 15.6%となる。

社会保険制度はその対象によって、A. 家族・児童への経済的保障、B. 傷病・障害に対する経済的保障、C. 高齢者への経済的保障に大きく分けることができる。

A.家族・児童への経済的保障
両親保険（妊娠手当、両親手当、一時的両親手当） 児童手当 住宅手当 障害児介護手当 養育費補助 遺児年金児童遺族手当 他
B.傷病・障害に対する経済的保障
傷病手当 活動補償金・傷病補償年金 障害者所得補償金 パーソナルアシスタンス補助金 家族介護手当 自動車補助 労災手当 他
C.高齢者への経済的保障
老齢年金 老年受給者住宅手当 年金受給者特別住宅手当 高齢者生計費補助 遺族年金（生活転換年金・延長生活転換年金） 他

支出額を見ると、C.高齢者に対する経済的保障（2,688 億クローナ）が 55.9%と過半数を占め最も大きい。内訳を見ると、老齢年金（2,395 億クローナ）に係る支出がほとんどを占める。

次いで、B.傷病・障害に対する経済的給付（1,410 億クローナ）が 29.3%となっているが、内訳としては、傷病手当（950 億クローナ）がその 67.4%を占める。

最後に、A.家族・児童への経済的保障（702 億クローナ）が 14.6%となっているが、内訳を見ると、両親保険（309 億クローナ、44.1%）、児童手当（236 億クローナ、33.6%）が多い。なお、日本との対比においては、A.家族・児童への経済的保障の割合が高いことが特徴とされる。

図表 スウェーデンの社会保険制度収支（2009年）

（百万クローナ）

給付名	収入					支出				
	保険料	国庫負担	その他	計	(構成比)	給付費	事務費	計	(構成比)	
<家族・児童への経済的保障>	26,671	37,665	1,599	65,935	10.4	68,112	2,084	70,196	14.6	
両親保険	26,671	-	-	26,671	(40.5)	29,865	1,067	30,932	(44.1)	
児童手当	-	23,612	-	23,612	(35.8)	23,364	248	23,612	(33.6)	
住宅手当	-	3,604	-	3,604	(5.5)	3,372	232	3,604	(5.1)	
障害児介護手当	-	2,960	-	2,960	(4.5)	2,789	171	2,960	(4.2)	
養育費補助	-	2,412	1,599	4,011	(6.1)	3,645	366	4,011	(5.7)	
児童養育期間中の年金権	-	5,077	-	5,077	(7.7)	5,077	-	5,077	(7.2)	
<傷病・障害に対する経済的保障>	102,634	41,353	5,237	148,224	23.3	135,963	6,021	140,984	29.3	
傷病手当	83,098	15,227	-	98,325	(66.3)	91,186	3,827	95,013	(67.4)	
ランステイングへ薬剤補助金	1,000	-	1,000	1,000	(0.7)	-	1,000	-	(0.0)	
歯科医療給付	-	5,724	-	5,724	(3.9)	5,503	221	5,724	(4.1)	
医療給付	-	646	-	646	(0.4)	608	38	646	(0.5)	
障害者所得補償金	-	1,328	-	1,328	(0.9)	1,242	86	1,328	(0.9)	
活動補償金	10,293	388	-	10,681	(7.2)	10,293	388	10,681	(7.6)	
労災手当	8,243	50	51	8,344	(5.6)	5,156	260	5,416	(3.8)	
自動車補助	-	248	-	248	(0.2)	222	26	248	(0.2)	
介助者手当	-	17,742	4,186	21,928	(14.8)	21,753	175	21,928	(15.6)	
<高齢者に対する経済的保障>	267,354	16,970	136,465	420,789	66.3	266,189	2,606	268,795	55.9	
老齢年金	AP基金	202,712	-	136,412	339,124	(80.6)	217,412	1,730	219,142	(81.5)
	国庫	15,200	3,909	-	19,109	(4.5)	19,054	55	19,109	(7.1)
	積立年金制度	28,821	-	-	28,821	(6.8)	858	440	1,298	(0.5)
遺族年金	20,607	779	-	21,386	(5.1)	16,863	34	16,897	(6.3)	
住宅費補助(BTP)	-	11,709	-	11,709	(2.8)	11,374	335	11,709	(4.4)	
高齢者生計費補助	-	498	-	498	(0.1)	497	1	498	(0.2)	
その他の給付・支払	14	75	53	142	(0.0)	131	11	142	(0.1)	
総計	395,659 (62.3)	96,988 (15.3)	142,301 (22.4)	634,948	-	471,262	9,711	480,973	-	

備考) 上記の原資料では、最新で 2012 年の値を入手可能だが、2010 年以降のデータは年金部分が記載されていない(年金庁が分離されたため。)

原資料) スウェーデン社会保険庁”Socialforsakringen I siffror 2010”

資料) 厚生労働省「2010～2011 海外情勢報告」

③社会保険制度の収入面

次に、社会保険制度の収入面を見ると総額 6,349 億クローナとなっており、先に見た支出総額 4,810 億クローナを大幅に回っている。収入が支出を大きく上回っているのは老齢年金の部分であり、この超過収入が積立金（A P 基金）に回っていると考えられる。

次に、各種の給付の財源を見ると、多くは国庫負担により賄われていることが分かる。しかし、金額については、社会保険制度の財源としては、雇用主による保険料負担が 3,957 億クローナと収入全体の 62.3%を占め最も多い。なお、保険料収入の額は社会保険制度の総支出の 82.3%に相当する。これは事業規模が大きな老齢年金、遺族年金、傷病手当、両親手当において保険料収入が主な収入源になっていることによる。

その他、収入面では老齢年金の積立金である A P 基金からの運用収入が大部分を占める「その他」（1,423 億クローナ）が 22.4%となっている。また、国庫負担は 970 億クローナと収入全体の 15.3%となっている。

なお、最近、老齢年金に関してはその財源の一部を被保険者（被用者）の保険料負担で賄うようになった。

④社会保険制度の保険料率

社会保険制度の保険料率の合計は 2011 年には、被保険者（被用者）は老齢年金の 7.0%のみであり、使用者が 31.42%、自営業者が 28.97%となっている。使用者、自営業者の拠出には労働市場保険料、一般賃金税が含まれている。一般賃金税については、特定の社会保険給付に結びついているものではなく、一部の料率の修正で拠出収入の合計を大きく変化させない役割を託されており、そのため料率は毎年変化する。なお、社会保険制度における保険料率の水準については、それが予め想定されているというよりは、公費と合わせて給付を賄える水準に決定されていると見なされる。

保険料率の推移についてみると、遺族年金保険料、老齢年金保険料、両親保険料、労働災害保険料については、1989 年以来同率である。この中で、疾病保険料率が近年下がっている背景としては、不正受給防止のための給付水準引き下げがあったとされる。

図表 スウェーデンの社会保険料率（使用者・被用者・自営業者別）（%）

	2010			2011		
	使用者	被用者	自営業者	使用者	被用者	自営業者
疾病保険料	5.95		6.04	5.02		5.11
遺族年金保険料	1.7		1.70	1.17		1.17
老齢年金保険料	10.21	7.00	10.21	10.21	7.00	10.21
両親保険料	2.2		2.2	2.2		2.2
労働災害保険料	0.68		0.68	0.68		0.68
労働市場保険料	4.65		2.11	2.91		0.37
小計	25.39		22.94	22.19		19.74
一般賃金税	6.03		6.03	9.23		9.23
合計	31.42	7.00	28.97	31.42	7.00	28.97

(備考 1) 老齢年金保険料について、自営業者は被保険者分 (7.0%) を加えて、17.21%を負担する。

(備考 2) 使用者はこれに企業年金などの企業福祉の費用も負担する。

図表 スウェーデンの社会保険料率の推移 (%)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
老齢年金保険料	10.21	10.21	10.21	10.21	10.21	10.21	10.21	10.21
遺族年金保険料	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.17
疾病保険料								
雇用主	11.08	10.15	8.64	8.78	7.71	6.71	5.95	5.02
自営業者	11.81	11.12	9.61	9.61	7.93	7.93	6.042	5.11
両親保険料	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
労働災害保険料	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68
労働市場保険料								
雇用主	3.7	4.45	4.45	4.45	2.43	2.43	4.65	2.91
自営業者	1.16	1.91	1.91	1.91	0.5	0.5	2.11	0.37
一般賃金税	3.13	3.07	4.4	4.4	7.49	7.49	6.03	9.23
雇用主の保険料の合計	32.7	32.46	32.28	32.42	32.42	31.42	31.42	31.42
自営業者の合計	30.89	30.89	30.71	30.71	30.71	30.71	28.972	28.97

資料) スウェーデン社会保険庁”Socialförsäkringen I siffror 2012”

これらの社会保険料のうち、老齢年金保険料分は社会保障基金に入り、その他の社会保険料は、直接国庫に入る。

(4) 個別社会保障分野

①医療

スウェーデンでは、税を主たる財源として公的医療機関が大部分の医療を直接提供している。医療機関の多くは公立であり、医師も公務員がほとんどである。医療保障の直接的な責任はランスタングにあり、病院を管理し予算配分を行うのもランスタングである。国は医療保障の全体的な責任を負う仕組みであり、権限移譲が進み、国の権限は弱くなっている。

1) 医療費の規模

OECD の Health Data によれば、購買力平価で見た 2009 年の 1 人あたり年間総医療費は、日本が 2,979 ドルであるのに対して、スウェーデンでは 3,538 ドルと、日本より 2 割程度大きい。

図表 1 人あたり年間総医療費（購買力平価）

	US\$/人						
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	2,171.2	2,292.2	2,434.1	2,558.1	2,703.8	2,831.7	2,979.4
スウェーデン	2,710.9	2,832.3	2,845.0	3,069.0	3,286.3	3,486.0	3,538.6

資料) OECD."Health Data"

また、2009 年における GDP に対する総医療費の割合は日本が 9.5%、スウェーデンが 9.9%であり、経済規模に占める医療費の大きさは、ほぼ同規模となっている。

ただし、日本では医療財政に占める公的医療保険の割合が大きいのに対して、スウェーデンでは租税を基にした政府支出によって賄われる部分が多い。

図表 GDP に占める総医療費の大きさ等（2009 年）

	単位: %、US\$/人	
	日本	スウェーデン
GDPに対する総医療費の割合(%)	9.5	9.9
医療費に占める公的支出の割合(%)	80.2	81.6
医療費に占める民間支出の割合(%)	19.8	18.4
1人あたり政府支出(ドル/人)	256.1	2,888.5
1人あたり社会保障基金支出(ドル/人)	2,131.9	0

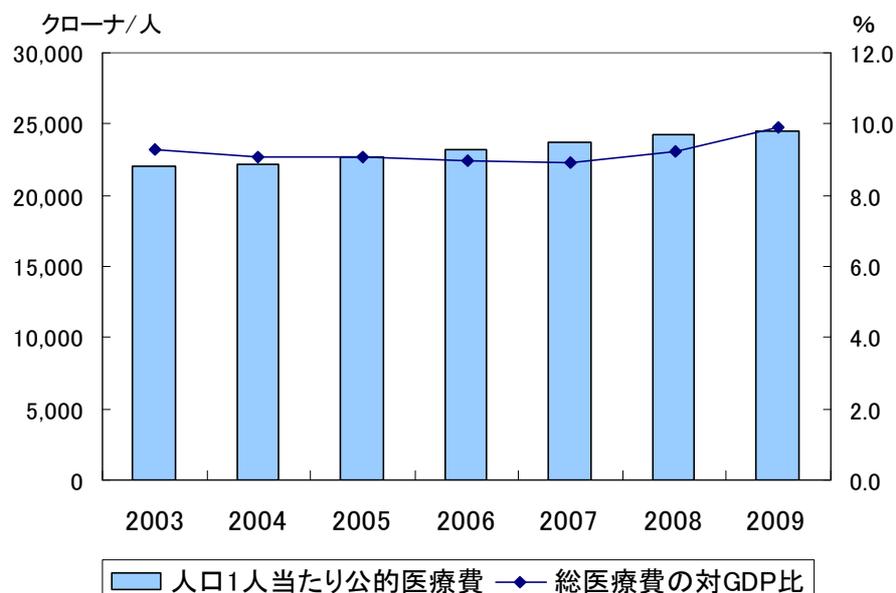
注) 政府支出は 2005 年実質値による大きさ。

資料) OECD."Health Data"

スウェーデンでは、人口の高齢化等の要因により、医療費の増加が続いている。スウェーデンの 1 人あたり公的医療費と、総医療費の対 GDP 比率の推移を見ると、1 人あたり公的医療費は年々増加し、2009 年では 24,576 クローナとなっている。一方、総医療費の対 GDP 比率は比較的安定しているが漸増傾向にあり、2009 年は 9.9%となっている。

日本との比較では、2003年から2009年の6年間で、日本が1人あたり公的医療費を米ドル換算で37.8%増加させたのに対して、スウェーデンでは29.5%増に留めている。

図表 スウェーデンの1人あたり公的医療費と、総医療費に対するGDP比率の推移



単位：USドル/人、%

		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	人口1人あたり公的医療費	1,733.4	1,840.5	1,975.2	2,022.3	2,165.0	2,278.6	2,388.0
	総医療費の対GDP比	8.0	8.0	8.2	8.2	8.2	8.6	9.5
スウェーデン	人口1人あたり公的医療費	2,230.3	2,318.4	2,318.0	2,502.6	2,681.1	2,844.8	2,888.5
	総医療費の対GDP比	9.3	9.1	9.1	8.9	8.9	9.2	9.9

資料) OECD."Health Data"より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

なお、総医療費に占める公的部門と民間部門の割合は、ほぼ安定的に推移しており、2009年の場合には公的部門が81.6%、民間部門が18.4%となっている。ただし、公的部門の財政制約およびそれに伴う医療費抑制策により、近年わずかずつではあるが、民間部門の占める割合が増加傾向にある。

図表 スウェーデンの総医療費に占める公的部門・民間部門の割合

		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	公的部門	79.8	80.3	81.1	79.1	80.1	80.5	80.2
	民間部門	20.2	19.7	18.9	20.9	19.9	19.5	19.8
スウェーデン	公的部門	82.3	81.9	81.5	81.5	81.6	81.6	81.6
	民間部門	17.7	18.1	18.5	18.5	18.4	18.4	18.4

資料) OECD."Health Data"

2) 医療供給体制

医療保障制度は、現物給付に基づく医療サービスと現金給付に基づく傷病手当（疾病保険）制度との2つを中心に構成されている¹⁸。

医療サービスに関わる根拠法は、保健・医療サービス法（Hälsa-och sjukvårdslag ; Health and Medical Service Act）であり、これにより、スウェーデンでは、すべての国民が平等な医療サービスをいつでも受ける権利を保障されている。医療サービス提供は、ほぼすべてランスティングの所掌事務である。

ランスティングが提供する医療サービスは、主として税方式によって賄われている。国民は疾病保険加入が義務づけられているが、この保険によって手当てされるのは、歯科治療と一部の現金給付（傷病手当）のみである。また、保険料は使用者側のみに課せられており、被用者の保険料負担はない¹⁹。

a. 中央政府の役割

スウェーデンの社会保障分野における社会省（Socialdepartementet ; Ministry of Health and Social Affairs）の機能は限定的であり、法律および法令によって、①医療・保健に係る基本的な原則を定めること、②医療政策の目標を設定すること、③ガイドラインを策定することが主たる役割となっている。実際の施策の運用は、傘下の行政庁や、ランスティングが担当している。近年、省により制定された詳細な規則、基準等の数は減少傾向にあり、政府の関心はサービスがどのように提供されているかよりも、サービス提供の結果や業績に移っている。

保健福祉庁（Socialstyrelsen ; National Board of Health and Welfare）は社会省傘下の行政庁であり、医療、保健、社会福祉分野の監督機関として、医療機関やその職員を監視する役割を果たしている。主な任務は提供された医療サービスが社会省の目指した目標に達しているかを検証・評価することである。また様々な医療についての全国的なガイドラインの作成も行っている。これらのガイドラインには、地方における保健医療計画に関する指針を示すもの等がある。

b. 地方政府の役割

スウェーデンにおいて医療供給の主たる責任を負っているのはランスティングである。ランスティングは医療サービスへ財源配分を行い、一次医療（Primary Care）から、広域圏病院（全国を6つに分けた高度専門医療地域に8つ存在）における専門医療に至るまで、医療サービスに関する全ての計画に責任を有している。またランスティングは、病院、地域医療センター（primary care center）、その他の医療機関を所有し、運営している。民間によって運営されている医療機関の場合でも、ランスティングと民間部門との契約に基づ

¹⁸ スウェーデンにおける傷病手当は、疾病による所得喪失の補填という性格上、医療制度の一部というよりは、所得保障制度との関連で整理されることが多い

¹⁹ 本報告書 P41 の保険料率負担の図表を参照

いて、民間部門が特定の医療サービスを提供しているのが通例である。

近年の重要な改革は、患者がどこで誰に治療をしてもらうか自由に選択できるようになったことである。患者はかかりつけ医（General Practitioner：GP）、地域医療センター、病院のどこでも自由に自分の意思で選択できるし、他のランスタングの医療サービスを担当医師による紹介無しに自由に利用することも可能になった。患者が他のランスタングの医療サービスを利用した場合には、その患者が住民登録を行っているランスタングがその医療費の公的負担部分の支払いの責任を有している。

なお、1982年の「保健・医療サービス法」により、コミューンも保健・医療サービスを担当することが規定されているが、コミューンの責務は予防的医療や健康管理・生活習慣に関するアドバイス等が中心である。

c. 医師数・病床数

人口千人当たり医師数は、日本が2.3人であるのに対してスウェーデンでは3.99人となっている。一方、人口千人当たりの病床数は日本の13.62床に対して、スウェーデンでは2.73床に過ぎない。

図表 医師数・病床数

	日本	スウェーデン
医師数	292,338	37,144
人口千人当たり医師数	2.3	3.99
歯科医師	100,161	7,875
人口千人当たり歯科医師数	0.79	0.85
病床数	1,730,215	25,566
人口千人当たり病床数	13.62	2.73

注) 日本は全て2010年値。スウェーデンは医師数、歯科医師数が2009年、病床数が2010年値。
資料) OECD."Health Data"

高齢者の福祉と医療の統合化を目指した1990年代の「エーデル改革」によって、スウェーデンの病床数は近年大きく減少している。2000年から2010年に限っても約20%の減少となっている（同期間に日本の病床数は約7%減）。

図表 病床数の推移

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	1,864,008	1,856,341	1,839,189	1,820,035	1,812,554	1,798,473	1,786,487	1,775,316	1,755,971	1,743,293	1,730,215
スウェーデン	31,765	29,122	27,925	27,332	27,088	26,478	26,223	26,196	25,862	25,653	25,566

資料) OECD."Health Data"

d. 医療機関

スウェーデンでは、税金を主たる財源として公的医療機関が大部分の医療を直接提供し

ている。医療機関の多くは公立（公立病院、地域医療センター）であり、医師も公務員がほとんどである。

スウェーデンには、全国に約 80 の公的な一般病院がある。医療機能に応じて一次医療圏から三次医療圏の 3 層から構成されており、それらに明確な役割分担があることが特徴である。まず、全国を 6 つの高度専門医療地域に分割して、各管区に最低 1 か所（人口 90 万～190 万人に 1 か所）、高度に専門化した医療を提供する「広域圏病院（Regionsjukhus ; Regional Hospitals）」があり、医科大学附属病院等がその役割を担っている。次に、各ランスタイプレベルに通常 1 か所（人口 13 万～30 万人に 1 か所）の「中央病院（Lanssjukhus ; Central County Hospitals）」とその下の「地区病院（Lansdelssjukhus ; District County Hospitals）」がある。

一次医療圏を担うのは、コミュニケーションレベルのエリアでの地域医療センター（primary care center）や開業医である。

e. 財源および医療機関への支払い

医療サービスは、主として税方式（ランスタイプにおける個人所得税）によって提供され、一部を国からの補助金および患者負担によって賄われる仕組みとなっている。総医療費に占める公的部門の割合は、2009 年の場合、81.6%となっている。

医療サービス提供の中心的役割を果たすランスタイプ（全国合算値）の歳入・歳出構成は、本報告書の P17 に示すとおり、2011 年の場合、歳出の約 90%が医療関係費（一次医療 15.5%、専門的医療 48.3%、精神医療 8.2%、歯科医療 2.2%、医薬品 9.3%）に充てられている。これに対する歳入構成は、地方税収（個人所得税）が 67.9%を占め、一般補助金が 17.2%、料金収入が 14.9%となっている。医療サービス提供の大半は、自主財源で賄われていることがわかる。

スウェーデンでは、医療機関から医療サービスをどのように購入するかはランスタイプごとに決定する（Purchaser-Provider モデル）。一般に、開業医に対しては、出来高に応じた診療報酬払い（fee-for-service）を行っている（上限額あり）。また、主要な病院に対しても出来高による診療報酬支払い（fee-for-service）を行っている（上限額あり）ランスタイプも存在する。診療報酬は、典型的には、居住地以外の高度専門病院で治療を受けた患者への診療行為に対して、その診療を行った病院へ患者居住地のランスタイプから支払われるものである。

これに対して、ストックホルム・ランスタイプをはじめとする約半数のランスタイプでは、病院や地域医療センター（primary care center）への予算は、手術の種類や件数、患者数などの実績数予測に基づいて配分される、総額予算制度（global budget 方式）を採用している。

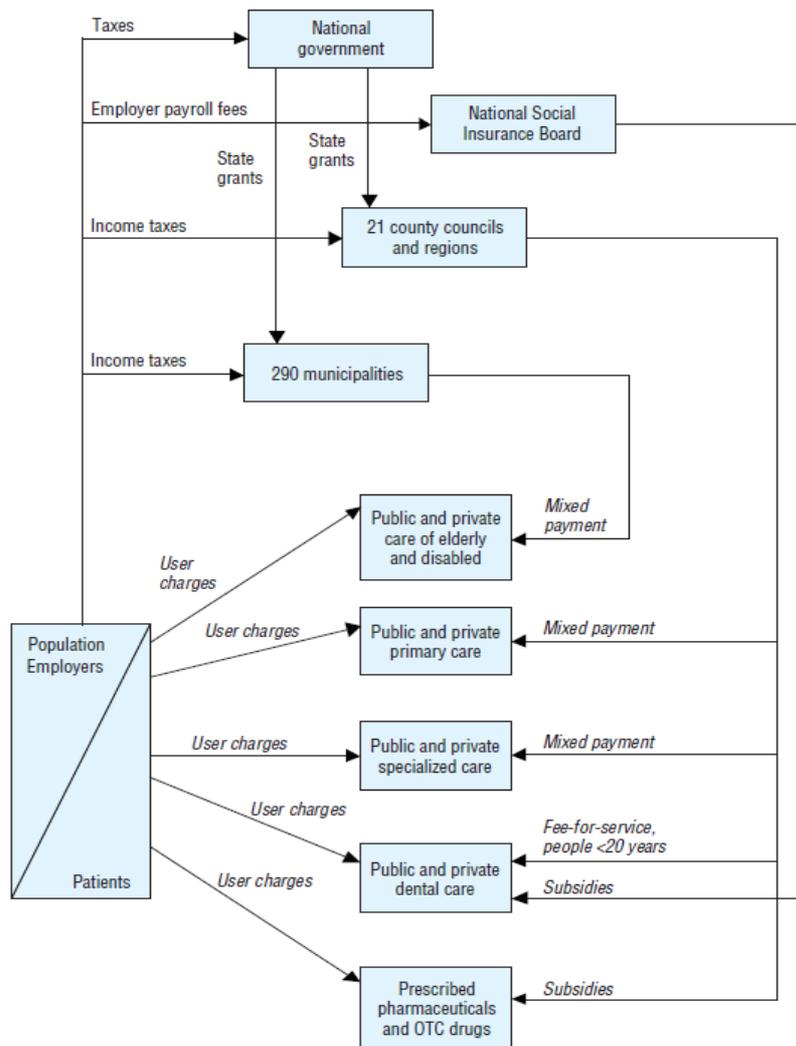
民間病院での自由診療（主に民間保険の適用）は増加しつつあるものの、その割合は極めて小さい。

f. 患者負担

患者自己負担の水準は、保健・医療サービス法において設定された上限額の範囲内で、各ランスタイングの裁量に従って設定できる。外来では通院1回当たりの定額が、初診か否か、患者の年齢、訪問先等に応じて設定されており、2011年の一次医療の外来の場合、年間上限額1,100 クローナの範囲内で、1回当たり100~200 クローナとなっている。なお、20歳未満については無料である。入院患者の自己負担は、患者の年齢、所得、入院日数等に応じて設定されている。上限額は1日当たり80 クローナである。

薬剤については、最初に最大1,100 クローナを支払い、その後は1年間の処方状況に応じて補助が出るため減額される。患者の自己負担は年間で2,200 クローナが上限である。

図表 スウェーデンにおける医療提供体制と財源



(資料) Anders Anell, Anna H. Glenngård and Sherry Merkur(2012), “Health Systems in Transition – Sweden” Fig3.6 より

3) 疾病に対する経済的保障

労働者は、疾病による所得の低下に対して、事業主による疾病保険料（2011 年の場合、支払い給与の 5.02%、自営業者の場合は 5.11%）拠出と公費等を財源とした、所得保障（現金給付）としての疾病手当を受け取ることができる。なお、疾病保険料の拠出については、被用者の負担はない。

a. 給付内容

労働者は疾病にかかった場合、1 日目（待機日）は無給であるが、2 日目から 14 日目までは雇用主から疾病給与を受ける。それ以降は社会保険事務所から疾病手当を受け取ることができる。手当の額は、従前給与の 80%であるが、年収 321,000 クローナ（2011 年の場合）²⁰が上限となっており、これを超える年収を得ていても、同額を上限に手当額を算出することになる。

b. 条件

疾病手当の受給は、従来は期限に上限が無かったが、不正受給と思われるケースが絶えなかったこと等から、2008 年 7 月より、受給から 1 年を経過すると、社会保険事務所により、就業能力が恒久的に減退したと判断されて活動補償金や傷病補償年金の支給対象と認められない限り、給付が打ち切られることとなった。ただし、就業能力が減退しているものの職場復帰が可能と見込まれる例外的な場合には、最大 550 日間の支給延長が認められている。その場合、給付手当では 75%に減額される。

なお、就業がほとんど不可能な重篤な疾病を抱える人に対しても支給要件の厳格化が適用されたため、これに対する批判が高まり、症状が特に重篤な者については、支給延長期間が終了した後も、審査によってさらに支給が延長される場合もある。

²⁰ 同額は、物価基礎額（price base: 政府が毎年物価動向に基づいて定める額であり、年金や各種の社会保険手当の算定基準として用いられる。）42,800 クローナの 7.5 倍。

②介護・福祉（高齢者ケア）²¹

1) 基本的枠組み

スウェーデンの社会福祉は大きくは「個人・家族に対するサービス」、「高齢者・障害者に対するケア」に大別される。

この中で「高齢者・障害者に対するケア」とは、「社会サービス法」、「保健医療法」及び「特定の機能的障害者に対する援助及びサービスに関する法律（L S S法）」の規定に基づく高齢者・障害者に対するケア（福祉）サービスである。

2) 費用

高齢者ケアサービスの費用は、基本的にコミュニンの税財源とサービス利用者の自己負担で賄われるが、具体的内容はコミューン毎に異なる。2002年7月から高齢者・障害者福祉サービスに係る利用者負担限度額保証制度が導入され、サービス利用者負担に全国一律の上限額を設定するとともに、利用者負担額を支払った後に利用者の手元に残る額の下限額が設定された。

◆利用者負担の上限額（2011年）

1,712 クローナ（ホームヘルプ：物価基準額の48%の12分の1）

◆最低所得保障額

4,832 クローナ（単身者：物価基準額の135.46%の12分の1）

4,083 クローナ（配偶者がいる者それぞれ：物価基準額の114.46%の12分の1）

3) サービス内容

コミューンが提供義務を負う高齢者ケア（福祉）サービスは、在宅サービスと施設サービスに分かれる。それぞれのメニューは以下の通りである。

◆在宅サービス

ホームヘルプサービス、訪問看護、デイサービス、デイケア、ショートステイ、緊急アラーム、移送サービス、など

◆施設サービス

社会サービス法上「施設」は高齢者のための「特別住居（Sarskitboende）」と定義されており、高齢者を収容する「施設」というより介護などの特別なニーズを有する高齢者のための「住宅」との考え方に立つ。

²¹ 介護・福祉（高齢者ケア）については、厚生労働省「2010～2011年海外情勢報告」よりとりまとめた。

③老齢年金²²

1)所得比例年金

a 基本的枠組み

現行の老齢年金制度の中核は、所得比例の年金保険である所得比例老齢年金（inkomstgrundad alderspensio）であり、賦課方式の所得比例年金と積立方式のプレミアム年金からの二つの部分から構成される²³。当該年金の基本的枠組みは以下の通り。

- ・ 管理運営：年金庁（ただし、年金の算定基礎となる所得に関する事務は国税庁所管）
- ・ 保険者資格：スウェーデン国内で就労（有償で働くこと）する者（被用者であるか自営業者であるかは問われない）
- ・ 受給： 61歳から可能だが、被保険者は受給開始を事由に延期することができる。所得比例年金とプレミアム年金の受給開始年齢が一致する必要はない。また、年金の受け取り方法を、満額、4分の3、2分の1、4分の1の額から選択することができる。受給開始年齢を遅らせた場合、または受給額を減額した場合、将来受け取る年金額が増大する。

b 所得比例老齢年金及び保険料の算定基礎

所得比例老齢年金の保険料の算定基礎については以下の通りである。

- ・ 方式：確定拠出方式
- ・ 年金受給権の基礎（年金算定基礎額）

被保険者が一年間に得た所得に基づくが、下限（物価基礎額（2011年は42,800 クローナ）の42.3%（2011年は18,104 クローナ））、上限（所得基礎額（2011年は52,100 クローナ）の7.5倍（2011年は390,750 クローナ））がある。

なお、年金算定基礎額として認定される所得には、育児に従事する場合の架空の所得も含まれる。
- ・ 保険料率：17.21%に固定。このうち、使用者が10.21%の老齢年金保険料、被保険者本人が7.0%の国民年金保険料を負担する。なお、育児中などに認められる架空の所得にかかる保険料は国庫が負担する。なお、年金算定基礎額の認定の上限を超える、または下限を下回る所得に対しては、（被保険者本人が負担する）国民年金保険料は課されない。しかし、使用者・自営業者が負担する老齢年金保険料には、賦課対象額の上限・下限が設けられて

²² 老齢年金については、中野妙子 2012「老齢年金 —1998年改革の意義と課題—」『海外社会保障研究 Spring 2012; No.178』を参考にとりまとめた。

²³ 本報告書 P38 の図表を参照。

いない（上限を超える所得について支払われる保険料は、一般国庫の収入となる）。

- ・受給権：保険料を賦課される所得の 16%が所得比例年金の年金権として、2.5%がプレミアム年金の年金権となる。年金権の獲得に年齢の上限、下限は存在せず、生涯の所得が年金額に反映される。

c 所得比例年金

所得比例年金の概要は以下の通り。

- ・概念上の拠出立て

所得比例年金は賦課方式で運営されるが、被保険者が獲得した所得比例年金の年金権は、概念上の個人年金口座に積み立てられる。積み立てられた年金権およびその見なし運用利回りの合計額が、年金額の算定基礎（年金権総額）となる。

見なし運用利回りは、所得上昇率、年金受給開始前に死亡した被保険者の年金権総額を同年齢の保険者に分配した相続益、管理運営費を考慮して決定。

- ・受給開始時の年金額

年金権総額を一定の除数で除して算定。除数は、年率 1.6%の仮定の実質所得上昇率、受給開始時における当該受給者層の平均余命に基づいて政府が決定。

- ・スライド

年金権総額、年金権の支給算定額には、実質所得上昇率に基づく所得スライドが用いられる。ただし、2002 年 1 月以降、年金財政が一定の危機的状況に陥った場合、議会の決議を経ることなく、政府が年金額のスライド率や見なし運用利回りを引き下げることができるようになった。

d プレミアム年金

プレミアム年金の概要は以下の通り。

- ・保険料率のうち 2.5%に相当する分の保険料が積立方式のプレミアム年金に投入される。年金庁は保険者として、被保険者のプレミアム年金口座を管理し、被保険者が積み立てた資産、獲得した運用益などを記録する。

2)最低保障年金

a 受給要件

低所得または無所得のために所得比例年金が受けられない、またはその額が一定水準を下回る者に対して、最低保障年金が存在する。その要件は以下の通り。

- ・財源：全額国庫負担
- ・被保険者：スウェーデン国内に居住する者全て
- ・受給権：一定の被保険者期間が必要。原則としては 16 歳に達した年から 64 歳に達する年までの間に 3 年以上スウェーデンに居住したことが要件。満額の最低保障年金を得るためには最低 40 年以上の被保険者期間が必要であり、40 年に満たない場合には、支給額は割合的に減額される。被保険者が 65 歳に達した月から受給できる。

b 支給額

支給額の概要は以下の通り。

- ・満額の最低保障年金（基礎水準と呼ばれる）
- ・単身者：物価基礎額の 2.13 倍（2011 年は年額 91,164 クローナ、月額 7,597 クローナ）
- ・既婚者：物価基礎額の 1.90 倍（2011 年は年額 81,320 クローナ、月額 6,777 クローナ）
- ・被保険者の所得比例老齢年金の受給額が、単身者につき物価基礎額の 1.26 倍、既婚者につき物価基礎額の 1.14 倍を下回るとき、基礎水準と所得比例老齢年金の受給額の差額が、最低保障年金として支給される。
- ・所得比例老齢年金の受給額がこの水準を超える場合、最低保障年金の支給額は、増加分の 48% ずつ低減していくことで、受け取る年金の総額は増える仕組みとなっている。これは、就労意欲を刺激するためである。なお、所得比例老齢年金の受給額物価基礎額の単身者の場合 3.07 倍、既婚者の場合 2.72 倍が上限となる。

④家族・児童への経済的保障²⁴

1)両親保険

育児期間中の経済的支援策として、労働法制上の育児休業制度および育児休業期間中の所得保障を行う両親保険制度がある。両親保険の給付は、妊娠手当、両親手当、一時的両親手当からなる。

a.妊娠手当

女性が妊娠により仕事に就くことができない場合に、出産直前の2か月のうち最高50日間、両親手当と同額が支給される。

b.両親手当 (foraldrapennig)

この出生・養子縁組に際して育児休業をした期間について、金銭的な給付。主な概要は以下の通りであるが、従前の所得水準が給付額に影響しており、女性の就労インセンティブを促進する制度設計となっている。

7)給付期間

- ・ 育児休業をした期間について合計480日間支給される。
- ・ 父親・母親はそれぞれ240日間の受給権を有するが、そのうち60日間（いわゆる「パパ月」「ママ月」）を除けば、父親・母親間で受給権を移転できる。
- ・ 子が8歳又は小学校の第1学年を修了するまで受給可能。

1)給付額

- ・ 480日間のうち390日間までは従前所得の80%相当額。従前年収が低くても最低保障額として日額180クローナが支給される。
- ・ 残り90日については、年収に関わりなく一律日額180クローナが支給される。
- ・ 勤務時間を短縮して通常の勤務時間の1/4、1/2、3/4、7/8だけを勤務した場合に、3/4、1/2、1/4、1/8の支給額を受給することも可能。

ウ)その他

- ・ 2008年には、男性の育児休業取得を目的として、同年7月以降に生まれた子を対象に、390日のうち「パパ月・ママ月」分を超えて両親のそれぞれが取得した育児休業日数をもとに、事後的に税還付（1日当たり最大100クローナ）を行う均等ボーナスが導入された。

c. 一時的両親手当

²⁴ 家族・児童への経済的保障については、厚生労働省「2010～2011年海外情勢報告」よりとりまとめた。

原則として 12 歳未満の子の看護や通常の保護者が病気である場合の休業期間について 1 人当たり年 60 日間まで支給され、子が病気の場合にはさらに 60 日間まで両親手当と同額が支給される。

父親については、出産前後の付き添いのための休業について、10 日間の一時的両親手当の受給が認められている。

2) 児童手当

児童手当は、（基礎）児童手当、延長児童手当、付加的児童手当（多子加算）からなる。

a （基礎）児童手当

基本的に国内に居住する 16 歳未満の子を持つ親は、子 1 人当たり月額 1,050 クローナを受給する。

b 延長児童手当

子が 16 歳を過ぎても義務教育相当の学校に通っている間（最長 18 歳まで）支給される。

c 付加的児童手当（多子加算）

複数の子を持つ親に対して、この人数分の基礎手当に加えて、人数が増える毎に多子加算（第 2 子 150 クローナ、第 3 子 454 クローナ、第 4 子 1,010 クローナ、第 5 子以降 1,250 クローナ）が行われる。この多子加算は 2010 年 7 月から増額が実施された。

⑤積極的労働市場政策²⁵

ここでは積極的労働市場政策について概説する。なお、積極的労働市場政策の財源については、社会保険料は雇用主が支払給与の 2.91%、自営業者は 0.37%（2011 年の場合）であり、被雇用者の負担はない。これに国庫負担財源を加えて雇用省傘下の労働市場庁がプログラムを運営している。なお、中央政府における 2012 年における「労働市場・勤労生活」関連予算は、705 億クローナである²⁶。

1)スウェーデン型雇用保障とその経緯

a ワーク・プリンシプル（就労原則）

スウェーデンの社会保障政策の基礎となっている理念は、「ワーク・プリンシプル（就労原則）（Arbeitslinjen）」という考え方である。スウェーデン政府は、2004 年に社会保険調査委員会を設立した際、包括的な定義を行っている。

『「就労が可能で自分で生計を立てたり、社会のために貢献できる者には、その可能性がきちんと与えられる」とともに「全ての人は自分の就労能力を生かしたり、それを発展させながら、必要であれば職や居住地を変えて就労の努力をする義務がある」とした上で、政府として「現金の支払いよりも、就労支援や教育・訓練といった積極的な措置を優先する」ことだとされている。』

つまりは、ワーク・プリンシプルは、自らの能力を生かして就労したり、必要に応じて社会からサポートを受ける権利を意味すると同時に、就労や能力発展を通じた自活の義務を含むものであり、社会保障と雇用の在り方を組み合わせた生活保障の社会契約的な側面を表している。

そして、この理念を雇用の在り方の側面から政策として具体化したものが積極的労働市場政策である。

b スウェーデン型雇用保障の形成経緯

スウェーデンにおける積極的労働市場政策を中心とした雇用保障の仕組みは、生産性の低い企業から高い企業に、労働力を移動させつつ雇用保障を実現するというものであり、イエスタ・レーンとルドルフ・メイドナーというスウェーデン労働組合総連合（LO）の二人のエコノミストの構想に基づき政策提案をまとめ上げた。具体的には、政策の具体的な条件は以下の 3 点とされる。

7) 労働組合運動の発想の転換

国際経済の中で生き残るための方法として、労働者が一つの職場にしがみつくと

²⁵ 労働市場政策については、佐藤吉宗 2012 「1990 年代以降の労働市場政策の変化と現在課題」『海外社会保障研究 Spring 2012; No.178』、宮本太郎 2009 「生活保障 排除しない社会へ」（岩波新書）を主にとりまとめた。

²⁶ 本報告書 P16 を参照。

はなく、将来性のある職場に移ることを利益と考えられるような大きな転換がなされた（1951年）

イ) 労働移動をスムーズに進める条件整備

戦後スウェーデンでは、職業訓練や職業紹介に責任を持つ国の機関として雇用庁が成立した。その後1957年には雇用庁が労働組合と協力しながら労働移動を支援する役割を高めた。

ロ) 労働力移動を促す賃金制度

戦前から職域を超えた同一労働・同一賃金²⁷の政策体系が作られた。雇用主は、個別の企業がどれだけ利益を上げているかとは無関係に、職種毎に同一の賃金を払わなければならない。その結果、生産性が低く利潤があがっていない企業は、労働コストが高くて苦しくなり、反対に生産性が高い企業では、投資余力ができ、競争力を高めることが可能となる。

その際、生産性が低いことで職を失う労働者を、積極的労働市場政策、特に職業訓練で生産性が高い企業へと移動を促し、完全雇用を維持することになる。

（参考）同一労働・同一賃金について

一般論としては、レーン=メイドナーモデルに基づく同一労働同一賃金制度の下では、雇用主は、個別の企業がどれだけ利益を上げているかとは無関係に、職種毎に同一の賃金を払わなければならない。その結果、生産性が低く利潤があがっていない企業は、労働コストが高くて苦しくなり、反対に生産性が高い企業では、投資余力ができ、競争力を高めることが可能となる。その際、生産性が低い企業で職を失う労働者を、積極的労働市場政策、特に職業訓練で生産性が高い企業へと移動を促すことになる。

ただし、同一労働・同一賃金は、業種別・職能別に賃金は同じであることを意味するので、経験の少ない若者と経験豊富な熟練者の賃金差がない、若しくは小さいことになる。しかし、実際には技能を身につけるには経験が必要となるので、企業としては、技能の高い熟練者を好み、若年層の雇用が進まない（＝若年層の失業率が高い）要因になっていることが指摘されている。

同一労働・同一賃金に関する各界の見解は以下の通り（現地インタビューより）。

< 中小企業連盟の見解 >

同一労働・同一賃金の下では、企業としては、技能の高い熟練者を好み若年層の雇用が

²⁷ スウェーデンでは、同一労働・同一賃金の原則があることから、有期雇用であっても無期雇用であっても雇用の守られ方の差はない、とされる。なお、スウェーデンにおいては、正規雇用・非正規雇用の概念は薄く、それに相当するのは、無期雇用・有期雇用のことであると言われている。

進まない。逆に言えば、若者の初任給の賃金が高すぎると言うこともできる。そこで、当連盟としては、若年者の初任給の引き下げを主張している。

<スウェーデン労働組合総連合（LO）の見解>

一般に、若い人は経験が少なく技能が高くないので、低い賃金が適用されている。スウェーデンは高い技術力を持つ国なので、単純労働の市場が少なく、労働者には教育レベルの高さが求められる。若者の失業率が高い理由は、これを満たせる若者が少ないためであり、教育システムの問題(欠陥)ではないか、と考えている。

<専門職労働組合 JUSEK の見解>

同一労働・同一賃金が若い人の雇用を妨げ、若年者の高失業につながっている、という考え方には同意できない。現在の制度でも、半年から1年の試験採用が認められており、能力が不十分であれば、それでクビにできるので、採用する側が若者の雇用を躊躇するインセンティブはないと考える。一般的に中小企業は、このルールを理解していない。制度の趣旨を理解して、制度を活用して採用を進めていないのが現状ではないか。

c 最近における労働市場政策の推移

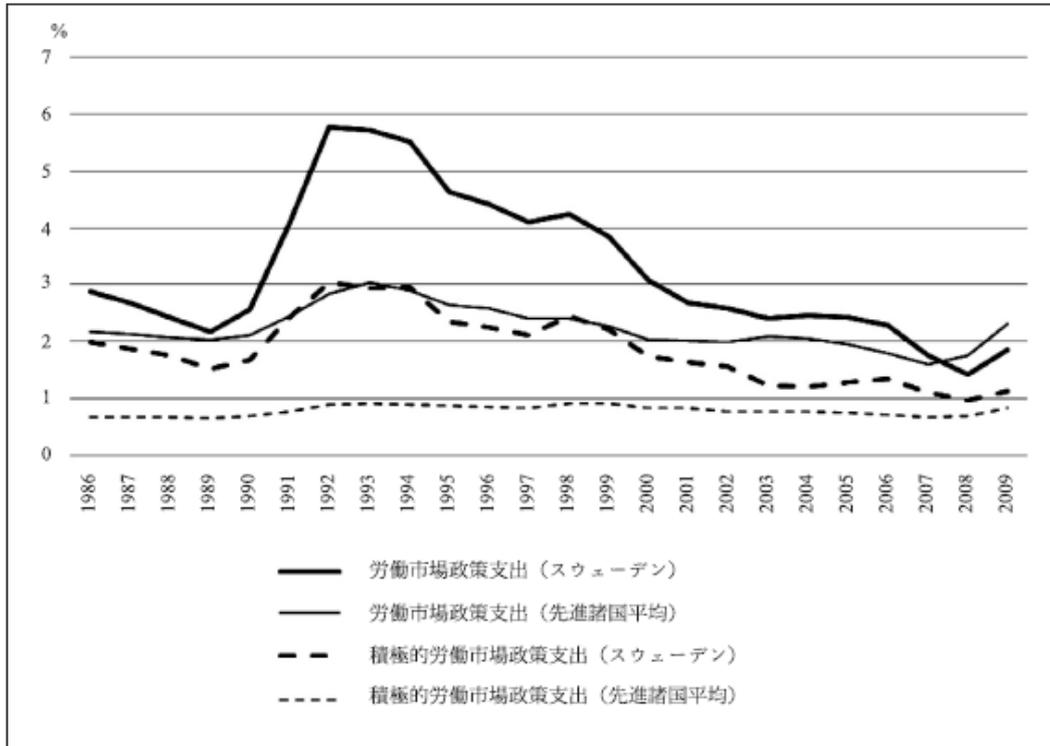
スウェーデンでは、1990年代初頭に資産バブルの崩壊にともなう金融危機と通貨危機が同時に起き、経済成長は1991年から3年連続でマイナス成長を記録し、失業率も2.4%から10%台に急上昇した。その後は、1994年から実体経済は再び成長に転じるようになり、失業率も1997年から低下に転じている。こうした現状を反映して、労働市場政策支出は1990年初頭には大きく上昇した後、徐々に低下していくことになった。

ところで2000年代の支出水準を見ると、失業率が2%を切っていた1980年代よりもむしろ低い。また、スウェーデンよりも失業率の低いデンマークやオランダ、ベルギーの方が、GDP比でみた労働市場政策の支出は大きくなっている。

さらに、積極的労働市場政策の内訳を見ると、2000年から2010年にかけて労働訓練や準備的教育が大きく減少している。また、金融危機の影響が顕著であった2009年から2010年にかけては、失業者の増大に対して、準備的支援と雇用助成金とともに、現場実践と若者向けの重点的プログラム（若者向けの活動保障）で対応してきた。

このように、労働市場政策の全体的な規模、及び特に職業訓練や教育が減少してきた要因としては、1990年代以降の財政再建の中での支出の削減に加えて、労働市場政策の効果が疑問視されてきた（概して言えば効果がほとんどなかった）ことがある。なお、2000年代にはいつてからの積極的労働市場政策は1990年代に比べて大きな効果があったとされる。

図表 労働市場政策に対する支出額の対GDP比

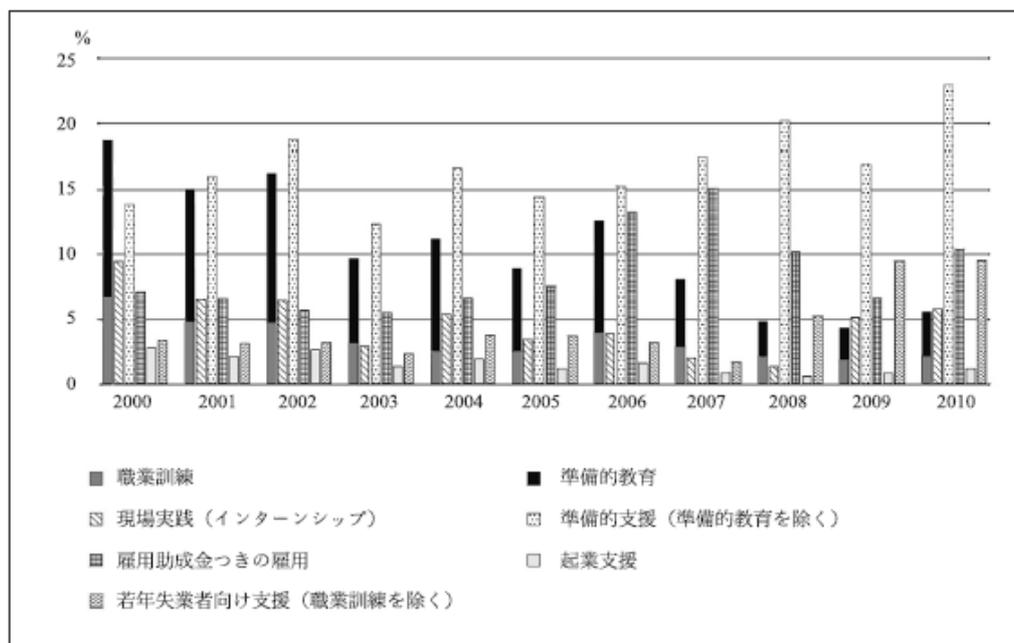


注：「先進諸国」には、イタリアを除くEU-15と、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカを含む。1986-2009年の全期間におけるデータが入手できない国はここに含めなかった。

出典：OECD

(出所) 佐藤吉宗 2012 「1990年代以降の労働市場政策の変化と現在課題」 『海外社会保障研究 Spring 2012; No.178』

図表 スウェーデンの積極的労働市場政策の内訳（失業者とプログラム参加者の合計に対する参加者の割合）



注：各年10月末日における参加者の数を、失業者と各種プログラム参加者の合計で割ったもの。成人失業者を対象とした「活動保障」（2007年以降は「雇用・能力開発保障」）は、「職業訓練・準備的教育」や「現場実践」、「雇用助成金付きの雇用」などの活動も包括するものであるため、活動の内容ごとに振り分けた。カウンセリングやコーチングなどの活動は「準備的支援（準備的教育を除く）」に分類した。一方、若年失業者を対象とした活動保障は、その活動内訳が職業訓練のみ明らかであるため、それを「職業訓練」に分類したうえで、それ以外は「若年失業者向け支援（職業訓練を除く）」という独自の分類を設けた。この大部分がカウンセリングやコーチングなどの準備的支援だと考えられる。割合がわずかである「その他」は非表示とした。

出典：労働市場庁（Arbetsförmedlingen）のデータを基に筆者が整理した。

（出所）佐藤吉宗 2012 「1990年代以降の労働市場政策の変化と現在課題」『海外社会保障研究 Spring 2012; No.178』

2)現在の積極的労働市場政策²⁸

a 雇用・能力開発保障

2007年より現在の中道保守政権はこれまで「活動保障」と呼ばれていたものを「雇用・能力開発保障」と名前を改め3段階（フェーズ）からなる制度に改組した。

この背景には、高止まりする失業率、とりわけ若者の失業率の高さと疾病保険手当受給者の高止まり、すなわち非労働力人口（社会的なアウトサイダー）の増加に、どう対応していくかが2006年の国政選挙の際に争点になったことがある。

この際、中道右派連合は、規制改革や失業保険改革を通じて就労インセンティブを高めることによって非労働力化した人々を積極的に労働市場に取り込む政策を主張。さらに、

²⁸ 積極的労働市場政策については、公的職業斡旋所が、特に専門職や高度技能人材を求める企業にとっては、ニーズに合った人材の育成・供給をできていないことについて多くの不満が聞かれた。先進的な企業になるほど積極的労働市場政策に頼らず、企業独自の職業斡旋サービスを設立・利用する傾向にある。（現値インタビュー結果より。なお、本報告書 P79 も参照。）

ワーク・プリンシプルの中で、義務・責任の側面を協調し、綻び始めていた雇用と社会保障のリンケージの強化と、長期失業者や疾病保険手当受給者のアクティベーションを訴え、税金の多くを負担している中間所得層の納得を得て政権獲得に成功している。

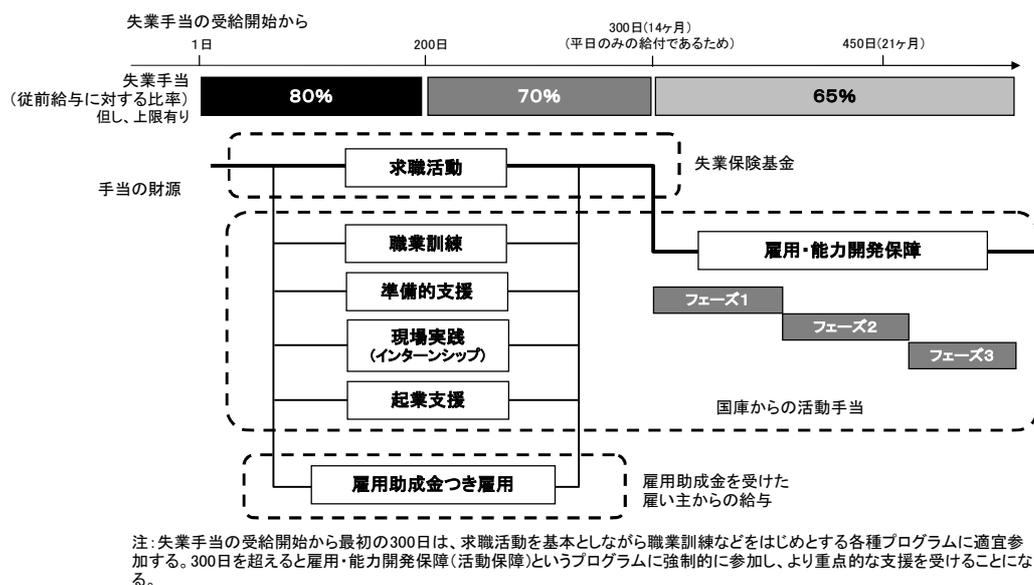
〈雇用・能力開発保障〉

フェーズ1：失業者の適性・能力を把握した上でキャリアガイダンスや、求職活動を進める上でのアドバイス（CVの書き方、面接の受け方など）を提供

フェーズ2：現場実践や職業訓練、雇用助成金、準備的支援などを活用した就業能力の向上

フェーズ3：450日までに職が見つからない場合にはフェーズ3に移行。労働市場庁が契約を結んだ事業者・団体のもとで就労を行う。雇用助成金制度とは異なり、参加者はその事業者・団体から給与をもらう訳ではなく、労働市場庁からの活動手当を受け取る。

図表 失業中の求職活動や労働市場プログラム



注：失業手当の受給開始から最初の300日は、求職活動を基本としながら職業訓練などをはじめとする各種プログラムに適宜参加する。300日を超えると雇用・能力開発保障(活動保障)というプログラムに強制的に参加し、より重点的な支援を受けることになる。

(出所) 佐藤吉宗 2012 「1990年代以降の労働市場政策の変化と現在課題」 『海外社会保障研究 Spring 2012; No.178』

b その他の積極的労働市場政策

7) 職業訓練

期間は最長 6 か月、実際の平均は 3 か月 (LU、2011)。2010 年に行われた労働訓練の内訳を労働者数で見ると、建設技術、製造業関連、重機運転、運輸が 8 割以上を占め、その他には調理や看護・介護、経理などがある。労働訓練の管理は労働市場庁であるが、教育を実際に提供しているのはレルニア (国営の人材開発・派遣企

業) や民間企業、自治体、成人高校などである。

イ) 現場実践 (インターンシップ)

実践的な就労経験を積むことを目的。受け入れ先は民間企業が 55%、自治体が 20%、NPO や国の行政機関がその他である (2010 年)。クラウドイングアウト効果を極力抑えるため、その職場の通常の業務以外の何らかの業務を行うこととされている。

ロ) 準備的支援

求職活動を行う上で重点的な支援が必要な失業者に、ガイダンスやオリエンテーション、能力・適性の把握などの支援をしたり、職業訓練の前提となる知識が不足している場合に義務教育・高等教育・スウェーデン語教育を提供する。疾病手当受給者を対象とした就労復帰の支援も含まれている。

リ) 起業支援

収益性と継続性のある事業計画を持つ失業者を対象に、起業のためのアドバイスなどを提供する。最長 6 か月のあいだ、活動手当が給付される。

ル) 雇用助成金付き雇用

長期失業者を雇う民間企業や公的機関に対し、従業員の労働コスト (給与と社会保険料の和) の一部を国が負担する。賃金やその他の報酬が、その職能・業種の団体協約に則ったものであることが条件。

現在の中道保守政権は、それまでの社会民主党政権時代にあった失業期間の長さや失業者の年齢に応じて異なる 4 種類の助成金を「再スタート雇用」という制度に一本化している。これは、1 年以上失業した者を雇った企業や公的機関に対し、失業期間と同じ長さ (最長 5 年) だけ、社会保険料の 2 倍にあたる額を給付する。社会保険料は給与の 31.4% (2011 年) であることから、助成額は労働コスト全体の 48% に相当する。

⑥失業給付（消極的労働市場政策）

スウェーデンの失業保険は、社会省の管轄ではないという点で、制度上は公的社会保険には含まれない。職能・業種別の労働組合が設置した全国に 36 ある失業保険基金が管理運営を行い、これに新たに設立された失業保険基金アルファと併せ、労働市場庁が運営の管理監督を行っている。被雇用者、自営業者などが支払う保険料によって運営され、使用者からの拠出はない。

なお、現在では、保険料に加え、政府資金も投入されている。スウェーデンの失業保険は失業者が次の職を見つけるまでの所得保障と見なされており、保険給付の財源、受給資格、給付形態、給付水準等は以下の通りである。

a 財源

労働者の拠出する保険料及び国からの補助金が給付の財源となっている。所得比例給付分については、被保険者は基金により異なる保険料を納める。

現在では、政府は基礎給付分を含め、失業保険給付全体の経費の 9 割以上を負担している。

b 受給資格

失業保険給付を受けるためには以下の条件を満たす必要がある。

- ア) 1 日 3 時間以上かつ少なくとも平均週 17 時間以上の就労が可能であること
- イ) 公的職業斡旋所が適切に提供する求人を受け入れること
- ウ) 求職者として公的職業斡旋所（Employment Service）に登録すること
- エ) 公的職業斡旋所の指導の下で個人の再就職プラン（individual back-to-work plan）を作成すること
- オ) 積極的に求職活動を行っているが仕事を見つけることができない状況にあること

c 給付形態と給付水準

スウェーデンの失業保険には基礎給付（basic benefit）と所得比例給付（income-related benefit）の 2 つの形態がある。

基礎給付は 20 歳以上で、失業保険基金の未加入者か、給付条件を満たさない求職者を対象に支払われる。基礎給付は 1 日当たり 320SEK であるが、これはフルタイムで働く意欲があるか、直近の 12 ヶ月間就労していた場合に支給される。1 日 320SEK に満たない給付が支給される場合、政府がその水準を決定することになっている。

所得比例給付は最初の 200 日は所得の 80% を上限に支給され、これ以降は 70% が上限となる。18 歳以下の子どもがいる場合には最大 450 日まで延長でき、その間も所得の 70% が支払われる。但し、1 日当たりの支給額の最大は 680SEK で、最低は基礎給付と同額の 320SEK である。子どもがいるケースを除くと、支給期間の最大は 300 日となっている。

る。

所得比例給付の場合、公的職業斡旋所が紹介する就職先や職業訓練プログラムを求職者が断った場合、公的職業斡旋所は失業保険基金に報告する義務がある。失業保険基金は断った理由に妥当性がないと判断すると、当該求職者の所得比例給付を減額できる。例えば、初回の場合、8週間にわたって支給額を25%削減することができる。さらに断り、その理由が妥当でないと判断した場合、8週間にわたり支給額を50%削減することができることになっている。

なお、ラインフェルト中道保守政権の下では、給付の厳格化が行われている。

⑦傷病・障害に対する経済的保障²⁹

1)傷病手当 (Sjukpennig)

a 概要

労働者が傷病にかかったとき、2 日目以降最初の 14 日間について、雇用主から傷病給与 (Sjuklon) を受け、それ以降は社会保険事務所から傷病手当を受ける。

b 受給額

従前所得の 80%。ただし、年収 321,000 クローナを超える場合は、同額の上限の年収として算出。

c 受給期間

従来、受給期間に上限がなかったが、2008 年 7 月より受給開始 1 年を経過した場合には、就業能力が減退しているものの職場復帰が可能と見込まれる例外的な場合のみ最大 550 日間延長 (延長傷病手当) が認められる用になった。ただし、その場合の支給率は原則として 75%に低下する

2)活動補償金 (Aktivitetsersattning) ・ 傷病補償年金 (Sjukersattning)

a 概要

医療的な理由により 1 年以上にわたり就業能力を 4 分の 1 以上失った者は、活動補償金 (19~29 歳)、傷病補償年金 (30~64 歳) を受給できる。これは、2003 年 1 月からの障害年金制度の抜本改正に伴う制度改正である。

b 受給額・受給期間

活動補償金は 3 年以内の有期給付、傷病補償年金は障害の状況に応じて無期で支給。なお、長期受給者の就業を促すために、2009 年 1 月以降、3 年毎の検定の結果、就業能力が回復したと社会保険事務所が判断した場合、傷病補償年金の一部または全部の受給権を消滅させることになった。

3)労災手当 (Arbetsskadeersattning)

労働者の傷病・障害に対する経済的保障に分類される。業務上の災害により就業能力が恒久的に減退した場合に、活動補償金・傷病補償年金の上乗せ支給として、従前所得に応じた額を支給する。

²⁹ 傷病・障害に対するの経済的保障については、厚生労働省「2010~2011 年海外情勢報告」よりとりまとめた。

II. 企業の公的負担

1. 企業課税の概要

(1) 法人税

法人税は国税であり、地方税での法人関連の税や事業免許税などはない。法人税は事業に伴う所得に対して課される。スウェーデン国税庁”Taxes in Sweden 2011”によれば、「2009年の申告ベースで、企業の総利益 3,560 億クローナに対し、870 億クローナの法人税収があった。スウェーデンでは約 3%の企業が利益の 78%を上げている構造にある。」

法人税率は、2008年までの税率は課税所得の 28%であったが、2009年1月から 26.3%へと変更となった。さらに、2013年からは 22.0%に低減される。税率に関しては企業規模や企業の種類による例外規定はない。

①スウェーデンにおける法人税制上の特徴

スウェーデンの法人税には以下のような特徴がある。

- 事業用資産の売却によるキャピタルゲインは課税される。
- 非上場株の売却によるキャピタルゲインに対しては課税されず、一定基準³⁰の上場株の売却益に対しても非課税である。
- 社会保障関係費用の法定雇用主負担分は所得から控除できる。
- スウェーデンにある支店にはスウェーデン企業と同じ税法が適用される。
- 株式の 90%以上を保有している企業間では利益の移転が認められている³¹。
- 株式の評価については、先入れ先出し法（First in First out: FIFO 法）により、取得価額の 97%で評価される。
- 支払利息は、融資が公正な条件で行われていれば全額控除できる。
- グループ企業内の受取配当金、ロイヤリティーは非課税となっている。
- 年間の減価償却額については、機械または設備、無形資産とも同じルールが適用される（残存価額の 30%定率法、または取得価額の 20%定額法である。加速度償却が認められる場合もある。なお、経済的耐用年数が 3 年以内、あるいは取得価額が 300 米ドル未満の少額資産については即時償却が可能。建物については、用途により年間 2~5%の償却が認められている。芸術作品またはそれに類する資産は償却できない。）
- 企業は、償却方法を自由に変更することができる。
- 企業の損失は無期限に繰り越すことができる。
- 過小資本規制は存在しない。

法人税の税収額の推移については、本報告書の P14 に示すとおりである。

³⁰ 持ち株が議決権の 10%以上で、1年以上保有されていることが条件である。

³¹ 連結納税制度を代替する仕組みとして導入されている。

②法人税制上の優遇措置

スウェーデンでは、法人税に限らず、税制上の優遇措置は少ない。ここでは、法人税に係る優遇措置として、「税配分準備金」「3.12 条項ルール」および現在検討されている「研究開発税制」を取り上げる。

a. 税配分準備金 (periodiseringsfond; tax allocation fund)

スウェーデンでは損失を繰り戻す仕組みがないため、税配分準備金が認められている。これは損失を前期に繰り戻して前年の収益と相殺できる仕組みである。

税引き前利益の最大 25%を税配分準備金として積み立て、翌期以降に損失が発生した場合に、これと相殺することができる。税配分準備金に充てられた利益は6年以内に所得に転換しなければならず、また税配分準備金の期首残高総額の一定割合に相当するみなし利子所得³²に対しては課税される。

b. 3.12 条項ルール

非上場会社 (closely held companies) の株式保有者について、資本所得と給与所得を選択できるいわゆる所得税法上の「3.12 条項」ルールがある。ただし、どこまで認めるかは常に争点となっている。3.12 条項が非上場企業の株式所有者に有利に働く背景には、給与所得の限界税率が 57%であるのに対して、資本所得の税率が一律 30%³³で低いことがある (二元的所得税)。

「3.12 条項」の縮小は、起業家支援に逆行するという観点もあれば、社会的正義の面から縮小が必要との立場もある。財務省は、本来的には、給与所得か資本所得かのどちらであっても中立な税制であるべきである、と考えているが、中小企業支援に対する政治的要請もあり、そこまでの改正には至っていない。

以下では、3.12 条項を適用した場合、どの程度税率が有利になるかを、例を挙げて説明する。

(1) 例えば、2012 年の税率の基で、事業主の勤労所得 (給料) を支払う前の法人利益が 100 万クローナであるとする。勤労所得が 600,000 クローナとすると、401,100 クローナ以上の部分に対しては高所得者を対象とした国税 (所得税) も課税される (さらに、574,300 クローナ以上の部分については、国税の加算税が課せられる) ので、事業主の税引き後の勤労所得の実質収入は以下のとおりとなる。

勤労所得 (事業主が自由に決定出来る)	600,000
社会保険料事業者負担 31.42% × 600,000	- 188,520
所得税 32% (地方税) 600,000×32%	-192,000
国税 (600,000-401,100) ×20%	- 39,780
国税 (600,000-574,300) ×5%	- 1,285
事業主にとっての勤労所得の実質収入	178,415

³² みなし利子所得は、前年の 11 月 30 日時点の政府貸付金利の 72 パーセントに累積税配分準備金の期首残高を掛けて算出する。

³³ スウェーデン企業連盟からは、「資本所得税率 30%は国際的に見れば高い水準にある」との指摘があった。

したがって、
 企業にとっての person fee (事業主勤労所得) は $600,000 + 188,520 = 788,520$ である。
 一方、事業主本人には勤労所得として手元に 178,415 が残る。
 法人課税対象利益は、person fee 支払前利益から person fee 総額を差し引いてよいから

法人利益	1,000,000
person fee	- 788,520
person fee 支払後法人利益	211,480

2012 年の法人税率 26.3% を乗じ、法人税額は $211,480 \times 26.3\% = 55,619$ クローナとなる。
 法人税支払後の利益 ($211,480 - 55,619 = 155,861$) を全額配当金に回すと、事業主は資本所得税 (税率 30%) を支払う義務が生じる。

すると、事業主に課税される資本所得税は $30\% \times 155,861 = 46,758$ となる。

事業主にとっての税負担総額 (社会保険料事業主負担、勤労所得税、法人税、資本所得税の負担総額) は、 $188,520 + 192,000 + 39,780 + 1,285 + 55,619 + 46,758 = 523,462$ となる。

つまり、事業主にとってネットで見えた税負担率は約 52.3% である。

したがって、事業主は $1,000,000 - 523,462 = 476,538$ クローナを受けとることになる。

(2) 税負担を軽減する為に意図的に勤労所得を低くして 200,000 クローナにすると

勤労所得	200,000
社会保険料事業者負担 $31.42\% \times 200,000$	- 62,840
所得税 32% (地方税)	- 74,072
国税	0 (401,100 以下なので)
事業主にとっての勤労所得の実質収入	63,088

企業にとっての person fee は $200,000 + 62,840 = 262,840$ となる。

すると、法人利益は利益から person fee (税込み) を差し引けばよいから

法人利益	1,000,000
person fee	- 262,840
person fee 支払後法人利益	737,160

法人税は率 26.3% を乗じ、法人税納額は $737,160 \times 26.3\% = 193,873$

法人税支払後の利益を全て配当金に回すと、事業主には $737,160 - 193,873 = 543,287$ の配当金が入るが、資本所得税として 30% が課税されるので、資本所得税は $30\% \times 543,287 = 162,986$ となる。

事業主にとっての税負担総額 (社会保険料事業主負担、勤労所得税、法人税、資本所得税の負担総額) は、 $62,840 + 74,072 + 193,873 + 162,986 = 493,771$ となる。

つまり、事業主にとってネットで見えた税負担率は、約 49.4% となる (上記 (1) の場合よりも税負担率は低下している)。

したがって、事業主は $1,000,000 - 493,771 = 506,229$ クローナを受けとることになる。

所得税法の 3.12 条項により、勤労所得 (高額の場合、国税が加わるので累進課税となる) を少なくし、利益を出来るだけ配当金に回し税率の低い資本所得課税を適用することによって、税負担を軽減できる。3.12 条項では、この乱用を防止することも記されているが、通常は事業主の勤労所得 (給料) を支払う前の法人利益は 100 万クローナ以上なるケースが多いため、税負担の格差は更に大きくなる。

本条項の適用をどの程度まで認めるかは、常に政治的な争点となっている。

c. 研究開発税制

現在のスウェーデンでは、研究開発投資費用は、所得税法第 16 章 9 条の特別規定により、所得からの控除が認められている。しかし、日本や米国等 OECD 諸国で一般的となっている税額控除が認められているわけではない。また、所得控除の運用自体も、以前よりも制限的になりつつある。このような背景もあってか、本調査における現地インタビュー調査では、企業は研究開発費用の所得控除の堅持を強く求めていた。また、財務省自身も研究開発費用の所得控除を堅持することを明言していた。所得税法第 16 章 9 条の特別規定に示される現行の研究開発費用の所得控除制度の内容は次のとおりである。

- ・主たる事業活動や事業運営にとって重要なあるいは重要と考えられる研究開発支出は、所得から控除できる。
- ・これには、研究開発に関する情報収集に要する費用も含まれる。
- ・年間の減価償却によって控除される資産を調達する費用についても、上記の条件に即していれば、この規定は適用できる。

なお、スウェーデン統計局では、研究開発費について、OECD での定義と整合の取れた費用を挙げている。すなわち、研究開発活動とは、科学的知識やアイデアを用いて、新たな素材、製品、プロセス、システム、サービスまたは既存のそれらのものに対する大きな改善を生み出すための活動のことである。そのための研究開発費は、以下の 3 つのグループに分けられる。

- ・新素材や研究部門に従事するスタッフの給与・報酬等に関する直接支出
- ・研究開発に帰せられる活動を運営するための間接的支出
- ・研究開発活動で用いられる固定資産の純償却額

現状、これらに該当する費用について、企業は所得控除することが可能となっている³⁴。

ところで、研究開発には外部性 (externality) が存在するため、何らかの研究開発刺激策が無ければ、企業の研究開発投資が過少になってしまう可能性がある。そこで、政府により任命された 6 名の学識者等から構成される法人税制委員会 (Corporate Taxation Committee) は、2012 年 9 月、以下の内容を含む新たな研究開発税制を導入すべきことを盛り込んだ中間報告書³⁵を財務大臣に対して提出した。

- ・研究開発に従事する雇用者への法定社会保険料事業主負担分を 10%軽減する。
- ・一コンサルテンにつき、ひと月あたりの上限額は 23 万クローナとする。

³⁴ 実際の運用上では、解釈に幅がある。

³⁵ <http://regeringen.se/sb/d/15680/a/200173>

- ・軽減額は、年金保険料の事業主負担分を下回ってはならない。
- ・26歳以下の研究開発従業員には適用されない³⁶。
- ・2014年1月1日からの施行とする。

＜本研究開発税制が適用される活動の範囲＞

- ・システマティックに新知識を獲得するための研究
- ・財・サービスの新製品、生産プロセスの開発に大幅な寄与する活動
- ・事業目的にかなう営利活動であり、企業活動の核心的なものであること
- ・経営、事務管理、ITサポート、その他の支援機能は研究開発とは見なされない
- ・継続的な保守サービス、企業の一般的な活動は研究開発とはみなされない

＜対象となる研究開発従業員の範囲＞

- ・対象となる研究員が少なくとも月の3/4を研究開発活動にあて、勤務時間1時間につき最低15分を研究活動に従事していること

法人税制委員会が社会保険料事業主負担の軽減を選択した理由は、企業が赤字か黒字かには関係なく、全ての企業が社会保険料事業主負担を拠出しているからである。

なお、法人税制委員会に拠れば、本税制を利用するのは約2,500社、歳入減予測は年間7億9,000万クローナであると試算されている。また、財源としては、税配分準備金の見なし利子所得計算に計算されている利子率³⁷を、政府貸付金利の72%から100%へと改めることによって調達できる、とされている。

財務省では、この中間報告書の提言内容の検討を進めることとしている。

③法人税制の今後の動向

2013年より法人税率は22%に引き下げられる。財務省へのインタビュー調査によれば、今後もEUのトレンドに従いつつ、EU内の平均を若干下回るレベルに設定していきたい、とのことである。

財務省では、1991年の税制改革以降、税制改革の方針は課税ベースを拡大し税率を下げるというものであり、課税の公平性の確保を目指している。今回の法人税率低減の財源には、支払利子控除を削減することで対応する予定である。

現地インタビュー調査によれば、この方針については、スウェーデン企業連盟も賛意を示している。

³⁶ 26歳以下の若年雇用を促進するため、別途、国庫負担により、社会保険料の事業主負担が半額（年金保険料以外が4分の1の負担に減額）になる制度が導入されているため、と考えられる。

³⁷ 本報告書P68「a. 税配分準備金」の項を参照。

(2) 固定資産税

固定資産に関する税については、国に徴収される固定資産税 (property tax) と地方に徴収される資産使用料 (property charge) ³⁸がある。

固定資産税は、住宅以外の資産に課されており、税率は、資産の種類により異なり、商業用不動産の場合、評価額の 1.0%、工業用不動産は評価額の 0.5%である。これ以外にも発電施設に対しても固定資産税が課されており、スウェーデンの主力である水力発電施設には 2.2%の税率、新たな再生可能エネルギーである風力発電施設では 0.2%の税率が適用されている。

なお、評価額は市場価額の 75%である。2009 年の評価額、税収入額は以下の通りである。

図表 固定資産税関連の評価額、税収額

	Tax base		Standard Revenue
	SEK billion	tax rate in %	SEK million
Private homes (one- or two-family dwellings) - local fee/state tax	1 624	..	12 243
Apartment buildings - local fee/state tax	699	..	2 761
Commercial property	589	1.0	5 865
Industrial property	308	0.5	1 537
Electricity-producing power plants (hydro/wind)	135	2.2/0.2	2 896
Total	3 354		25 302

資料) Swedish Tax Agency, 'Taxes in Sweden 2011'

³⁸ 資産使用料は、小規模の住宅に課されており、その額は指標に応じて毎年決定される。地方の資産使用料は 2008 年に住宅に対する固定資産税が廃止されたことに伴って、これを移譲するかたちで導入された。資産使用料は評価額の 0.75%を超えないことと定められている。

(3) 付加価値税

付加価値税は、ほとんどの商品やサービスに課されており、税率は 25%、12%、6% の 3 種類がある。12% の税率が課されるのは食品やホテル料金、キャンプ料金などで、交通機関、新聞、書籍、雑誌、商業スポーツイベントや文化イベントの入場料、スキーリフト料金には 6% の税率が適用される。付加価値税が課されないのは、医療（歯科を含む）、社会サービス、特定タイプの教育、銀行・金融サービス、保険サービス等である。

また、燃料、エネルギー、アルコール、たばこ等には、付加価値税以外に物品税等が課せられる。

税収額の推移については、本報告書の P14 に示すとおりである。

税率	適用品目
25%	一般の商品・サービス
12%	食品やホテル料金、キャンプ料金
6%	交通機関、新聞、書籍、雑誌、商業スポーツイベントや文化イベントの入場料、スキーリフト料金
0% (免税)	医療（歯科を含む）、社会サービス、特定タイプの教育、銀行・金融サービス、保険サービス等

図表 付加価値税収

	2009, SEK billion	% of gross payments
VAT payments received by customs	49	10%
VAT payments received by tax authorities	444	89%
VAT reported in annual income tax returns	6	1%
Total	499	100%
VAT-refunded by the tax authorities	193	39%
Net VAT revenue	306	61%

資料) Swedish Tax Agency, 'Taxes in Sweden 2011'

中小企業であっても、売上高が一定以下であっても、付加価値税の免税点は存在しない。したがって、益税は存在しない。

ただし、年間の課税標準額が 4,000 万クローナ以下の企業については、付加価値税の申告時期については、毎月ごとではなく 3 ヶ月ごとに延ばすことができる³⁹。

スウェーデン国税庁に拠れば、「この他に中小企業を優遇する税制はない。」とのことである。

³⁹ 4,000 万クローナ超の企業は、毎月申告しなければならない。

(4) エネルギー関連税

①課税の背景・目的

- ・直接税減税と間接税強化という税制改革の一環として導入された。
- ・炭素税は温暖化対策を目的に導入されている。
- ・電力消費税は電力消費の抑制を目的に導入された。

②課税対象と税率

- ・エネルギー関連税は「エネルギー税」と「環境税」を含む概念である。
- ・エネルギー税には燃料に課税される「一般エネルギー税」と電力に課税される「電力消費税」に分けられる。環境税としては「炭素税」と「硫黄税」がある。
- ・炭素税は 1991 年に導入された際、一般エネルギー税の税率は 50%引き下げられた。その後、炭素税が徐々に税率を引き上げられていく一方で、一般エネルギー税は引き下げられてきており、炭素税が一般エネルギー税を代替するかたちになっている。
- ・モーター駆動・暖房以外の燃料使用、電車による消費、航空機による消費、電力生産における使用、冶金過程での使用にはエネルギー関連税の免税措置がある。
- ・エネルギー関連税の課税対象、税率等は以下の通りである。

図表 エネルギー関連税（燃料課税）

	単位	エネルギー税 一般エネルギー税	環境税		
			炭素税	硫黄税	合計税率
燃料					
暖房用燃料(<0.05% sulphur)	SEK/m3	797	3,017	—	3,814
重油(<0.4% sulphur)	SEK/m3	797	3,017	108	3,922
石炭(0.5% sulphur)	SEK/t	605	2,625	150	3,380
LPG	SEK/t	1,024	3,174	—	4,198
天然ガス	SEK/1000m3	880	2,259	—	3,139
トールオイル	SEK/m3	3,814	—	—	3,814
ピート(水分量45%) (0.3% sulphur)	SEK/t	—	—	50	50
交通用燃料					
無鉛ガソリン(environmental class 1)	SEK/l	3.06	2.44	—	5.50
軽油(environmental class 1)	SEK/l	1.52	3.02	—	4.54
天然ガス・メタンガス	SEK/m3	—	1.58	—	1.58

注1：環境クラスとは、無鉛ガソリンには 2002 年 11 月 15 日から、ディーゼルオイルには 1991 年から適用されている環境負荷による分類方法である。スウェーデン国内で販売されるガソリンは全てが、ディーゼルオイルは 98%が、環境負荷の小さいクラス 1 に属している。

注2：エネルギー関連税以外に付加価値税が 25%課税される。

出所：Energy in Sweden 2011

図表 エネルギー関連税（電力消費税）

	単位	エネルギー税	環境税		
		電力消費税	炭素税	硫黄税	合計税率
スウェーデン北部地域	öre/kWh	18.7	—	—	18.7
他の地域	öre/kWh	28.3	—	—	28.3
生産用消費	öre/kWh	0.5	—	—	0.5

注1：貨幣単位は100öre=1SEKである。

注2：エネルギー関連税以外に付加価値税が25%課税される。

出所：Energy in Sweden 2011

③税の納付者（納税義務者）

- ・一般エネルギー税及び環境税の納税義務者は、燃料の製造業者・加工業者、燃料在庫の保管業者、メタンの販売業者である。さらにメタンを使用することを意図し、かつ民間の保税倉庫として承認されている区域を利用している仕入業者も納税義務を負っている。この他、受託業者、他のEU加盟国から燃料を取得し、輸送する業者も対象となっている。
- ・電力消費税の納税義務者は、営利目的とした発電業者、自ら発電し又は他者が発電した課税対象の電力を営利的に供給する業者、販売または消費する者である。

④税収の推移

- ・エネルギー関連税は、一般財源に組み入れられ、所得税減税の減収分等に活用されている。税収の推移は以下のとおりである。

図表 エネルギー関連税の税収推移

単位：百万 SEK

	2007	2008	2009	2010*	2011*
一般エネルギー税	19,457	19,590	20,224	20,146	20,414
炭素税	25,127	25,770	26,084	27,334	25,369
硫黄税	56	58	39	48	28
電力消費税	19,812	19,732	20,720	21,061	20,227
合計	64,452	65,150	67,067	68,589	66,038

注：*は確定値ではない。

資料) スウェーデン統計局, "Total environmental taxes in Sweden 1993-2010"

(5) 原子炉の熱出力に対するエネルギー税

①課税の背景・目的

歳入の確保を目的に 1984 年に導入された。

②課税対象と税率

- ・課税対象は原子炉であり、課税標準は許可された最大熱出力となっている。
- ・税率は、許可された最大熱出力 1MW 当たり 5,514SEK/月となっている。
- ・原子炉が継続して 90 日以上稼働停止する場合には、その 90 日を超過した日数分、熱出力 1MW 毎に 181SEK/月の減税が行われる。

③税の納付者（納税義務者）

- ・納税義務者は「原子炉を保持し稼働する許可を持つ者」となっている。

④税収の推移

- ・税収は一般財源として利用されている。税収の推移は以下のとおりである。

図表 原子炉の熱出力に対するエネルギー税

単位：百万 SEK

	2007	2008	2009	2010*	2011*
原子力発電税	3,238	3,976	3,395	3,997	3,852

注:*は確定値ではない。

資料) スウェーデン統計局, "Total environmental taxes in Sweden 1993-2010"

(6) 自動車税

①課税の背景・目的

- ・自動車税は1922年に道路の維持管理費を確保するために導入された。
- ・自動車の購入に対しては、1950年代には特別売上税を導入したが、1996年以降段階的に廃止され、購入時の課税は付加価値税のみとなっている。
- ・スウェーデンは1998年にEUに加盟し、EUの税制に合わせて大型車の道路使用税の課税も始めている。

②課税対象と税率

2011年時点で自動車税の対象車両は乗用車が450万台、大型車両が56.7万台、トレーラーが98.9万台となっている。

③納税義務者

登録された自動車の所有者

④税収の推移

税収の推移は以下のとおりである。

図表 自動車税収の推移

単位：百万 SEK

	2007	2008	2009	2010*	2011*
自動車税	10,349	11,308	11,524	11,875	11,229

注：*は確定値ではない。

資料) スウェーデン統計局, "Total environmental taxes in Sweden 1993-2010"

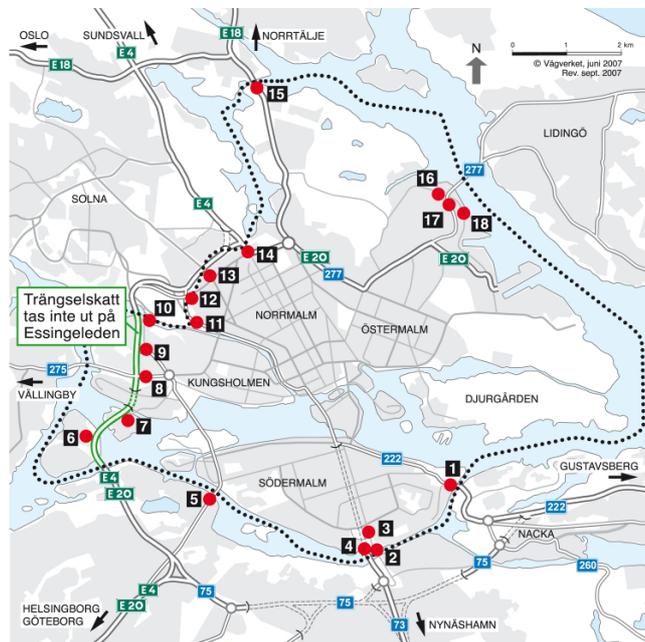
(7) 混雑税

①課税の背景・目的

- ・ストックホルム都心部の交通渋滞の緩和を目的に 2007 年に導入された。

②課税対象と税率

- ・混雑税は平日にストックホルム中心部に設置された 18 箇所の” Control Point” を通過した際に課金される。



出所：Swedish Transport Agency HP

- ・時間帯別の税率は以下の通りである。1日当たりの税額は 60SEK を上限とし、また、緊急車両などの免税車両も設定されている。さらに 2009 年からはグリーンカーに対する免税も実施されている。

時間帯	税率
06.30–06.59	SEK 10
07.00–07.29	SEK 15
07.30–08.29	SEK 20
08.30–08.59	SEK 15
09.00–15.29	SEK 10
15.30–15.59	SEK 15
16.00–17.29	SEK 20
17.30–17.59	SEK 15
18.00–18.29	SEK 10
18.30–06.29	SEK 0

出所：Swedish Transport Agency HP

③税の納付者（納税義務者）

- ・スウェーデンに自動車登録をしている自動車の所有者が納税義務者となる。

④税収の推移

税収の推移は以下のとおりである。

図表 混雑税収の推移

単位：百万 SEK

	2007	2008	2009	2010*	2011*
混雑税	345	687	785	799	801

注：*は確定値ではない。

資料) スウェーデン統計局, "Total environmental taxes in Sweden 1993-2010"

(8) 税制優遇措置の評価

ここでは、主として Nordic working group (2010), “Tax Expenditure in the Nordic Countries”、OECD (2010) ” Tax Expenditures in OECD Countries”、総務省 (2011) 「租税特別措置等に係る政策評価に関する政策効果等の分析手法に関する調査研究」に基づいて、スウェーデンにおける (企業課税を含めた) 税制優遇措置の評価の実態について、まとめる。

①諸外国における税制優遇措置の位置づけ

我が国の「租税特別措置」に相当する概念として、諸外国においては、政策減税措置の税制上の特別規定は、「租税支出 (tax expenditures)」として捉えられている。しかし、その概念は必ずしも統一されていない。例えば、所得控除を租税支出と捉える立場もあれば、その所得控除をあるべき租税の姿として捉え、租税支出に含めない場合もある。また、諸外国で租税支出と言う場合、産業関連分だけでなく、家計関連分の特別措置も多数含まれている。

したがって、租税支出とは、我が国の租税特別措置よりは広い概念であるが、便宜上、「租税特別措置」と「租税支出」「政策減税」をほぼ同義として扱うことも多い。

租税支出は、税の減免措置、控除などの特別措置を伴うものであるため、直接支出と同様の効果を持つ「隠れた補助金」として捉えられるが、租税支出は直接支出とは異なり、予算の外 (オフ・バジェット) に置かれる場合がある。そこで各国では、財務省等の税制所管機関が、租税支出を統制する手段として租税支出の公表・報告を課している。

②租税支出の計測方法

実際の支出額を伴わない租税支出の推計には大きく分けて3つの方法があるとされているが、計算が最も簡便と言う理由により、ほとんどの国では「歳入損失法 (revenue forgone approach)」が用いられている。

この方法は、基準となる税制 (benchmark) と比較して、課税された状態よりも、どれだけ税収が減ったのかを計測することによって、租税支出の金額を計測する方法である。この場合、課税前後において、納税者の経済行動は変化しないと仮定する。例えば、税額控除の金額をそのまま租税支出の金額とする方法である。または、所得控除の金額に直面する限界税率を掛け合わせた金額を租税支出の金額とする方法である。

③スウェーデンにおける税制優遇措置の検証

スウェーデンでは、毎年春に国会に提出される財政政策案 (Spring Fiscal Policy Bill) に、租税支出額を試算した付属書が添付される。算出方法は、上記の「歳入損失法」によっており、算出主体は財務省である。この試算値は、同年秋に作成される次年度予算案 (Budget Bill) 提出時に再計算され、再度国会に報告されることになっている。

スウェーデンでは租税支出は主として、a.個人所得税、b.労働所得に関する間接税（社会保険料）、c.付加価値税、d.物品税の4分野に分類されている⁴⁰。なお、個人所得税については、労働所得と資本所得等、所得の種類によって税率が異なるため、貯蓄や利子の支払の扱い等については、さらに統一的な設定が行われている。

ベンチマークについては、例えば、付加価値税では食品や新聞、交通機関にも標準税率25%がかかった場合の総付加価値税収額をベンチマークとし、それと実際の税収額の差分を租税支出額として捉える。同様に、物品税に含まれるエネルギー税については、すべてのエネルギー消費が同率で課税された場合をベンチマークとしている。社会保険料では、個人事業主にとっての社会保険料負担率と被雇用者負担の年金保険料の合計をベンチマークとしている。

スウェーデンでは、2009年には115の租税支出が報告され、租税支出額の規模は、総額250億ユーロ程度であると試算された。これは、総税収額の17%を占めている。うち、大きなものとしては、持ち家の固定資産税（固定資産使用料）が約20億ユーロ、資本所得の租税支出が約17億ユーロ、付加価値税の租税支出が約20億ユーロ、社会保険料とエネルギー税でそれぞれ約14億ユーロ等が挙げられている。この5税⁴¹で租税支出全体の34%の大きさを占めている。

⁴⁰ 法人税上の数少ない優遇措置については、主たる租税支出として捉えられていない。

⁴¹ この5税のうち、企業負担があり得ると考えられるのは社会保険料、エネルギー税、付加価値税である。

2. 租税以外の企業の公的負担（法定拠出）の概要

(1) 社会保障に関わる企業の公的負担（法定拠出）

租税以外の企業の公的負担（法定拠出）としては、既述のとおり、事業主（使用者）による社会保険料負担が存在する⁴²。

社会保険制度の保険料率の合計は 2011 年には、使用者が 31.42%、自営業者が 28.97% となっている。被用者が拠出するのは、老齢年金保険料の 7.0%のみであるが、これは同額が税額控除の対象となるため、実質的な負担はゼロとなっている。

また、自営業者は老齢年金保険料について、自営業者は保険料率 10.21%に被保険者分の 7.0%を加え、17.21%を負担する。

なお、使用者、自営業者の拠出には労働市場保険料、一般賃金税が含まれている。一般賃金税については、特定の社会保険給付に結びついているものではなく、一部の料率の修正で拠出収入の合計を大きく変化させない役割を託されており、そのため料率は毎年変化する。

保険料率の推移についてみると、遺族年金保険料、老齢年金保険料、両親保険料、労働災害保険料については、1989 年以来同率である。

なお、2010 年以降、年金部分は、所管が社会保険庁から年金庁に移管されている。

図表 スウェーデンの社会保険料率（再掲）（%）

	2010			2011		
	使用者	被用者	自営業者	使用者	被用者	自営業者
疾病保険料	5.95		6.04	5.02		5.11
遺族年金保険料	1.7		1.70	1.17		1.17
老齢年金保険料	10.21	7.00	10.21	10.21	7.00	10.21
両親保険料	2.2		2.2	2.2		2.2
労働災害保険料	0.68		0.68	0.68		0.68
労働市場保険料	4.65		2.11	2.91		0.37
小計	25.39		22.94	22.19		19.74
一般賃金税	6.03		6.03	9.23		9.23
合計	31.42	7.00	28.97	31.42	7.00	28.97

(備考 1) 老齢年金保険料について、自営業者は被保険者分（7.0%）を加えて、17.21%を負担する。

(備考 2) 使用者はこれに企業年金などの企業福祉の費用も負担する。

◆外国人要職者の雇用に関する優遇措置

企業役員、専門家、研究者等の重要な職務に就く外国人を雇用する場合、個人所得税と社会保険料は所得の 75%のみに対して課税される。したがって、社会保険料の使用者負担もその分軽減されることになる。優遇措置の適用期間は、スウェーデンでの滞在が 5 年を超えないと予測される場合、3 年間である。

⁴² 個別の公的負担（拠出）と給付の内容については、本報告書「I.3.社会保障制度」を参照。

(2) 社会保障以外の企業の公的負担（法定拠出）

スウェーデンでは、社会保障以外の企業の公的負担（法定拠出）は存在しない。

(3) その他、金銭的拠出を伴わないが、企業にとって負担感のある制度等

①雇用法制

現地インタビュー調査では、雇用主にとっては、雇用保護法によって従業員の雇用が手厚く守られていること、とりわけ、解雇順序が Last in, First out になっており、能力主義になっていないことについて、負担を感じる声が聞かれた⁴³。

②公的職業斡旋所による人材供給

また、公的職業斡旋所が、特に専門職や高度技能人材を求める企業にとっては、ニーズに合った人材の育成・供給をできていないことについての不満が多く聞かれた。エリクソンなどの企業では、業界団体が設立した TRR（Employee Security Council）⁴⁴が職業斡旋サービスを行うようになっているので、人材の採用には公共職業斡旋所ではなく、TRR を利用している。

③個人所得税率の高さ

事業主側からは、個人所得税が高すぎる⁴⁵ため、優秀な技術者が国内から流出しかねないことを懸念する声も聞かれた。

⁴³ ただし、ブルーカラー系の労働組合総連合（LO）では、Last in First out は正当と考えている。一般に、新しく入ってきた若者は、経験年数の長い中高年に比べて技術能力が低いので、Last in First out により若年者が解雇されても、それは技術能力が低いためである、と考えられるからである。また、求職中であっても、若年者と中高年が同じ能力を有していれば、次の職は、中高年層よりも若い人の方が見つけやすく、正規としての再雇用がされやすいためである。

⁴⁴ 雇用主が従業員への支払い給与の 0.3% を TRR に拠出金として支払っている。政府から TRR への財政支援はない。

⁴⁵ 地方税（平均約 32%）と高所得者のみに課せられる国税（20%または 25%の累進性）を合わせると、最高限界税率 57%に達する。なお、事業主にとって、被雇用者の個人所得税の源泉徴収を行うことは負担とは感じてはならず、むしろ企業活動のための前提条件として捉えられている。（スウェーデン企業連盟へのインタビュー結果より。）

3. 法定外福利費の概要

以下では、スウェーデン企業における法定外福利費について、主に有識者、企業、企業連盟、労働組合、国税庁等に対する現地インタビュー・照会結果を基に整理する。

(1) 法定外福利費の種類

スウェーデンでは、企業の法定外福利の提供は一般的ではない。法定外福利として認識されている主要なものは、通勤用の車両の貸与及びスポーツジム等の会費の企業負担程度である。

このうち、車両の貸与については、その得られる便益が所得の一部と見なされることから、その分が給与所得者の所得として課税されることになっている。一方、スポーツジム等の会費の企業の一部負担については、所得ではなく企業の経費として処理されている。このスポーツジム等の会費の企業負担の背景には、スウェーデンでは、疾病等による休暇のうち2日目以降14日目までの疾病手当（給与水準の80%）が企業負担となっており、従業員の健康の維持・増進は、すなわち企業にとってのコスト負担の低減となることから、企業としても支援する意義あるとの考え方が背景にあるようである。

図表 法定外福利費に関するインタビュー概要

■有識者

- ・スウェーデンでは、日本のように社宅や社員食堂のようなものは一般的ではない。但し、従業員の健康維持のため、スポーツジムを割引で利用できる例は少なくない。健康のためのカウンセリング等もあるようである。病気療養において疾病保険が利用されると企業の負担となるので、従業員の健康には配慮されているようである(休暇2日目以降2週間までは企業が給与を負担)。企業に対して従業員の健康に気を使うことが疾病保険適用を減らす(=最初の2週間における企業の負担を減らす)一種のインセンティブになっている。他に健康増進施設や器具を配置している例等もある。
- ・他に社用車の提供も法定外福利厚生費の一種として多く提供されている。

■スウェーデン企業連盟

- ・スポーツクラブについては、一人あたり年間2,000 クローナの補助があり、これはみなし給与所得にはならない。今では年間5,000 クローナまで認められるようになっている。これらは、会社の経費として処理されている。ただし、スポーツクラブはOKだが、ゴルフ、ヨット、乗馬は経費として認められない。
- ・法定外の福利厚生支出は企業によって対応が異なっており、もともとの給与水準が高い投資銀行では払われないこともある。しかし、商業銀行では一般的に認められている。これらの取り決めは、個々の企業の労使間の交渉によって決定される。

■エリクソン

- ・エリクソンでは、従業員のスポーツクラブ入会のために、1人あたり年間費3,500 クローナの2/3を補助している。1/3は従業員の負担である(ただし、テニス、ゴルフ、乗馬

は対象外)。従業員負担を残しているのは、自腹で支払うことでスポーツクラブに通うインセンティブを残すためである。エリクソンのこの支出は、FRINGE BENEFIT (みなし給与所得)ではなく、経費として処理している。

- ・社用車の提供は、マネージャー・クラスだけではなく、他の職位にも支給しており、現在 2000 台支給しているが、今後は 1000 台に減らすことを予定している。労働市場では車の支給が減っており、それに応じて縮小することになった。

資料) 現地インタビューより

その他、法定外福利として企業が負担しているのは、組合交渉を通じて決定される疾病給付や育児手当に対する法定分を上回る企業の増額負担がある。中でも特に育児手当に対する企業の増額負担が主な対象となっている。その背景には育児休暇中の両親手当は、80%の所得補償、上限額が月額約 25,000 クローナに定められており、多くの従業員、特に高所得のホワイトカラー層にとっては、手当の額が事実上この上限額となり、給与水準の大幅な縮小となってしまうことが背景にある。スウェーデンでは賃金や勤務条件の他、この福利厚生等についても組合交渉を通じて決定される仕組みになっており、その中で疾病給付や育児手当に対する法定分を上回る企業の増額負担が主要な論点となっている。これらは、交渉の中では法定外福利として扱われているが、給与所得の一部であるので、課税の面からは所得税の課税対象として扱われている。

なお、団体協約に基づく企業年金(法定外福利)の財源は、専ら雇用主の負担となっている。

(2) 法定外福利費の規模と税制上の扱い

法定外福利費が、受け取る側の個人の所得税の課税対象になるかどうかについての例示は、国税庁のウェブサイトに掲載されている⁴⁶。

このサイトによれば、車や住居の貸与については基本的には課税対象となる。また、業務で用いるものであるが、プライベートでも活用できる PC 用保護用のメガネ、インターネットアクセス料、クレジットカード、携帯電話、各種教育については課税対象外である。さらに、業務用の被服(作業着等)の貸与については課税対象外であるが、一般的な被服であるスーツ等については課税対象であることが示されている。

なお、国税庁への照会では、企業の納税申告書ベースで、課税対象(みなし給与所得)となる法定外福利費(社用車の無償貸与などの現物給付)として申告されたのは、2011 年で 1,710 万クローナであるとのことである。

「見なし給与所得」換算される法定外福利費は、受け取る個人に所得税が課せられ、企業が源泉徴収を行う。法人税の課税対象所得にはならない。

46

<http://www.skatteverket.se/otherlanguages/inenglish/employersbusinessescorporations/issuingcompanybenefitsandporks.4.71004e4c133e23bf6db800017721.html>

一方、「見なし給与所得」となる法定外福利費について、事業主には社会保険料事業主負担分が課せられるが、これはすべて法人の課税対象所得から経費控除できる。

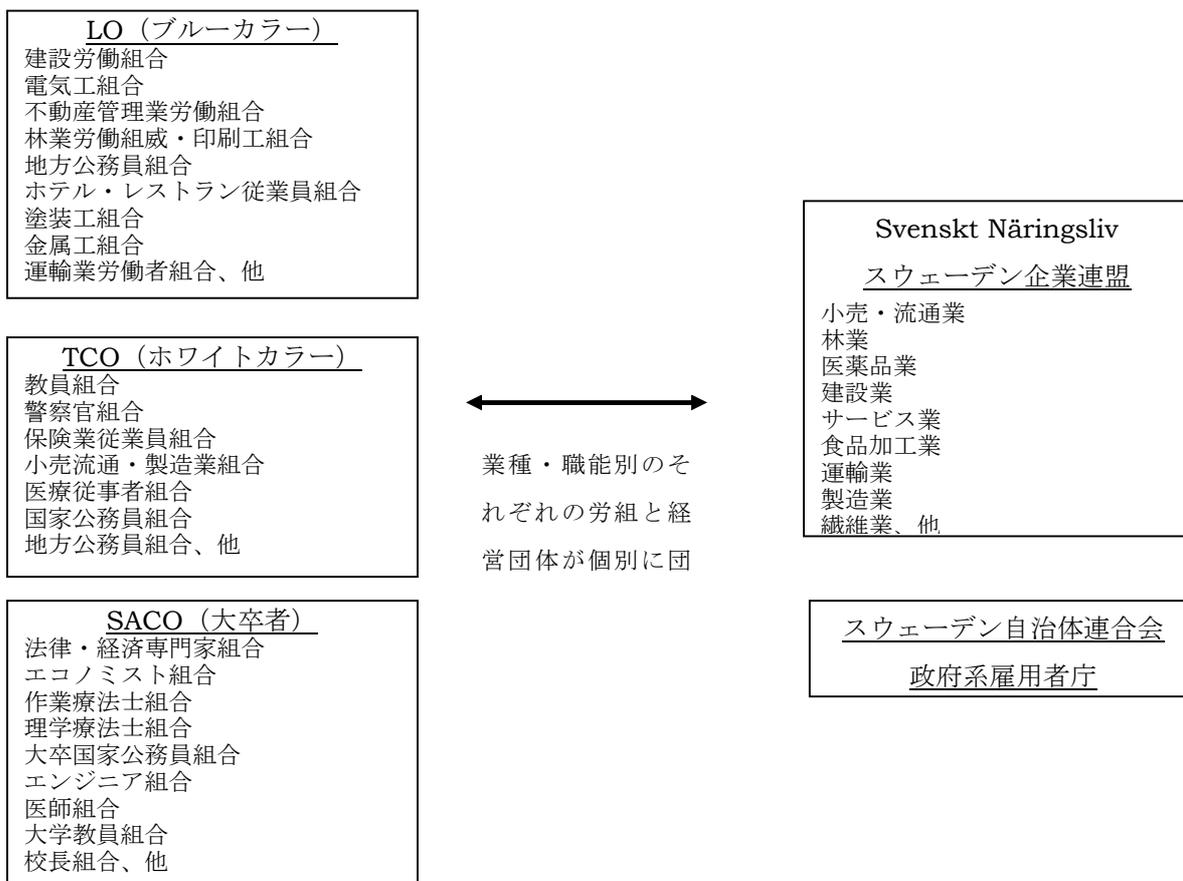
スポーツジム等の会費の一部負担など「みなし給与所得」とならない法定外福利費については、企業の経費として処理される。

(3) 労使の団体協約に基づく法定外福利の決定

スウェーデンでは、3年ごとに各業種・職能ごとに組織された労働組合の連合体と経営者側の団体との間で団体交渉が行なわれ、それを通じて締結される団体協約によって賃金、雇用条件、そして法定外福利厚生費等（法定福利厚生に対する上乘せ分）が決定される仕組みになっている。

労働組合団体と経営者団体との交渉は下記図表のような中央レベルの交渉がまず行なわれ、その後、産業レベルの組合交渉、そして最後に企業レベルでの交渉が行なわれ、最終的に決定される仕組みになっている。基本的には中央交渉においてガイドラインとなる基準が調整され、それを踏まえて産業レベル、そして企業レベルの交渉によって内容が具体化（充実化）されるようになっている。

図表 スウェーデンの労働組合と経営者団体の交渉



資料) 湯元健治・佐藤吉宗 (2010) 『スウェーデン・パラドックス』日本経済新聞出版社、p115より

下記インタビューにあるように、法定分を超える団体協約分として、労災、年金、疾病手当、両親手当の上乗せ分や、労働時間等が主な交渉テーマになっているようである。とりわけ、近年、専門的知識や技術、能力のある従業員を確保する上で重要視されているのが、育児休暇中の両親手当の上乗せ分や、従業員に対する復職後の柔軟な勤務時間体系の提供である。

これに対して、車の貸与やスポーツクラブの負担は中央や産業レベルでの団体交渉ではあまり扱われず、それらは企業レベルで締結される協約において扱われているようである。

なお、交渉により確認される労使間の団体協約は法規ではないが、労使の合意による取り決めであることから、双方、遵守しなければならないものとして一般的に理解されている。この労使による団体協約は、労組加盟の従業員以外でも、同一職能の従業員には、同じ内容が適用される。

図表 労使の交渉による団体協約に関するインタビュー概要

■有識者

・業種、業界ごとに労使間で団体協約が締結されており、育児休暇の期間中の給与等も協約により柔軟に対応している。団体協約により、国の規定以上のものを企業が負担している場合もある。企業にとって、これは労働コストである。協約の内容は労使交渉で決定される。この背景には、国に一律に決められるよりは、団体交渉で柔軟に決定する方が良い、というのが一般的な認識がある。交渉では給与を上げるか、それとも協約年金を上げるか、という内容の交渉がよく行われる。

■スウェーデン労働組合総連合

・賃金や労働環境が労使交渉で決められることのメリットは、実質賃金が全体交渉の合意により水準が決められるという点にある。これはブルーカラーに適している仕組みである。特にブルーカラーは交渉力がないので、個々の従業員にとって、交渉結果は有利に働く。

・賃金や福利厚生水準については、法定レベルを下限（ただし、法定最低賃金は存在しない）として、中央の労使団体交渉で団体協約分が上乗せされる。次に、業界別の労使交渉で業界分が上乗せされる。さらに、業界内の個別企業での労使交渉により個別企業の上乗せ分が妥結される、というプロセスである。

・法定分を超える団体協約分として、労災・年金・疾病手当の上乗せ分や、労働時間等が交渉テーマとなる。社用車、スポーツクラブの割引は中央での団体交渉ではあまり扱われない、それらは企業毎に締結する協約のmatterである。

・育児休暇中の所得補償の内容、期間については労使交渉の課題となる。80%の所得補償で上限額が25,000 クロナに定められているが、ホワイトカラーでは上乗せ分が妥結されている。ブルーカラーでも同一水準の補償を実現するように交渉している。ちなみに国家公務員では90%までが補償されている。

・民間でも、マッキンゼーでは育児休暇前の給与を 100%補償している。社員を引き止めるためである。これも法定外福利厚生の一つと言えよう。

■スウェーデン専門職能別組合（JUSEK）

・本組合（JUSEK）が企業との交渉の際に最も重視していることは、育児休暇制度の見直しである。現行の育児休暇期間に給付される手当の額を引き上げること。政府部門では、既に給付水準を従前給与の 90%に上げている。

■エリクソン

・優秀な技術者の雇用のための取組については、まず高い賃金。それから、法定外福利として両親手当の拡充として、手当額の上限を超えて従前の給与水準の 80%程度を実際に補償することや、フレキシブルな勤務時間の導入を推進している。これは基本的にはホワイトカラーが対象となっている。ラインで動くブルーカラーは、シフト制である。

資料) 現地インタビューより

団体協約に基づく社会保険手当の上乗せ支給額は、企業から給与の形で従業員に支払われるため、受け取る個人に所得税が課せられ、企業が源泉徴収を行う。

事業主にとっては、社会保険料事業主負担と同じ扱いになり、事業活動の経費として控除できるので、法人税の課税対象所得にはならない。

(4) 労働コストに占める法定外福利費の大きさ

以下は、スウェーデンにおける労働コストに占める法定外福利費の割合である。この統計によれば、スウェーデンでは 8.9%と日本の 2.4%より高い水準となっている。この点については、スウェーデンでの法定外福利費には、団体協約で決められた両親手当等の各種手当での加算額が含まれていることが背景にあると考えられる。

図表 労働コストに占める法定外福利費

	日本 2010	アメリカ 2011	イギリス 2008	ドイツ 2008	フランス 2008	オランダ 2008	スウェーデン 2008
労働費用計 ^{a)}	100.0	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}	79.7	76.9	82.7	77	63.7	75.7	65.1
現金給与以外 ^{c)}	20.3	23.1	17.4	23	36.3	24.3	34.9
法定福利費 ^{d)}	(11.1)	(8.2)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)
法定外福利費 ^{e)1)}	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)
現物給付 ^{f)}	(0.1)	-	(1.4)	(0.8)	(0.0)	(1.0)	(1.1)
退職金等の費用 ^{g)}	(6.2)	(4.5)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	-	(0.0)
教育訓練費 ^{h)}	(0.2)	-	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)
その他 ⁱ⁾²⁾	(0.2)	-	-	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs; d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social security contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices), g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices), i) Other benefits.

(注) 単位未満の数字を含むため、内訳と合計が一致しない。()内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模数、EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

1)アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習いの福利費を含む。

2)「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等。

資料出所 日本:厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ: Bureau of Labor Statistics(2011.12) *Employer Costs for Employee Compensation -September 2011*

欧州: Eurostat (2012.1) *Labour Costs Survey 2008-NACE Rev.2*

資料) 労働政策研究・研修機構 (2012) 「データブック国際労働比較 2012」

http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2012/05/p171_t5-7_t5-8.pdf

(5) 法定外福利費の大きさ法定外福利費についての企業の考え方

①企業の役割

スウェーデンでは法定外福利費の負担は専ら企業にとってのコストとして見なされており、既述のように、その内容は労働組合との交渉により決定される仕組みになっている。労使関係における取り決めに関しては、一般的に公的部門の役割はなく、政府も政治家も労使関係には介入しない⁴⁷。

上記で整理したように、スウェーデンにおける法定外福利費の主な項目としては、通勤用の車両の貸与、スポーツジム等の会費の企業負担、育児休暇中の両親手当等の増額負担等であるが、インタビュー等を踏まえると、企業からみると、それぞれ位置付けが異なるように思われる。まず、通勤用の車両の貸与については、全ての職員ではなく主として管理職等を対象に貸与されているようであり、職員の負担軽減、利便性の提供が主たる目的となっているようである。

スポーツジム等の会費の企業負担については、企業にとっては従業員の健康の維持増進により疾病手当の負担を軽減するとの目的のようである。そして、両親手当等の増額負担については、従業員からの要望も高く、また優秀な人材を確保する目的として、企業にとっては賃金と同様に労働コストの一部として位置付けられているようである。

②法定外福利費の動向

スウェーデンでは法定外福利費については、既述のように組合交渉によって決定される仕組みになっているが、組合との交渉では、通常、インフレ率と労働生産性の上昇分が賃上げ対象になっており、トレンドとしては上昇傾向にあることから、法定外福利費についても、同様の傾向にあることが伺える。インタビューにおいても特に優秀な人材確保が求められている技術者等のホワイトカラー層を中心に、両親手当の法定負担分を超える拡充が主要な論点となっており、スウェーデンにおいては知識・技能中心の産業構造への転換が進む状況の観点からも増加傾向にあると考えられる。他方で、企業インタビューでは、車の貸与台数の縮小を予定していることを確認しており、その意味では全ての福利厚生費が拡大しているのではなく、実際には個別企業によっても対応・状況が異なると考えられる。

(6) その他（企業による従業員の能力開発等）

企業による従業員の能力開発等は、関係者へのヒアリングによれば、業種によって対応は大きく異なる。

スウェーデン企業（特にライン系の製造業）は、一般に、単純作業のために従業員の能

⁴⁷ ヨーテボリ大学・佐藤吉宗氏へのインタビュー、スウェーデン専門職能別組合（JUSEK）へのインタビュー等より。

力開発を行うことはしない。理由は投資に対して割が合わないからである。ブルーカラー系の労働組合総連合（LO）の中央の団体労使交渉でも、従業員の能力開発は課題とはなっていない。

一方、高度な企業ほど企業特殊（firm specific）なスキルが必要となるが、それは企業活動の中で解決すべき問題であり、中央での団体交渉のmatterではない、と認識している。特に個人の技術、知識に依存する企業（知識集約型企業）では、優秀な従業員を確保するために、使用者は両親手当ての補償増額や、育児休職後の柔軟な勤務時間体系の提供を重視している。企業内での労使間の団体協約でも大きな論点の一つになっている。

また、大手企業ほど OJT を実施している割合が高い。法律や会計分野等の特殊職の場合、企業が受講費用を負担して在職したまま社員を派遣する場合がある。なお、スウェーデンの大学は、1ヶ月で1単元を取得する仕組みが多く、一ヶ月間に一つの科目に集中して受講するスタイルである。

Ⅲ. 企業支援に関する行政サービスとこれらのサービスに対する

企業側の評価

1. 企業をサポートする行政施策（歳出面）

(1) 国の役割

政府全体の歳出については、以下の図表のとおりである。本調査の対象である企業サポート分野を含む歳出としては、「2.経済財政運営（134 億 SEK）」「14.労働市場・勤労生活（705 億 SEK）」「都市計画・住宅供給・建設・消費者行政（12 億 SEK）」「地域成長（34 億 SEK）」「エネルギー（29 億 SEK）」「交通・通信（431 億 SEK）」「産業・貿易（60 億 SEK）」等が挙げられる。

図表 中央政府の歳入・歳出構造（2012 年）（再掲）

単位:10億SEK		単位:10億SEK	
歳入	予算額	歳出	予算額
1. 中央政府税収	813.3	1. 統治関連	11.8
2. 中央政府活動による歳入	49.2	2. 経済財政運営	13.4
3. 資産売却収入	15.0	3. 税務	10.2
4. 債務返済	1.4	4. 司法	37.9
5. 収入	11.3	5. 国際協力	2.0
6. EU補助金	13.0	6. 国防及び災害対策	45.6
7. 税システムに関する還付	-70.0	7. 国際開発協力	30.3
歳入計	833.1	8. 移民	9.1
		9. 健康医療・社会サービス	60.1
		10. 疾病者・身障者生活保障	93.4
		11. 高齢者生活保障	41.1
		12. 家族・児童生活保障	76.7
		13. 統合・男女平等	8.4
		14. 労働市場・勤労生活	70.5
		15. 学生に対する財政支援	22.2
		16. 教育・研究	54.5
		17. 文化・放送・宗教・余暇	12.3
		18. 都市計画・住宅供給・建設・消費者行政	1.2
		19. 地域成長	3.4
		20. 環境保護・自然保全	5.0
		21. エネルギー	2.9
		22. 交通・通信	43.1
		23. 農林水産関連産業	17.7
		24. 産業・貿易	6.0
		25. 地方政府補助金	85.0
		26. 国債金利負担等	21.9
		27. EUへの拠出金	31.3
		調整経費	-2.8
		歳出分野合計	813.8

資料) Government Office of Sweden, “Central government budget revenue and expenditure 2012”

次に、企業をサポートする行政サービスを提供する代表的な府省として、企業エネルギー

一通信省およびその傘下のエージェンシーの役割について概観する。

①企業エネルギー通信省（Ministry of Enterprise, Energy and Communications）

政府にある 13 の省の一つとして、企業エネルギー通信省は、「起業」「市場・競争」「調査研究・イノベーション・産業振興」「エネルギー」「地域成長」「交通」「ICT」を担当する 7 つの部門がある。その目的は競争力と男女平等社会の構築、持続可能な長期的な成長に関与していくことである。スタッフ数約 300 名を擁し、このうち概ね 20 名は政治任用である。

企業エネルギー通信省の 2012 年の分野別歳出は以下の通りである。予算の約 8 割は、交通・インフラ整備に振り向けられていることが分かる。

図表 企業エネルギー通信省の歳出分野（2012 年）

分野	歳出額（億クローナ）
事業開発	45
地域開発	34
エネルギー	29
IT	5
交通・インフラ整備	426
計	539

資料) 企業エネルギー通信省ウェブサイト(<http://www.government.se/sb/d/7864>)

企業エネルギー通信省では以下の 23 のエージェンシー（公社、審理部門（court）を含む）を所管している⁴⁸。原則として、スウェーデンでは、省は政策方針を示すが、個別事項については省の政策方針に沿って所管のエージェンシーが独自に実施する。省が所管のエージェンシーのアウトカムを規定することはない。

- Energy Markets Inspectorate（エネルギー市場監督局）
- Geological Survey of Sweden（地質調査所）（the Mining Inspectorate of Sweden（鉱物監督局）を含む）
- Oil Crisis Council（石油危機委員会）
- Research and Innovation for Sustainable Growth（持続可能な成長のための研究・イノベーション庁）
- Swedish Agency for Economic and Regional Growth（経済・地域開発庁）
- Swedish Agency for Growth Policy Analysis（成長政策分析庁）
- Swedish Companies Registration Office（企業登録局）
- Swedish Competition Authority（競争庁）
- Swedish Energy Agency（エネルギー庁）
- Swedish National Electrical Safety Board（電気安全庁）
- Swedish National Road and Transport Research Institute（道路交通研究所）
- Swedish Patent and Registration Office（特許庁）

⁴⁸ 和文名称は仮訳である。

- Swedish Patent Attorneys Board (特許審査委員会)
- Swedish Post and Telecom Agency (郵便・通信庁)
- Swedish Transport Administration (運輸管理局)
- Swedish Transport Agency (交通庁)
- Transport Analysis (交通分析庁)

○公社

- LFV Group (LFV グループ)
- Swedish Maritime Administration (海事局)
- Swedish National Grid (電力系統運用局)
- Swedish National Railways (国鉄)

○審理部門

- Court of Patent Appeals (特許紛争裁判所)

このうち、企業支援や政策分析の中心的役割を果たすエージェンシーとして、以下では、経済・地域開発庁 (Swedish Agency for Economic and Regional Growth) と成長政策分析庁 (Swedish Agency for Growth Policy Analysis) を取り上げる。

②経済・地域開発庁 (Swedish Agency for Economic and Regional Growth)

a. 企業支援

経済・地域開発庁の役割は起業家精神の養成、成長企業のさらなる活性化、持続可能で競争力のある経済の構築であり、スウェーデンにおける欧州構造基金 (European Structural Fund) への窓口となる管理官庁 (Managing Authority) でもある。全国9ヶ所にオフィスを持ち、300人のスタッフによって運営されている。年間予算は33億クローナ (2012年) である。

スウェーデン国内には、欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund : 欧州構造基金のひとつ) を利用した8つのプログラムがある。プログラムは中央政府の地方出先機関 (レーン) 他、地方政府 (レギオン、ランスティング) との協力により実施している。

中小企業に対しては、経営状況などのアンケート調査を実施しており、20,000社から回答を得ている。この調査によって中小企業の規制や経済環境、労働力の調達状況、成長への意欲などに対する意識を調べ、中小企業に対する幅広い情報を集めている。

また企業登録局や国税庁とのコラボレーションにより、経済・地域開発庁は、”The Swedish Business Link to Government”として一元化したビジネス関係支援サイト (Verksamt.se) を提供している。

この他、地域支援施策として遠隔地の投資や交通に対する補助金 (「地域開発助成金」 : 後述) なども支出している。

b. 施策評価

経済・地域開発庁は、施策の評価・モニタリングも担当している。評価とモニタリングについては、各プログラムを対象に、パーマネント活動として中間評価および事後評価を実施している。手法は、ウェブ・サーベイ、訪問面接、報告提出等に拠っている。評価はコンサルティング会社を中心とした外部機関による評価である。目標達成度、プロセス、条件、ターゲット分野、示唆が分析対象である。管理・運営・学習を重視したモニタリング・モデルから便益(Nytta: Benefit)を導き出し、マネジメント・チームへの報告として、成果に関して毎年、報告書が作成される。また、4ヶ月ごとの進捗報告(成果、プロセス、財務状況)が提出され、これらを通じて評価報告がなされている。ここで重視しているのは、中間アウトカム (intermediate outcome) である。長期アウトカムには当該施策以外の他の要素の影響が入り込むので評価の対象外としている。

評価の利点としては、ロジックがクリアになること、成果を重視するようになること、各プログラム間の調整が可能になることが挙げられるが、課題としては、適切なレベルでの目的を見つけるのが困難であること、学習と一般化が困難であること、長期アウトカムとのギャップがあること、等が挙げられる。

③成長政策分析庁 (Swedish Agency for Growth Policy Analysis)

成長政策分析庁の目的は、成長政策を成功させるための知識基盤を構築することと、国際的なネットワークを構築することにある。成長政策分析庁では、以下の6つの優先分野が設定されている。

- a. サービス産業の事業革新、 b. グローバリゼーションに対応した海外拠点の確保、
- c. 資本提供とアドバイザーサービス提供のための補完的なイニシアティブ、 d. スウェーデン全体を通じた成長条件のための地域重要性、 e. 効率性を高める統計情報の整備、
- f. 持続可能な開発のための成長戦略の強化

年次報告書によれば、年間予算は約1億クローナである。

図表 年間予算 (2010年)

単位：千 SEK

歳入	2010年
運営補助金	79,447
料金、その他収入	3,215
その他の補助金	19,225
融資	260
計	102,147

部門別歳出	2010年
起業・企業部門	20,313
地域成長部門	16,709
イノベーションおよびグローバルミーティング、海外拠点	35,921
運営の開発・支援	29,204
計	102,147

資料) Swedish Agency for Growth Policy Analysis, "Annual Report 2010"

成長の源泉は技術革新であり、成長政策分析庁は、この分野における国の政策を分析、評価していくことが重要な任務となっている。成長分析は、機会や問題点を明確にすることで企業の成長に貢献し、新たな成長するビジネス分野で優れた条件を作り出していく。重要な課題としては、零細企業に対して資本やアドバイザーサービスを提供し、成長を手助けすることである。

成長政策分析庁は、国際企業に対する統計とともに公的企業、創業、倒産に関する統計情報の整備も重要な任務となっている。起業家精神や技術革新の養成に係る情報を提供するデータベースや、企業や個人の情報を提供するデータベース、統計情報などを公開して企業経営に貢献している。

成長政策分析庁の活動報告については、年次報告書に記載されており、政府からの委嘱業務内容とそれに対する予算額が示されている。なお、活動実績については、定性的な記述に留まっている。

(2) 地方の役割

①地方自治体連合（Swedish Association of Local Authorities and Regions: SALAR）での取組

地方自治体レベルにおける企業支援は、財源と権限上、インフラ整備と情報提供、コーディネート役が中心となる。企業誘致を促進するために、地方自治体では、特に次の5点に力を入れている。

(1) より良い規制（Better Regulation）の形成⁴⁹、(2) 企業ニーズに応じた自治体職員的能力開発、(3) 地方自治体におけるビジネス環境の診断、(4) 地方自治体と企業との接点強化のための自治体トレーニング⁵⁰、(5) 地域経済開発ネットワークの形成

このうち、(3) 地方自治体におけるビジネス環境の診断については、地方自治体連合が実施する全国調査であり、第1回目は2009年に実施された。主として、ビジネス環境についての自治体同士の比較評価を行っている。手法はビジネス顧客満足度を活用しており、5つの所管部門（火災報知、建築許可、用地のリース、環境と健康、アルコール販売許可規制）を6つのサービス分野（情報提供、利用可能性、職員の能力、職員の態度、法律の一貫性、執行効率性）で、各項目をスコア化して比較している。SALARでは、各自治体に対して、サービスの改善の契機とするように促している。

この調査は、回を追う毎に参加自治体数が増加しており、2011年は166自治体、次の2013年には約200のコミューンの参加が見込まれている。各自治体にとっては、他の自治体との成績比較でもあり、過去から現在に至るまでの改善過程でもある。

②ストックホルム・ビジネス地域開発庁（Stockholm Business Region Development: SBRD）の取組

より具体の企業支援策について、本調査ではストックホルム市のエージェンシーであるストックホルム・ビジネス地域開発庁（Stockholm Business Region Development: SBRD）⁵¹の取組を紹介する。

SBRDにおける企業支援の方針は、①税制インセンティブの不使用、②シーズ前技術およびシーズ技術に対する資金提供、③インキュベーション機能の提供、④ベンチャーキャピタルの紹介、⑤イノベーションサポート、⑥Swedish Trade CouncilやInvest Swedenとの共同による海外からの投資促進の5つである。公的資金として、ALMI⁵²という国営会社

⁴⁹ 本章2.(2)にて後述

⁵⁰ 企業と自治体との間でより有効な契約に結びけるために実施されている自治体職員のトレーニング。4つのステージに分かれており、外部専門家としてコンサルタント、歴史作家、対話の専門家等が講師として講義を行うものである。

⁵¹ スtockホルムに立地する企業、観光、海外からの投資を支援するのが役割である。年間予算は1,000万クローナ、スタッフ数は80人である。

⁵² <http://www.almi.se/Almi-in-English/>

が最大 200 万クローナの支援を欧州連合の機能に関する条約（TFEU）106～109 条に触れない範囲で提供する場合がある。

力を入れている 8 つの分野としては、①環境、②ICT、③ロボット、④建設、⑤ロジスティックス、⑥ヘルスケア、⑦クリエイティブ・インダストリー（主として文化）、⑧ホスピタリティー（主として観光）が挙げられる。これらの各分野において、従業者数 1～5 名の中小企業をサポートするため、市では情報提供、コーディネート、対話を通じて、ストックホルム市近辺にてクラスターづくりを推進している。

例えば、元々エリクソンが立地していた場所にインキュベーター施設を提供したり、ボタンに金融機関を集めたりしている。ICT クラスターのシスタ・サイエンス・シティもその一つである。

また、市内ホグダーレン地区（Högdalen）では、従来は汚染者側であった電力会社（フォータム：Fortum）も参加して、熱処理による産業廃棄物処理の改善を進めている。市がクラスター形成を主導し、エネルギー関連企業の集積を支援している。同様に、ハーマルビーショースタッド地区（Hammarby sjöstad）でも、地下廃棄物処理センターの建設や土壌汚染の浄化プロジェクトが進んでいる。

SBRD のパンフレット⁵³では、ストックホルムおよびその近郊で進められている各種プロジェクト、インフラ整備は、上記の例を含め、計 59 件がリストアップされている。

なお、SBRD へのインタビューによれば、クラスターづくりにおいては、「ストックホルム地域では、（企業や人の流入圧力が強い⁵⁴こともあってか）企業に対して地代を優遇することはない。その土地に最大の利用価値を見出している企業に対してリース、売却している」とのことであった。

③地方自治体が企業誘致・企業支援に取り組む理由

地方自治体には企業からの税収が無いにもかかわらず、企業誘致や企業支援を行う理由を SBRD に問うたところ、「企業の立地により雇用が促進され、従業員が所得を得て地方自治体に所得税収が生まれる。また従業員が地元で消費を行うことにつながる。企業支援策とは雇用者への支援と捉えることができる。」「企業を誘致することは、クリエイティブな街を実現することでもあり、オフィス、産業、エンターテインメントは相互に関連する」との回答を得た。

これは、企業誘致に熱心な地方自治体の多くに共通の考え方のようなものである。

⁵³ “Urban Development projects in the Stockholm Region”

⁵⁴ ストックホルム市では、近年特にインフラへの要望が高くなっており、今後 6 か月から 2 年の間に官民合わせて 80,000 戸の住宅供給を計画している。

2. 具体的な支援策

スウェーデンでは、国や地方からの企業に対する補助金については、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）106～109 条によって禁じられている。補助金や利子や税の軽減等いかなる形態を取ろうとも、補助金は特定の部門や特定の地域の企業を有利にし、競争をゆがめる恐れがあるためである。これに対して、企業規模や部門、地域に係らず一般に適用される補助金は、この条約の対象外となる。

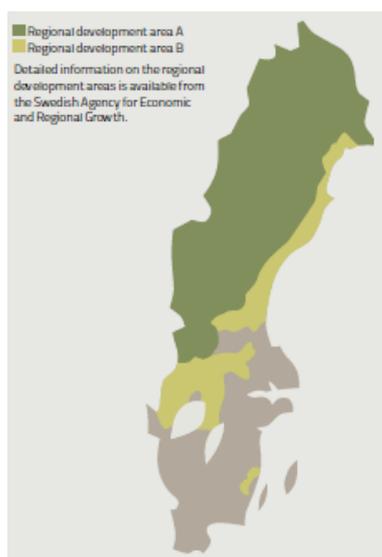
例えば、ボルボやサーブを政府が支援しなかったのは、特定部門の企業を優遇することになるためである。しかし、道路への補助金支出は、誰もが便益を受けるので認められることになる。また、雇用プログラムへの支出は、受講者の雇用可能性（employability）を高め、どの企業もその恩恵を受ける可能性があるため、これも認められる。さらに、EU から支出されるエコカー購入に対する補助金も、EU の政策方針に沿っており、特定の自動車メーカーを利するものでもないため、認められることになる。

企業は、スウェーデンでは限られた目的の範囲内でのみ補助金を受けることができる。先述のとおり、欧州構造基金を利用できるプログラムも存在するが、主たる補助金は、主に北部の過疎地域レベルで均衡ある経済開発を促進するために用意されている。

(1) 地域開発助成金

経済成長を促し、均衡の取れた地域開発を実現することを目的とした助成金であり、「地域投資助成金」と「地域雇用助成金」に分けられ、企業が受けられるのは、いずれか一方である。助成金を得るためには、指定された地域開発エリア A または B で事業を営むことが要件となっている。

図表 地域開発助成金を受けることが可能な地域エリア



資料) Invest Sweden(2012), “Fact Sheet- Regional financial incentives”

①地域投資助成金

地域開発エリア A、B に投資する企業は、地域投資助成金を受けることができる。助成金の主な財源は、中央政府（スウェーデン経済・地域開発庁）とレーン府（中央政府の地方行政庁）である。助成金は、次に挙げる事業活動に対して交付される。

- ・産業および産業に類する事業
- ・サービス事業
- ・対象が地場市場や地域市場にとどまらないサービス事業
- ・観光事業
- ・賃貸物件の建設
- ・地域の事業開発にとって特に重要な事業

地域開発助成金の上限は、総投資費用に占める割合で規定されている。金額は、投資の種類、企業の種類、当該企業が事業を営んでいる地域開発エリアの3点を基に決定される。

図表 地域投資助成金の融資率上限

投資種類	小規模企業	中規模企業	大企業およびグループ企業
機械類、設備、建造物等、および無形投資(特許、ライセンスなど)	エリアA:35% エリアB:30%	エリアA:25% エリアB:20%	エリアA:15% エリアB:10%
賃貸物件	エリアA:25%	エリアB:20%	0%
コンサルティングサービス、見本市や展示会への参加	50%	50%	0%
特別な教育研修	40%	40%	30%
競争に至る前の製品開発	40%	40%	0%

資料) Invest Sweden(2012), “Fact Sheet- Regional financial incentives”

②地域雇用助成金

申請企業には、以下の条件を遵守することが求められる。

- ・エリア A および B の新設企業が、新規人材採用のための資金調達であること。
- ・交付対象は「地域投資助成金」の項の「助成金が適用される事業活動」に該当する事業に限られる。
- ・助成金を受ける事業活動は、収益性が高く長期雇用につながるものでなければならない。
- ・雇用拡大計画の実現に助成金が必要であるとみなされなければならない。
- ・終身雇用を目指し、失業者や失業しそうな人を受け入れるものでなければならない。
- ・本助成金と公共職業安定所が提供する雇用創出助成金の両方を受けることはできない。

助成金の金額は、雇用や経済成長に及ぼす影響と、当該事業が社会にとってどの程度重要であるか等を基に、個別に決定される。原則として、交付金額が雇用拡大の実現に必要な金額を超えることはない。

図表 助成金の上限額 (SEK)

助成金の上限	エリアA	エリアB
1年目	66,000	40,000
2年目	66,000	40,000
3年目	66,000	40,000
合計	198,000	120,000

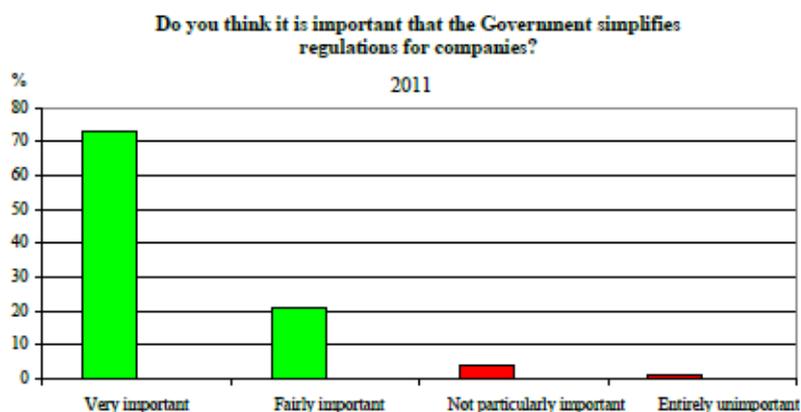
注) 地域開発エリア A、B における通年雇用の新規従業員 1 人に対する助成金上限額
資料) Invest Sweden(2012), “Fact Sheet- Regional financial incentives”

(2) より良い規制 (Better Regulation)

企業は公的部門からの支援策として、ビジネスにとってより良い環境、迅速なサービスを求めている。例えば、より良いビジネス環境を構成する一つの要素として、より良い規制 (Better Regulation) という考え方がある。

スウェーデンの「より良い規制のための産業委員会 (Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation)⁵⁵」が2011年に実施した調査結果では、政府規制の簡素化について、73%の企業が「非常に重要」、21%の企業が「かなり重要」と回答しており、都合94%の企業が政府規制の簡素化を望んでいる。この水準は2009年、2010年の結果とも比べても変化がない。

図表 政府規制の簡素化についての企業の考え方



資料) Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation (2011), "The Regulation barometer 2011"

このような背景の下、スウェーデンでは、企業活動を円滑にし、国際的に競争力のあるものとするために、行政の各分野での規制を簡素化し、企業にとっての行政関連費用を低下させようというプログラム「より良い規制 (Better Regulation)」が進められている。これは、EU での取組の一環として、スウェーデンにおいても取り組まれているものである。

ただし、政府規制を簡素化しようという動きは、決して新しいものではなく、既に1970年代には、政府の規制・指導・ガイドラインを抑制するための条例が作成されていた。

企業にとっての行政関連費用は、「標準費用モデル (Standard Cost Model)⁵⁶」によって計測される。「標準費用モデル」はオランダで考案され、現在では国際的に用いられて

⁵⁵ 1982年に設立されたNPO。スウェーデンの30万の企業を含む15の企業団体・業界団体から構成される。

⁵⁶ 基本的には、各手続きについて積み上げたΣ (各手続きに要する時間×労働単価+その他の費用)を計算することになる。

いる方法である。この方法に賛同する EU 諸国や OECD では、国際ネットワークを構築し、各国におけるビジネス環境の向上を目指し、統一的な方法で企業にとっての行政関連費用を計測している。スウェーデンにおける「より良い規制：2006-2010 年プログラム (Better Regulation 2006-2010) ⁵⁷」では、期間中に企業にとっての行政関連費用を 25%削減することが目標として掲げられた。

①行政側の評価

2011 年 1 月には、2006 年から 2010 年までの取組の評価結果が企業・エネルギー・通信省から公表されている。これによれば、この期間中の企業にとっての行政関連費用の削減は、全体で 7.3%に留まっていることが示されている。

規制省庁別の内訳を見ると、農業省、社会統合・男女平等省、企業・エネルギー・通信省所管での費用が減少しているのに対して、社会省や財務省関連の費用が上昇していることが分かる。規制分野別では、農業、エネルギー、食品分野での企業の行政関連費用が減少したのに対して、健康・医療、財政部門でのコストは上昇している。

なお、企業にとっての行政関連費用のうち、約 53%は EU 法制の遵守に係るものであり、スウェーデン法制に基づく費用は 47%を占めることが推計されている。

図表 企業にとっての行政関連費用（規制所管省庁別）

省庁名	年間コスト(百万SEK)			改善状況(百万SEK、%)	
	2006	2009	2010予測	2006-2009	2006-2010予測
雇用省	6,585	6,500	6,330	-85 -1.3%	-255 -3.9%
財務省	10,008	10,847	11,025	840 8.4%	1,017 10.2%
防衛省	461	390	390	-72 -15.6%	-72 -15.6%
社会統合・男女平等省	1,248	855	855	-393 -31.5%	-393 -31.5%
農業省	9,028	5,709	5,699	-3,318 -36.8%	-3,329 -36.9%
司法省	51,158	51,199	51,232	40 0.1%	74 0.1%
2010年2月15日以降の修正分を含む			47,516		-3,716 -6.8%
文化省	3	3	3	0 0.0%	0.08 -2.8%
環境省	10,625	10,506	10,482	-119 -1.1%	-143 -1.4%
企業・エネルギー・通信省	5,757	5,672	5,252	-85 -1.5%	-506 -8.8%
社会省	1,610	1,928	1,900	317 19.7%	289 18.0%
外務省	33	32	32	-1 -3.3%	-1 -3.2%
合計	96,518	93,641	89,484	-2,877 -3.0%	-7,034 -7.3%

資料) 企業・エネルギー・通信省 (2011) „A Positive Change in Day-to-Day Business – The Government’s Action Plan for Better Regulation 2006-2010–”

⁵⁷ 現在は、2011-2014 年プログラムに移行している。

図表 企業にとっての行政関連費用（規制分野別）

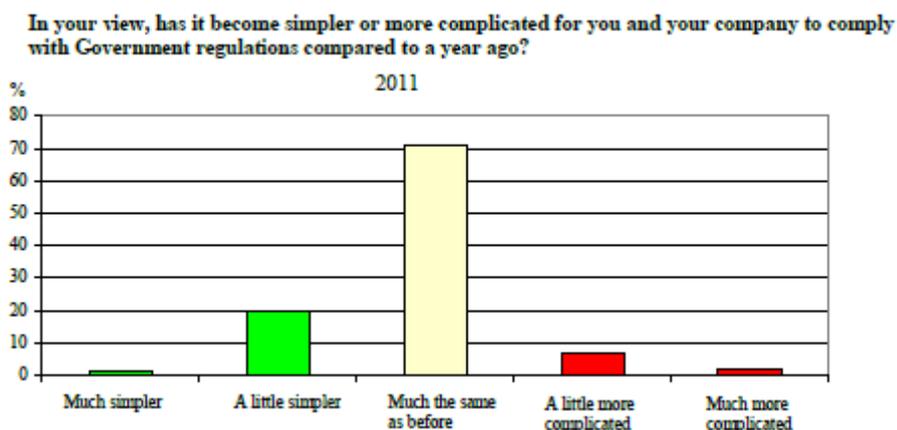
規制分野	年間コスト(百万SEK)			改善状況(百万SEK、%)	
	2006	2009	2010予測	2006-2009	2006-2010予測
労働法制関連	6,343	5,858	5,689	-485 -7.6%	-654 -10.3%
会社法関連	24,631	24,728	24,728	97 0.4%	97 0.4%
2010年2月15日以降の修正分を含む			22,128		-2503 -10.2%
会計	22,895	22,930	22,930	35 0.2%	35 0.2%
2010年2月15日以降の修正分を含む			22,370		-525 -2.3%
建設・不動産法関連	7,146	7,147	7,137	0 0.0%	-9 -0.1%
エネルギー	1,023	809	617	-214 -20.9%	-407 -39.8%
財政	2,571	2,984	3,049	413 16.1%	478 18.6%
健康・医療	1,019	1,343	1,316	324 31.8%	297 29.1%
農業	623	373	364	-251 -40.2%	-260 -41.7%
通信	230	354	258	123 53.5%	28 12.0%
食品	8,400	5,333	5,333	-3,067 -36.5%	-3,067 -36.5%
環境	3,648	3,532	3,517	-117 -3.2%	-131 -3.6%
生産・消費	4,520	4,444	4,444	-76 -1.7%	-76 -1.7%
課税	6,348	6,783	6,930	435 6.9%	582 9.2%
統計	299	292	291	-7 -2.3%	-8 -2.7%
交通	2,976	2,978	2,845	1 0.1%	-132 -4.4%
関税・貿易	1,929	1,930	1,930	1 0.0%	1 0.0%
年次報告書作成	1,914	1,822	1,822	-92 -4.8%	-92 -4.8%
2010年2月15日以降の修正分を含む			1,522		-392 -20.5%
合計	96,518	93,641	89,484	-2,877 -3.0%	-7,034 -7.3%

資料) 企業・エネルギー・通信省 (2011) ,”A Positive Change in Day-to-Day Business – The Government’s Action Plan for Better Regulation 2006-2010 –”

②企業側の評価

上記の政府推計の結果に対して、企業サイドの実感としては、政府の規制が「大いに簡素化された」と「多少簡素化された」との回答は、合わせても 21%に過ぎないのに対して、「以前とほとんど同じ」との回答が 71%を占める。大半の企業にとっては、規制を含む行政関連費用は軽減されていない、との認識のようである。

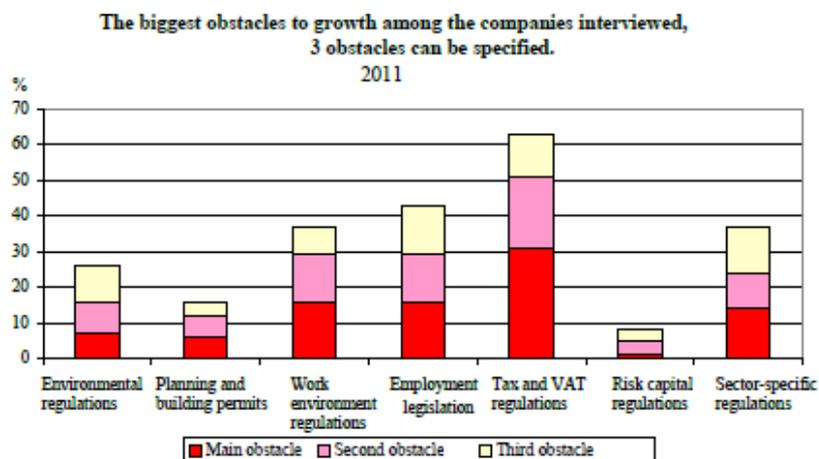
図表 政府の規制についての見方－1年前との比較－



資料) Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation (2011) , ”The Regulation barometer 2011”

また、企業は、分野的には「租税・付加価値税関連の規制」および「雇用関連法制」が特に企業成長にとっての足枷になると考えている⁵⁸。

図表 企業の成長を阻害する規制分野



資料) Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation (2011) , ”The Regulation barometer 2011”

⁵⁸ この結果は、本報告書「II.2.(3)」に記した現地企業・企業団体へのインタビュー内容とほぼ整合が取れている。

3. 政府による職業訓練施策

政府による職業訓練施策の内容は、本報告書「I. 3. (4) 個別社会保障分野」の⑤積極的労働市場政策、および⑥失業給付（消極的労働市場政策）を参照。

4. その他

(1) 企業が企業負担や企業支援に関する要望を伝えるルート

現地インタビュー調査によれば、スウェーデンの企業は、新聞の論壇への投稿、テレビでの討論、議員へのロビー活動、行政窓口など、あらゆるルートを使って、要望を伝えているようである。行政窓口としては、企業は最初はコミュニケーションに接することが多いが、案件や要望によっては、レーン（国の地方出先機関）に直接相談することもある。

ただし、問題は、回答する行政機関によって回答内容が異なる場合があることである。そのため、官公庁サイドでは、問い合わせや回答の情報は、ウェブサイトを通じたフォーラムにより一元的に共有しようとする動きがある、例えば、企業登録局と国税庁、経済・地域開発庁は、”The Swedish Business Link to Government”として一元化したウェブサイト（Verksamt.se）を提供している。

(2) 企業が立地を決定する要因

スウェーデンでの企業の立地を決定する要因（市場へのアクセス、優秀な労働力の確保、交通網の発達、企業規制の柔軟さ、法人関連税の大きさ等）について、近年、大規模に実施された調査はないようである⁵⁹。

なお、関連レポートとしてスウェーデン投資庁より紹介頂いたスウェーデン企業連盟「スウェーデンの税金が起業家にどのような影響を与えるか」（Confederation of Swedish Enterprise, "Skatter, entreprenörskap och nyföretagande"）によれば、先行研究のサーベイと共に、大規模パネルデータを用いた実証分析として、以下の結果が報告されている。

- 平均税率、限界税率と起業（自営）の間には負の相関がある。ただし、限界税率との相関は小さい。
- 繰越損失が限定されていることは、スウェーデンでは、経営失敗のコストが高いことを意味する。
- スウェーデンの税制は、高いスキルを持った者（＝高所得者）にとっては、起業（自営）のインセンティブにはなりにくい。
- 米国等と比べ、学歴と起業との相関は小さい。（統計的に有意でない場合も多いが、負の値を取る場合もある。）
- スウェーデンでは、高学歴を得て安定的な被用者環境を得るための機会費用が高いため、スキルの低い低学歴の者は、自ら仕事を創り「必要に迫られた起業（自営）」となる傾向がある。

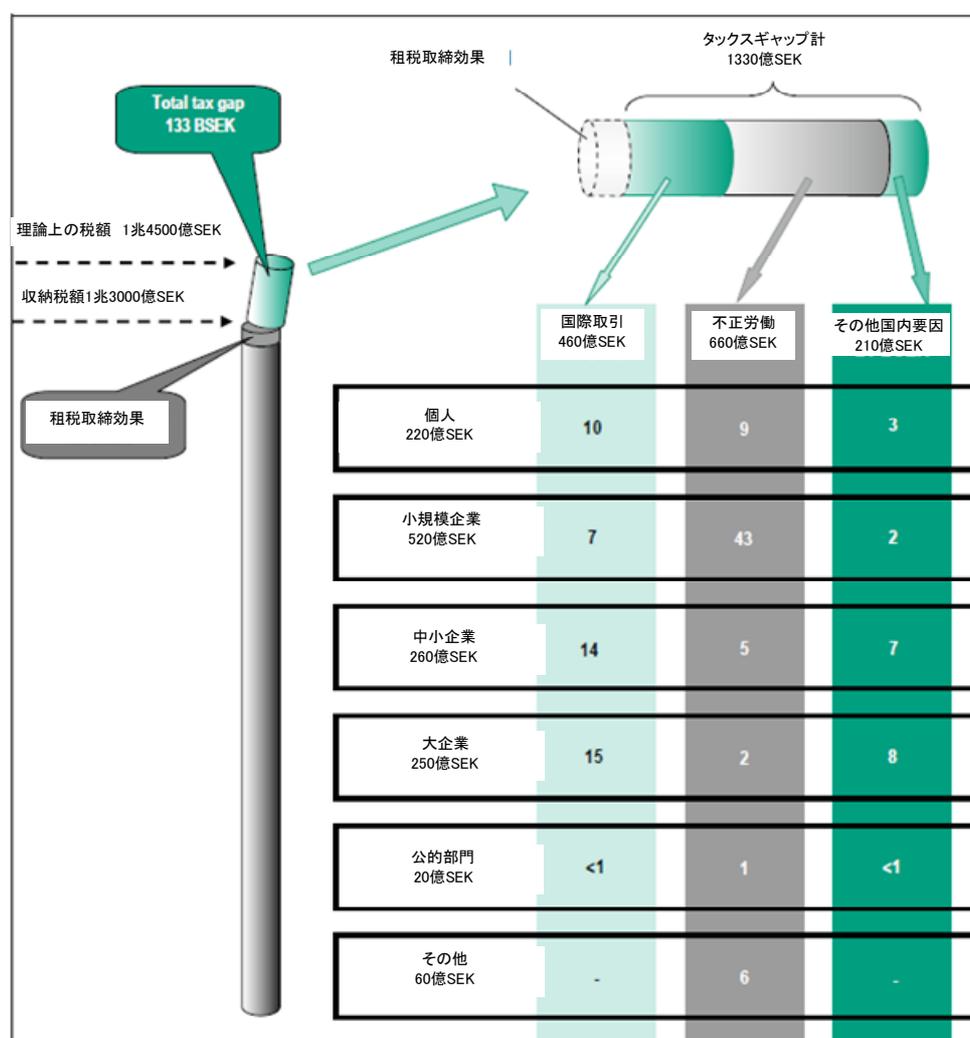
⁵⁹ 企業エネルギー通信省、スウェーデン企業連盟等へのインタビューに基づく。

(3) 企業課税を巡る特筆すべき事項—タックス・ギャップへの対策—

スウェーデン国税庁では、無申告や過少申告、過少納付から生ずる本来収受すべき税収と実際に収受している税収の差額を意味するタックス・ギャップ (Tax Gap)⁶⁰を解消するための取組を近年重視している。

スウェーデン国税庁が最初にこのタックス・ギャップに関する調査・推計を開始したのは1998年で、2002年には政府として初めての推計値として200億クローナから350億クローナのタックス・ギャップがあることを公表した。続いて2007年には、より詳細にどのようなことを原因にして、また、どの主体においてタックス・ギャップが生じているのかを示すタックス・ギャップ・マップを作成した。

図表 スウェーデンのタックス・ギャップ・マップ



資料) Swedish Tax Agency “Tax in Sweden 2011”

⁶⁰ 定訳はないが、「タックス・ギャップ」「税額差額」「脱漏税額」等と訳される場合が多い。

この分析によれば、スウェーデンにおけるタックス・ギャップの総額は 2005 年時点で 1,330 億クローナあり、これは GDP の約 5%、調定税額の約 10%を占める水準にある。このマップには、タックス・ギャップの原因を以下のように 3 種類に整理し、それぞれの主体から生じているのかについての可視化が試みられている。

図表 タックス・ギャップの要因

要因区分	概要
国際取引	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な取引において生じるもの。外国に居住する者がスウェーデンで得た所得、スウェーデン国民が外国で得た所得、スウェーデンと諸外国との間の取引等において生じる課税漏れ。タックス・ギャップの 34%を占め、総額 460 億クローナ。
不正労働 (Black Work)	<ul style="list-style-type: none"> 労働所得に関して国税庁に報告されていないもの。具体的には賃金及び企業の売上に係るもので、申告されていないもの。 タックス・ギャップの 50%を占め、総額 660 億クローナ。
その他国内要因	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外のもの。不正な控除や不正な資産所得の申告、不正な減価償却、不正な付加価値税の申告等。 タックス・ギャップの 16%を占め、総額 210 億クローナ。

資料) Swedish Tax Agency “Tax in Sweden 2011”

図表 タックス・ギャップの発生主体

主体区分	概要
個人	<ul style="list-style-type: none"> 法人以外の個人、自然人。約 980 万人が対象。 タックス・ギャップの規模は 220 億クローナ。
小規模企業	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払総額が 100 万クローナ以下の企業。約 64 万社が対象。 タックス・ギャップの規模は 520 億クローナ。
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> 賃金が 100 万-5000 万クローナ以下の企業。約 6.5 万社が対象。 タックス・ギャップの規模は 260 億クローナ。
大企業	<ul style="list-style-type: none"> 賃金が 5000 万クローナ以下の企業。約 1.5 万社が対象。 タックス・ギャップの規模は 250 億クローナ。
公的部門	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、公的機関、経済団体、事業者組合、基金等。15 万団体が対象。 タックス・ギャップの規模は 2 億クローナ

資料) Swedish Tax Agency “Tax in Sweden 2011”

これを踏まえて国税庁では、特に課税漏れが大きかった中小の小売業（上記区分の小規模企業、中小企業）に対する課税強化のため、小売業に対して、国税庁とオンラインでつながるキャッシュ・レジスター制度を導入(2010 年)し、売上を国税庁が把握する仕組みとした。同時に「公平な競争 (Fair Competition) 」キャンペーンを大々的に展開し、消費者にも領収書を受け取るよう促した。公平な競争を目指す業界も導入に賛同し、領収書を発行しない場合は罰則を定め、監査も実施している。なお、レジスターは日本円換算で 5 万

円程度であり、国からの補助制度等はない。

大企業や富裕層を対象とした国際取引に係るタックス・ギャップ対策として、以下の取組を強化している。すなわち、ある企業が海外に設立した子会社（ペーパーカンパニー）から融資を受ける形とし、相手国では利子課税が免除されている場合、課税逃れとなる。これを防止するため、現在、各国税務当局と協力し、スウェーデンとタックスヘイブン諸国との間で租税協定の締結を進めている。その結果、タックスヘイブンの国からのスウェーデンへの資金還流額は増加しつつある。

(4) 企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する考察

これまでに見てきたスウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担から、スウェーデンの企業支援策と公的負担の特徴を挙げると共に、若干の考察を加える。

①企業支援は、非金銭的サポートが中心

- ・企業誘致、企業支援のために補助金は使われていない（EU 条約により、原則として使えない）。
- ・クラスター形成における企業誘致においても、地代の優遇は行われていない。その土地に対して最大の利用価値を見出している企業に対してリース、売却することが基本となっている。
- ・行政サービスは、インフラ整備、情報提供とビジネス関連規制の緩和が中心である。補助金による誘致が行われないので、市場の競争条件を歪めることはない、と言える。補助金の使途の是非を問われることも少ないと考えられる。

②広く薄い負担、優遇措置の少なさ

- a. 法人税制上の優遇措置が少ないため、課税所得の浸食は小さくなる⁶¹。その結果、
- ・法人税率は 26.3%（2013 年からは 22.0%）と日本の 30%よりも低い水準に設定できる。
 - ・スウェーデンでは 49%の有限責任会社（株式会社）が法人税を納めている。日本では、法人税を納めている企業は 27%に過ぎない。スウェーデンでは法人所得が浸食される割合が小さいため、課税所得自体が黒字に留まる可能性が高く、それが多くの利益法人を産み、法人税を負担する企業の割合が高くなっている一因と見ることができる。
- b. 中小企業に対する優遇税制はほとんど存在しない（3.12 条項ルールのみ）。
- ・中小企業であっても、法人税率は大企業と同一である。
 - ・付加価値税についての免税点は存在しないため、益税は発生しない。

これらの結果、負担（納税）の公平感が保たれているのではないかと。

反面、社会保険料については、被雇用者負担が老齢年金保険料のみ（税額控除できるので、実質的には負担ゼロ）であるのに対して、事業主負担率は大きく、これは黒字であっても赤字であっても納めなければならない。

③雇用を軸とした公的負担の制度設計、受益と負担の明確化

- ・社会保険の給付は所得比例部分が大きいと、十分な給付を得るためには、被雇用者は、労働市場に出て働き、高い所得を得て納税を行い、社会保険料を納付しておく必要がある。

⁶¹ 個人所得税でも、基礎控除が認められているのみであり、扶養控除等は存在しない。

る。すなわち、受益を得るには、相応の負担を行わなければならない。

- また、高い所得を得るということは、企業にとっての社会保険料事業主負担分も高額になる（保険料率は同一）。スウェーデンの高福祉を支えるためには、雇用を軸として、より多くの国民が労働市場に出て所得を稼ぎ、納税し、それに伴って発生する事業主負担分を大きくせざるを得ない、と言える。

参考資料

◆日本とスウェーデンにおける税収に占める企業負担割合の推計の方法

以下「1.」では日本、「2.」ではスウェーデンを取り上げ、本報告書 P20 における1)～3)の「税収に占める企業課税の割合」の考え方のそれぞれの場合における企業負担分の算出方法について述べる。

1. 日本における企業負担分の算出方法

(1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

①すべて企業負担とする場合

a. 国税における企業負担分の推計

2010年の国税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。明確に個人（家計）が納税している税を除き、すべて企業負担と捉えた。

2010年度国税（単位:億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合
				うち企業負担額	
所得税		1	149,927	0	0.0%
法人税	1		101,056	101,056	100.0%
相続税		1	14,875	0	0.0%
地価税	1		1	1	100.0%
消費税	1		14	14	100.0%
消費税及地方消費税	1		125,449	125,449	100.0%
酒税		1	13,264	0	0.0%
たばこ税		1	295	0	0.0%
たばこ税及たばこ特別税		1	6,584	0	0.0%
石油税	1		0	0	100.0%
石油石炭税	1		49	49	100.0%
旧税	1		0	0	100.0%
電源開発促進税	1		3,492	3,492	100.0%
揮発油税及地方道路税	1		0	0	100.0%
揮発油税及地方揮発油税	1		30,147	30,147	100.0%
石油ガス税	1		238	238	100.0%
自動車重量税	1		52	52	100.0%
航空機燃料税	1		886	886	100.0%
印紙収入	1		3,064	3,064	100.0%
合計			449,392	264,447	58.8%

この結果、国税における企業負担額は、264,447 億円となる。（所得税の源泉徴収分についての企業負担分は、下記「①c.」を参照。）

b. 地方税における企業負担分の推計

Step1：国税と同様に、2010年の地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

明確に個人（家計）が納税している税を除き、すべて企業負担と捉えた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る固定資産税・都市計画税の企業負担分については、別途計算した（次頁参照）。

2010年度地方税（単位：億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合
				うち企業負担額	
一 道府県税			140,262		
1 普通税			140,159		
(1) 道府県民税			54,767		
(ア) 個人均等割		1	771	0	0.0%
(イ) 所得割		1	44,135	0	0.0%
(ウ) 法人均等割	1		1,464	1,464	100.0%
(エ) 法人税割	1		6,115	6,115	100.0%
(オ) 利子割	1		1,502	1,502	100.0%
(カ) 配当割	1		581	581	100.0%
(キ) 株式等譲渡所得割	1		200	200	100.0%
(2) 事業税	1		24,371	24,371	100.0%
(ア) 個人分			1,840		
(イ) 法人分			22,530		
(3) 地方消費税	1		26,419	26,419	100.0%
(ア) 譲渡割			20,753		
(イ) 貨物割			5,666		
(4) 不動産取得税	1		3,789	3,789	100.0%
(5) 道府県たばこ税		1	2,561	0	0.0%
(6) ゴルフ場利用税		1	546	0	0.0%
(7) 自動車取得税	1		1,916	1,047	100.0%
(8) 軽油引取税	1		9,175	9,175	100.0%
(9) 自動車税	1		16,155	8,832	100.0%
(10) 鉱区税	1		4	4	100.0%
(11) 固定資産税（特例）	1		52	52	100.0%
(12) 法定外普通税	1		404	221	100.0%
2 目的税			99		
(1) 法定目的税		1	19		
(ア) 狩猟税		1	19	0	0.0%
(2) 法定外目的税	1		80	80	100.0%
3 旧法による税			4	0	
(1) 特別地方消費税	1		0	0	100.0%
(2) 自動車取得税	1		0	0	100.0%
(3) 軽油引取税	1		4	4	100.0%
(4) その他	1		0	0	100.0%
二 市町村税			202,901		
1 普通税			186,810		
(1) 市町村民税			87,485		
(ア) 個人均等割		1	1,794	0	0.0%
(イ) 所得割		1	66,156	0	0.0%
(ウ) 法人均等割	1		4,126	4,126	100.0%
(エ) 法人税割	1		15,409	15,409	100.0%
(2) 固定資産税			89,612		
(ア) 純固定資産税	1	1	88,649		
(i) 土地	1	1	34,762	14,922	42.9%
(ii) 家屋	1	1	37,816	15,682	41.5%
(iii) 償却資産	1	1	16,072	15,849	98.6%
(イ) 交付金		1	963	0	0.0%
(3) 軽自動車税	1		1,776	1,776	100.0%
(4) 市町村たばこ税		1	7,876	0	0.0%
(5) 鉱産税	1		18	18	100.0%
(6) 特別土地保有税	1		29	29	100.0%
(7) 法定外普通税	1		14	14	100.0%
2 目的税			16,091		
(1) 法定目的税			16,073		
(ア) 入湯税		1	223	0	0.0%
(イ) 事業所税	1		3,295	3,295	100.0%
(ウ) 都市計画税	1	1	12,555		
(i) 土地	1	1	6,863	2,946	42.9%
(ii) 家屋	1	1	5,692	2,361	41.5%
(エ) 水利地益税	1		0	0	100.0%
(オ) 共同施設税	1		0	0	100.0%
(カ) 宅地開発税	1		0	0	100.0%
(2) 法定外目的税	1		18	18	100.0%
3 旧法による税	1		0	0	100.0%
総額			343,163	160,299	46.7%

<固定資産税等の企業負担分の計算>

Step1：総務省「平成23年度固定資産の価格等の概要調書」を用いて、「償却資産」「土地」「家屋」別に法人分・個人分の評価額に振り分けた。

Step2：それぞれの固定資産税収に法人分評価額割合を乗じることによって、企業負担分の固定資産税額を算出した。

なお、都市計画税の土地・家屋分についても、固定資産税の土地・家屋分の評価額における法人分・個人分の評価額で、企業負担分の都市計画税額を按分して算出した。

<2011年度 固定資産の価格等の概要調書>

償却資産	区分	億円		課税標準	法人割合	備考
		法人	個人			
償却資産	個人		1	2,094		
	法人	1		148,785		
合計				150,879	98.6%	

土地	区分	億円		課税標準	法人割合	備考	
		法人	個人				
宅地	①小規模住宅用地	個人	1	440,835			
		法人	1	44,749			
	②一般住宅用地	個人	1	219,764			
		法人	1	5,709			
	③住宅用地以外の宅地	個人	1	541,632			
		法人	1	878,835			
	④宅地(農地+造成費として評価される農業用施設用地)・住宅用地以外の宅地	個人	1	1,155			
		法人	1	356			
	⑤宅地(農地等+造成費として評価される生産緑地地区内の宅地)・住宅用地以外	個人	1	6			
		法人	1	0			
	⑥宅地計(①+②+③)	個人					
		法人					
	⑦一般山林	全体	1	1	9,786		④、⑤の法人比率(23.5%)により按分
	⑧複合利用鉄軌道用地・小規模住宅用地	個人		1	0		
		法人	1		11		
	⑨複合利用鉄軌道用地・一般住宅用地	個人		1	0		
	法人	1		0			
⑩その他・宅地比準土地	個人		1	149,825			
	法人	1		119,900			
⑪その他・宅地比準土地以外の土地	全体	1	1	11,469		④、⑤の法人比率(23.5%)により按分	
農地	一般市街化区域農地			22,141			
	介在農地			19			
	一般農地			31,791			
	農地合計		1	1	53,950		④、⑤の法人比率(23.5%)により按分
	特定市街化区域農地		1	1	18,214		④、⑤の法人比率(23.5%)により按分
合計				2,496,196	42.9%		

家屋	区分	億円		決定価格	法人割合	備考
		法人	個人			
建物・非木造	事務所・店舗・百貨店・銀行		1	570,163		
	住宅・アパート		1	1	931,186	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	病院・ホテル		1	135,891		
	工場・倉庫・市場		1	336,401		
	その他		1	1	63,838	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
				0		
建物・木造	専用住宅		1	1	732,230	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	共同住宅・寄宿舎		1	1	47,861	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	併用住宅(住宅部分)			1	19,494	
	併用住宅(その他の部分)		1		8,699	
	併用住宅(合計)				28,193	
	農家住宅			1	4,652	
	旅館・料亭・ホテル		1		2,014	
	事務所・銀行・店舗		1		11,877	
	劇場・病院		1		1,421	
	公衆浴場		1		150	
	工場・倉庫		1		4,633	
	土蔵			1	514	
	附属家			1	15,899	
合計				2,886,925	41.5%	

以上の結果、地方税における企業負担額は、160,299 億円となる。（所得税の源泉徴収分についての企業負担分は、下記「① c.」を参照。）

c. 源泉徴収額の大きさ

国税庁統計年報書(2010 年度版)によれば、所得税に占める源泉徴収分の大きさは、以下のとおり 81.3%である。なお、源泉徴収税額の内訳としては、給与所得が 68.5%を占めている。

図表 徴収決定済額（2010 年度）

区分	源泉所得税（億円）	申告所得税（億円）	計（億円）
徴収決定済額	128,389	29,600	157,989
構成比	81.3%	18.7%	100.0%

図表 源泉徴収税額の内訳（2010 年度）

区分	給与所得	配当所得	報酬・料金等	利子所得等	その他	計
額（億円）	85,013	16,411	11,508	5,482	5,619	124,032
構成比	68.5%	13.2%	9.3%	4.4%	4.5%	100.0%

よって、本推計においては、2010 年の所得税徴収額 149,927 億円（② a における国税徴収額の図表を参照）のうち、81.3%を源泉徴収額とし、これを企業負担とする。

同様に、道府県民税および市町村民税の個人均等割・所得割の合計額 112,856 億円（① b における地方税徴収額の図表を参照）のうち 81.3%を源泉徴収額とし、企業負担とする。

なお、道府県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割 2,283 億円については、すべて源泉徴収が行われていると仮定して企業負担とするが、既に① a にて計上済みなため、ここでは計上しない。

以上より、所得税および個人住民税における企業負担分の源泉徴収額の大きさは 213,643 億円であると推計できる。

$$\begin{aligned}
 & \text{所得税（国税）における源泉徴収額} && = 149,927 \times 81.3\% = 121,891 \text{ 億円} \\
 & \text{個人負担分住民税（地方税）における源泉徴収額} && = 112,856 \times 81.3\% = 91,752 \text{ 億円} \\
 & \text{計} && 213,643 \text{ 億円}
 \end{aligned}$$

②経済規模で按分する場合

a. 国税における企業負担分の推計

Step1：2010年の国税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る税（消費税等）については、2005年（平成17年）産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合を乗じて、企業負担分54.7%を算出した。

- ・この過程において、産業連関表の最終需要における「国内総固定資本形成」については、OECD(2012), “National Accounts of OECD Countries”における2009年のGross capital formation（総固定資本形成）に占める「企業」「家計」「政府」の割合を乗じた。
- ・National AccountsでのGross capital formationの「企業」「家計」「政府」への振り分けは、以下の最下段の表のとおり行い、企業割合を75.6%と算出した。

2010年度国税（単位：億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合
			うち企業負担額	企業負担割合	
所得税		1	149,927	0	0.0%
法人税	1		101,056	101,056	100.0%
相続税		1	14,875	0	0.0%
地価増徴税	1	1	1	0	54.7%
消費税	1	1	14	8	54.7%
消費税及地方消費税	1	1	125,449	68,581	54.7%
酒税	1	1	13,264	0	0.0%
たばこ税		1	295	0	0.0%
たばこ税及たばこ特別税		1	6,584	0	0.0%
石油税	1		0	0	100.0%
石油石炭税	1		49	49	100.0%
旧酒税	1	1	0	0	54.7%
電源開発促進税	1		3,492	3,492	100.0%
揮発油税及地方道路税	1		0	0	100.0%
揮発油税及地方揮発油税	1		30,147	30,147	100.0%
石油ガス税	1		238	238	100.0%
自動車重量税	1	1	52	29	54.7%
航空機燃料税	1		886	886	100.0%
印紙収入	1	1	3,064	1,675	54.7%
合計			449,392	206,160	45.9%

2005年産業連関表

	中間需要		最終需要					需要合計
	内生部門計	家計外最終消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出計(海外需要)	
企業支出	1					1		5,710,128
家計支出		1		1				2,990,011
政府支出				1		1		1,007,152
需要額計(億円)	4,661,406	168,027	2,808,733	910,416	1,138,016	20,694	737,687	5,783,572
企業比率%	100%	100%	0%	0%	75.6%	100%		54.7%

2009年度Gross capital formation of National Accounts by OECD(2012)

	単位：10億円							
	Dwellings	Other buildings and structures	Transport equipment	Other machinery and equipment	Cultivated assets	Intangible fixed asset	Changes in inventories	計
企業支出		1			1		1	89,355
家計支出	1							18,835
政府支出			1			1		10,051
計(10億円)	18,835	40,946	10,051	39,656	0	7,397	1,356	118,241
企業比率	0%	100%	0%	100%	0%	100%	100%	75.6%

以上の結果、国税における企業負担額は、206,160億円となる。

b. 地方税における企業負担分の推計

Step1：国税と同様に、2010年の地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る税（地方消費税等）については、2005年（平成17年）産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合54.7%を乗じて企業負担分を算出した。なお、固定資産税の企業負担分については、別途計算した（次頁参照）。

2010年度地方税（単位：億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合
			うち企業負担額		
一 道府県税			140,262		
1 普通税			140,159		
(1) 道府県民税			54,767		
(ア) 個人均等割		1	771	0	0.0%
(イ) 所得割		1	44,135	0	0.0%
(ウ) 法人均等割	1		1,464	1,464	100.0%
(エ) 法人税割	1		6,115	6,115	100.0%
(オ) 利子割	1	1	1,502	821	54.7%
(カ) 配当割	1	1	581	318	54.7%
(キ) 株式等譲渡所得割	1	1	200	109	54.7%
(2) 事業税	1		24,371	24,371	100.0%
(ア) 個人分			1,840		
(イ) 法人分			22,530		
(3) 地方消費税	1	1	26,419	14,443	100.0%
(ア) 譲渡割			20,753		
(イ) 貨物割			5,666		
(4) 不動産取得税	1	1	3,789	2,071	54.7%
(5) 道府県たばこ税		1	2,561	0	0.0%
(6) ゴルフ場利用税		1	546	0	0.0%
(7) 自動車取得税	1	1	1,916	1,047	54.7%
(8) 軽油引取税	1		9,175	9,175	100.0%
(9) 自動車税	1	1	16,155	8,832	54.7%
(10) 鉱区税	1		4	4	100.0%
(11) 固定資産税（特例）	1		52	52	100.0%
(12) 法定外普通税	1	1	404	221	54.7%
2 目的税			99		
(1) 法定目的税		1	19		
(ア) 狩猟税		1	19	0	0.0%
(2) 法定外目的税	1	1	80	44	54.7%
3 旧法による税			4	0	
(1) 特別地方消費税	1	1	0	0	54.7%
(2) 自動車取得税	1	1	0	0	54.7%
(3) 軽油引取税	1		4	4	100.0%
(4) その他	1	1	0	0	54.7%
二 市町村税			202,901		
1 普通税			186,810		
(1) 市町村民税			87,485		
(ア) 個人均等割		1	1,794	0	0.0%
(イ) 所得割		1	66,156	0	0.0%
(ウ) 法人均等割	1		4,126	4,126	100.0%
(エ) 法人税割	1		15,409	15,409	100.0%
(2) 固定資産税			89,612		
(ア) 純固定資産税	1	1	88,649		
(i) 土地	1	1	34,762	14,922	42.9%
(ii) 家屋	1	1	37,816	15,682	41.5%
(iii) 償却資産	1	1	16,072	15,849	98.6%
(イ) 交付金		1	963	0	0.0%
(3) 軽自動車税	1	1	1,776	1,776	54.7%
(4) 市町村たばこ税		1	7,876	0	0.0%
(5) 鉱産税	1		18	18	100.0%
(6) 特別土地保有税	1		29	29	100.0%
(7) 法定外普通税	1	1	14	14	54.7%
2 目的税			16,091		
(1) 法定目的税			16,073		
(ア) 入湯税		1	223	0	0.0%
(イ) 事業所税	1		3,295	3,295	100.0%
(ウ) 都市計画税	1	1	12,555		
(i) 土地	1	1	6,863	2,946	42.9%
(ii) 家屋	1	1	5,692	2,361	41.5%
(エ) 水利地益税	1		0	0	100.0%
(オ) 共同施設税	1		0	0	100.0%
(カ) 宅地開発税	1		0	0	100.0%
(2) 法定外目的税	1	1	18	18	54.7%
3 旧法による税	1	1	0	0	54.7%
総額			343,163	145,534	42.4%

<固定資産税等の企業負担分の計算>

Step1：総務省「平成23年度固定資産の価格等の概要調書」を用いて、「償却資産」「土地」「家屋」別に法人分・個人分の評価額に振り分けた。

Step2：それぞれの固定資産税収に法人分評価額割合を乗じることによって、企業負担分の固定資産税額を算出した。

なお、都市計画税の土地・家屋分についても、固定資産税の土地・家屋分の評価額における法人分・個人分の評価額で、企業負担分の都市計画税額を按分して算出した。

<2011年度 固定資産の価格等の概要調書>

償却資産	区分	億円		課税標準	法人割合	備考
		法人	個人			
償却資産	個人		1	2,094		
	法人	1		148,785		
合計				150,879	98.6%	

土地	区分	億円		課税標準	法人割合	備考
		法人	個人			
宅地	①小規模住宅用地	個人	1	440,835		
		法人	1	44,749		
	②一般住宅用地	個人	1	219,764		
		法人	1	5,709		
	③住宅用地以外の宅地	個人	1	541,632		
		法人	1	878,835		
	④宅地(農地+造成費として評価される農業用施設用地)・住宅用地以外の宅地	個人	1	1,155		
		法人	1	356		
	⑤宅地(農地等+造成費として評価される生産緑地地区内の宅地)・住宅用地以外	個人	1	6		
		法人	1	0		
	⑥宅地計(①+②+③)	個人				
		法人				
	⑦一般山林	全体	1	1	9,786	④、⑤の法人比率(23.5%)により按分
	⑧複合利用鉄軌道用地・小規模住宅用地	個人		1	0	
		法人	1		11	
	⑨複合利用鉄軌道用地・一般住宅用地	個人		1	0	
	法人	1		0		
⑩その他・宅地比準土地	個人		1	149,825		
	法人	1		119,900		
⑪その他・宅地比準土地以外の土地	全体	1	1	11,469	④、⑤の法人比率(23.5%)により按分	
農地	一般市街化区域農地			22,141		
	介在農地			19		
	一般農地			31,791		
	農地合計		1	1	53,950	④、⑤の法人比率(23.5%)により按分
	特定市街化区域農地		1	1	18,214	④、⑤の法人比率(23.5%)により按分
合計				2,496,196	42.9%	

家屋	区分	億円		決定価格	法人割合	備考
		法人	個人			
建物・非木造	事務所・店舗・百貨店・銀行		1	570,163		
	住宅・アパート		1	1	931,186	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	病院・ホテル		1	135,891		
	工場・倉庫・市場		1	336,401		
	その他		1	1	63,838	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
				0		
建物・木造	専用住宅		1	1	732,230	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	共同住宅・寄宿舎		1	1	47,861	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	併用住宅(住宅部分)			1	19,494	
	併用住宅(その他の部分)		1		8,699	
	併用住宅(合計)				28,193	
	農家住宅			1	4,652	
	旅館・料亭・ホテル		1		2,014	
	事務所・銀行・店舗		1		11,877	
	劇場・病院		1		1,421	
	公衆浴場		1		150	
	工場・倉庫		1		4,633	
	土蔵			1	514	
	附属家			1	15,899	
合計				2,886,925	41.5%	

以上の結果、地方税における企業負担額は、145,534 億円となる。

c. 源泉徴収額の大きさ

企業と家計の両者の負担があり得る税について、経済規模で個人負担分と企業負担分を按分する方法を採用したケース 5 からケース 8 では、所得税・住民税における企業による源泉徴収分は、すべて個人（家計）の負担であると仮定している。

したがって、この場合の企業負担額はゼロとなる。

(2) 個人事業主が納める所得税の扱い

個人事業主は、事業所得者としてすべて申告納税を行なうものとする。

国税庁編（2012）「平成 22 年度版国税庁統計年報書」によれば、2010 年度分の所得税における確定申告者は以下のとおりとなっており、確定申告を行った事業所得者数は 3,799 千人、申告納税額は 4,873 億円である⁶²。

2010年度分		単位:千人、億円	
区分	確定申告者数	総所得額	申告納税額
事業所得者	3,799	86,007	4,873
その他の所得者	19,351	626,117	17,558
不動産所得者	1,551	58,845	6,488
給与所得者	9,276	402,612	5,314
雑所得者	8,003	119,056	707
それ以外	520	45,604	5,048
合計	23,150	712,123	22,431

以上から、個人事業主が納める所得税については、

①企業負担として捉える場合：

事業所得者の申告納税額 4,873 億円とする。

②企業負担とはみなさず、個人（家計）負担として捉える場合：

事業所得者の納税額は企業負担ではなく個人（家計）負担なので、ゼロとする。

⁶² この値には、不動産所得者や雑所得者による申告納税額は含んでいない。

(3) 社会保険料事業主負担分の扱い

国立社会保障・人口問題研究所（2012）「平成 22 年度社会保障費用統計」によれば、2010 年度における社会保険料拠出額 578,468 億円のうち、事業主（雇用主）負担分は 275,360 億円となっている。

なお、個人事業主については、世帯全員が国民健康保険に加入しているとみなし、被保険者拠出額 303,108 億円のうち 34,455 億円を納めていると仮定する。

2010年度		単位: 億円
社会保険料拠出額		578,468
被保険者拠出		303,108
うち国民健康保険		34,455
事業主(雇用主)拠出		275,360

以上から、企業の公的負担に社会保険料を含める場合、企業の社会保険料拠出額は、

①個人事業主負担分を企業負担に含める場合：

事業主拠出分（275,360）＋国民健康保険拠出額（34,455）と捉え、309,815 億円とする。

②個人事業主負担分を企業負担に含めない（＝個人(家計)負担とみなす）場合：

事業主（雇用主）拠出分のみを企業負担と捉え、275,360 億円とする。

4. スウェーデンにおける企業負担分の算出方法

(1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

①すべて企業負担とする場合

a. 国税・地方税における企業負担分の推計

2010年の国税・地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。明確に個人(家計)が納税している税を除き、すべて企業負担と捉えた。

2010年度税収 (百万クローナ)

税目	国税・地方税	企業負担	家計負担	税収額計		企業負担割合
					うち企業負担額	
個人所得税	国税		1	9,172	0	0.0%
	地方税		1	508,614	0	0.0%
法人所得税	国税	1		113,303	113,303	100.0%
付加価値税	国税	1		321,246	321,246	100.0%
物品税	国税	1		111,613	111,613	100.0%
	うち固定資産税	1		11,812	11,812	100.0%
その他の生産関連税	うち資産使用料		1	14,080	0	0.0%
	うち環境税	1		479	479	100.0%
	その他	1		11,347	11,347	100.0%
税収合計	国税			578,972	569,800	98.4%
	地方税			522,694	0	0.0%
	全体			1,101,666	569,800	51.7%

この結果、国税・地方税における企業負担額は、569,800 百万クローナとなった。(所得税の源泉徴収分についての企業負担分は、下記「①b.」を参照。)

b. 源泉徴収額の大きさ

スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれば、2010年に評価される2009年の個人所得税(国税・地方税計)約5,430億クローナのうち、源泉徴収分は99%である⁶³。内訳は、事業主や銀行等による源泉徴収が94%、個人事業主による暫定納付(Preliminary Tax)が5%である。

⁶³ 2011年の場合、源泉徴収分は115%(つまり、15%分は還付される)とのことである(スウェーデン国税庁への照会結果)。

図表 個人所得税収に占める源泉徴収割合（2010年評価分（2009年所得））

Table 9
Collection of individual income taxes
etc in the assessment year 2010² [4.8]

	SEK billion	% of debited tax
Total tax debited on basis of assessment (final tax bill)	543	100%
of which paid by		
-employers, banks etc. by withholding	512	94%
-preliminary tax paid by entrepreneurs	26	5%
Remaining amount to be settled	5	1%
of which		
- tax payers' own additional payments	50	9%
- excess tax refunded to tax payers	-45	-8%

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”

したがって、2010年の所得税収（国税・地方税計）517,786百万クローナ（上記①aの図表参照）のうち、企業負担となる源泉徴収額の大きさは、512,608百万クローナであると推計できる。

所得税（国税・地方税計）における源泉徴収額＝517,786×99％＝512,608百万クローナ

②経済規模で按分する場合

a. 国税・地方税における企業負担分の推計

Step1：2010年の国税・地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る税（VAT等）については、2010年産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合を乗じ、企業負担分47.4%を算出した。

- ・この過程において、産業連関表の最終需要における「国内総固定資本形成」については、OECD(2012), “National Accounts of OECD Countries”における2010年のGross capital formation（総固定資本形成）に占める「企業」「家計」「政府」の割合を乗じた。
- ・National AccountsでのGross capital formationの「企業」「家計」「政府」への振り分けは、以下の最下段の表のとおり行い、企業割合を74.6%と算出した。

2010年度税収（百万クローナ）

税目	国税・地方税	企業負担	家計負担	税収額計		企業負担割合
				うち企業負担額	企業負担割合	
個人所得税	国税		1	9,172	0	0.0%
	地方税		1	508,614	0	0.0%
法人所得税	国税	1		113,303	113,303	100.0%
付加価値税	国税	1	1	321,246	152,377	47.4%
物品税	国税	1	1	111,613	52,941	47.4%
その他の生産関連税	うち固定資産税	国税	1	11,812	11,812	100.0%
	うち資産使用料	地方税	1	14,080	0	0.0%
	うち環境税	国税	1	479	227	47.4%
	その他	国税	1	11,347	5,382	47.4%
税収合計	国税			578,972	336,043	58.0%
	地方税			522,694	0	0.0%
	全体			1,101,666	336,043	30.5%

2010年産業連関表

	中間需要			最終需要					需要合計
	内生部門計	非営利団体最終消費支出	家計最終消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出計(海外需要)	最終需要計	
企業支出	1	1			1	1			3,844,183
家計支出			1						1,669,572
政府支出				1					939,232
需要額計(百万クローナ)	3,321,821	50,574	1,566,476	889,623	601,691	22,802	1,651,448	4,782,614	8,104,435
企業比率%	100%	100%	0%	0%	74.6%	100%			47.4%

2010年度Gross capital formation of National Accounts by OECD(2012)

単位：10億円

	Dwellings	Other buildings and structures	Transport equipment	Other machinery and equipment	Cultivated assets	Intangible fixed asset	Changes in inventories	計
企業支出		1			1		1	455,011
家計支出	1							104,479
政府支出			1			1		50,275
計(百万クローナ)	104,479	158,770	48,018	178,298	2,257	97,717	20,226	609,765
企業比率	0%	100%	0%	100%	0%	100%	100%	74.6%

以上の結果、国税・地方税を合わせた企業負担額は、336,043百万クローナとなる。

b. 源泉徴収額の大きさ

企業と家計の両者の負担があり得る税について、経済規模で個人負担分と企業負担分を按分する方法を採用したケース 5 からケース 8 では、所得税・住民税における企業による源泉徴収分は、すべて個人（家計）の負担であると仮定している。

したがって、この場合の企業負担額はゼロとなる。

(2) 個人事業主が納める所得税の扱い

スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれば、2010年に評価される2009年の個人所得税（国税・地方税計）約5,430億クローナのうち、個人事業主が納める暫定納付（源泉徴収額）は260億クローナである。

また、確定申告により納付される個人所得税50億クローナには、個人事業主による所得税分が含まれている。そこで、この値を、「企業による源泉徴収額」と「個人事業主による暫定納付額（源泉徴収額）」の比率で按分し、個人所得税確定申告納付分における個人事業主負担分を算出する。すなわち、

$$50 \times 260 / (5120 + 260) = 242 \text{ 百万クローナ}$$

したがって、個人事業主が納める個人所得税額は、暫定納付（源泉徴収額）額と確定申告納付額と合わせ、以下のとおり26,242百万クローナと計算できる。

$$260 \text{ 億} + 242 \text{ 百万} = 26,242 \text{ 百万}$$

図表 個人所得税収に占める源泉徴収割合（2010年評価分（2009年所得））

	SEK billion	% of debited tax
Total tax debited on basis of assessment (final tax bill)	543	100%
of which paid by		
-employers, banks etc. by withholding	512	94%
-preliminary tax paid by entrepreneurs	26	5%
Remaining amount to be settled	5	1%
of which		
- tax payers' own additional payments	50	9%
- excess tax refunded to tax payers	-45	-8%

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”

以上から、個人事業主が納める所得税については、

①企業負担として捉える場合：

個人事業主の納付所得税額である26,242百万クローナとする。

②企業負担とはみなさず、個人（家計）負担として捉える場合：

個人事業主の納税額は企業負担ではなく個人（家計）負担なので、ゼロとする。

(3) 社会保険料事業主負担分の扱い

スウェーデン国税庁（2011）”Taxes in Sweden 2011”によれば、2009年⁶⁴における社会保険料拠出額 4,810 億クローナのうち、事業主拠出額は 3,750 億クローナ、自営業者拠出額は 110 億クローナ、被用者が負担する老齢年金保険料拠出額は 870 億クローナとなっている。

Social security contributions in 2009 [4.31-32]

	SEK billion	Normal tax rate
1. Basic social security contributions paid by		
a. employers or	375	31.42%
b. self-employed	11	29.71%
2. General pension contribution paid by all active persons	87	7.00%
3. Special wage tax	33	24.26%
4. Deduction for fees for the premium pension system	-25	
Total	481	

なお、老齢年金保険料率について、自営業者は自営業者自身にかかる老齢年金保険料率 10.21%（雇用主と同率）と被用者拠出分の保険料率 7.0%を加え、実際には 17.21%の負担となる。表中「2.General pension contribution paid by all active persons」の拠出額 870 億クローナの中には自営業者拠出分が含まれているので、この分を計算すると

$$110 \times (7.0 / 29.71) = 26 \text{ となる。}$$

したがって、実際の自営業者の拠出額は $110 + 26 = 136$ 億クローナ、被用者の拠出額は $870 - 26 = 844$ 億クローナとなり、上の表は以下のとおりに書き換えることができる。

2010年度		単位: 億クローナ
社会保険料拠出額		4,810
雇用主拠出		3,750
自営業者拠出		136
被用者拠出		844

以上から、企業の公的負担に社会保険料を含める場合、企業の社会保険料拠出額は、

①個人事業主負担分⁶⁵を企業負担に含める場合：

雇用主拠出（3,750）＋自営業者拠出（136）と捉え、3,886 億クローナとする。

②個人事業主負担分を企業負担に含めない（＝個人(家計)負担とみなす）場合：

雇用主拠出分のみを企業負担と捉え、3,750 億クローナとする。

⁶⁴ 社会保険料拠出額のデータについては、便宜上 2009 年の値を用いる。

⁶⁵ ここでは、自営業者拠出＝個人事業主拠出と考える。

平成 24 年度 東京都主税局 委託調査

スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担の
あり方に関する調査研究

平成 25 年 2 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話：03-6733-1021

FAX：03-6733-1028